新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 議事録

第1回から第13回委員会議事録のうち、第6回、第11回及び第13回は、入札参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングとなり、当該事案に対する議事がなかったため、議事録の作成は行っておりません。

(組合吉村室長)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第1回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会を開催致します。

進行を努めさせていただきます山辺・県北西部広域環境衛生組合企画課施設建設室吉村でございます。よろしくお願い致します。

初めに、本日の事業者選定委員会の開催にあたりまして、山辺・県北西部広域環境衛生組合管理者 並河よりご挨拶を申し上げます。

(管理者並河市長)

改めまして皆さんこんにちは。皆様には師走のお忙しい中、足を運んでいただきありがとうございます。山辺・県北西部広域衛生環境組合の管理者をしております天理市長の並河でございます。この事務組合は 10 市町村で構成されており、今本市内に焼却施設とリサイクル施設を建設しようということで環境影響調査を進めている最中であります。いよいよ、付帯となる施設整備の段に入っていく中で、先生方にここからお力添えをいただきたいと考えております。

10 市町村と申しますと、環境省などで、最初にご説明しました時に、どんなに巨大なものを作るのかという話もあったのですが、奈良県には 39 市町村あり、奈良市が中核市であるのを別にすると中小の自治体の多い県であります。これは平成の大合併の時に、なかなか進まなかったわけなのですが、その反面(当然の帰結かもしれませんけれども)、人口あるいは面積規模で滋賀県とほぼ同じであるにもかかわらず、施設数が大変多い、その中でも私たちの事業によって、7施設が一つに集約されるということは、環境面でも行政の効率化の面でも非常に大きい。今、広域化のモデルとしては非常にスムーズにいっている方だということで注目をいただいているところであります。

また、本来は基礎自治体の業務であるところが県と市町村の連携の下「奈良モデル」を進めておりますが、この一つの大きな柱として数えていただいております。ただ、ここまで来るには地域の皆さんへの何度にも渡る説明をさせていただき、様々ご意見がございました。「なぜ、他の9市町村分まで本市が引き受けるんだ。」や「環境面あるいは断層だったりと色々な関係性から本当に適地なのか。」など話し合いをしてきたわけなのですけれども、基本計画を立てていて、地元の皆さん方にも参加をいただく中で方向性を出してきたわけでございます。やはり、実際にこれから具体的な施設、どういった形になってくるか、事業者選定は非常に重要になってきます。

特に2つのポイントが大事と考えておりまして、1つは公平公正であることであります。超巨大なものではないと言いましても、金額規模からしましても 200~300 億円、下手すればもう少しいってしまうかもしれないという公金の取扱になりますので、一点の疑義もあってはならない透明で公平公正でものごとを進めていく。10 市町村が安心してこの事業を進めていくということが必須と思います。そして2つ目としては、施設の基本的な方向性について地元の皆さんと話をしてきたことがきちんと形になって表れてくるように、そこでの議論の内容が忠実に反映されるように、良い事業者さんにパートナーとしてやっていただけるように進めていかないといけないということであります。

そういった観点から本日委嘱をさせていただくわけですが、委員の皆様方はベストメンバーにお揃いただいたと思っております。お忙しい中ではございますけど、どうぞお力添えを心からお願い申し上げまして、開会の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(組合吉村室長)

ありがとうございました。

続きまして、本日、出席しております事務局職員をご紹介させていただきます。 事務局長の川口でございます。

(組合川口事務局長)

川口でございます。よろしくお願い致します。

(組合吉村室長)

企画係長の山下でございます。

(組合山下係長)

山下です。よろしくお願い致します。

(組合吉村室長)

施設建設室の南主査でございます。

(組合南主査)

南です。よろしくお願い致します。

(組合吉村室長)

司会をしております、室長の吉村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

続きまして、新ごみ処理施設の整備及び運営に係る事業者選定にあたり、必要な資料の作成などの 運営支援をお願いしております株式会社エックス都市研究所様でございます。

(エックス

エックス都市研究所でございます。本日7名で出席させていただいております。よろしくお願い致 します。

(組合吉村室長)

以上、ご紹介とさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、次第に沿って、進めさせていただきます。次第1「委嘱状交付」に入らせていただきます。委嘱状につきましては、本組合の管理者並河よりお渡し致します。お名前をお呼び致しますので、自席にてご起立をお願い致します。なお本日、 におかれましては、職務の都合上40分程度遅れるとのご連絡を事前にいただいております。

それでは、お呼び致します。

~各委員への委嘱~

(組合吉村室長)

なお、委員の皆さまの任期につきましては、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備 及び運営事業者選定委員会 設置要綱」に従い、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する 日までとさせていただいております。

それでは、委員の皆さま方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料の「新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 委員名簿」をご覧ください。お名前のほうは、五十音順とさせていただいております。委員名簿順に従いまして、ご紹介をさせていただきます。 でございますが、到着され次第のご紹介とさせていただきます。

でございます

よろしくお願い致します。

(組合吉村室長)

でございます。

でございます。よろしくお願い致します。

(組合吉村室長)

でございます。

よろしくお願いします。

(組合吉村室長)

でございます。

よろしくお願いします。

(組合吉村室長)

委員の皆さま方には、格別お世話になります。何卒、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次第2「委員長・副委員長の選出」に入らせていただきます。「山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 設置要網」第4条第2項におきまして「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める」こととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

はい。が適切かと存じます。

(組合吉村室長)

ただいま、を委員長にとのご提案をいただきましたが、他にご意見はございますか。

「意見なし」と呼ぶ者あり、

(組合吉村室長)

ご異議もないようですので、これでは、に委員長をお願いいたしたいと思います。

「よろしくお願いします」の声

(組合吉村室長)

続きまして、副委員長の選出でございますが、委員長からご指名いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「意見なし」と呼ぶ者あり

副委員長といたしましては、実務の経験も非常に豊富で、このような事案についても適切な助言を

いただけると思います、

を副委員長に

したいと思いますがいかがでしょうか。

「意見なし」と呼ぶ者あり

(組合吉村室長)

~ 、委員長席に移動~

(組合吉村室長)

からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

皆様、この場でご挨拶をさせていただきます、委員長をさせていただくことになりました。 よろしくお願い致します。広域で新しく組合の施設をつくり、そこで施設を運営するということは、 先ほど並河市長はさらっと述べておられましたが、ものすごい大変なことをされたと思いますし、こ れからも色々大変だと思います。こうであるべきだと考えている識者は多いですが、実際なかなか進 めていくこと自体が難しいし、みんなでうまくサポートしていきたいと思いますので、ぜひとも皆様 方にもよろしくお願いしたいところであります。

先ほど、責任分担と言いますか、公平公正でなければならないと管理者がおっしゃっておりましたが、例えば大船に乗った市町村は、船に乗りっぱなしになり、波がどうなっても乗っておけというような姿勢を取ったり、どこかが必死に支えなければならないような状況になるかもしれない。そういうことがあってはならないということで、常にモニタリングしながら進めていくという形が望ましい。そういう構造になるからこそ民間の方、企業にしっかりと支えていただくということが大事であります。民間企業がどこもかしこもできるというわけではございません。やはり、知悉と誠意を持って取り組んでいただかなければならない。それを担保する方法としてモニタリングということが世間で言われていますが、透明性を持って、しかも中身が進んでいるということをみんなで確認していかなければいけないということが大事かもしれません。

我が国日本では、ごみ焼却は難しい事業でありますので、今までは比較的実績のある大きな会社が中心となってやってきたわけではありますが、やはり大きなお金が動くものですから、今まで実績のある会社でなくても手を挙げることがこれから実際にそういう事例がいくつか起こってきます。それが悪いかと言うと、悪くはありません。それが本来産業のあるべき姿であると思いますが、余計なことと言えばモニタリングですとか、契約条項といったことが大事になってきます。余計なこと、こういった最初のキックオフでしっかりした議論しておかないと、後々トラブルが起こって裁判になってみたりとかそういったことが全国的に起きています。そのために、はないよういったことが全国的に起きています。そのために、はないと、他の委員先生方にも、常識的に私が暴走しないように抑えていただきたい。さらに、ごみ関係について山辺・県北西部広域環境衛生組合はバランスを取ることを大変重要視しておられますので、皆様にもお力添えをいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(組合吉村室長)

ありがとうございました。

続きまして「委員会の諮問」に移らせていただきます。「山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 設置要綱」第2条におきまして、「委員会は、管理者の諮問に基づき、次に掲げる事項について検討し、その結果を管理者に答申する。」こととなっております。ここで本組合の管理者並河より委員長に諮問させていただきます。

~諮問式~

(組合吉村室長)

誠に恐れ入りますが、所用のため、ここで並河管理者は退席とさせていただきます。

なお、現在の出席委員数は5名中4名で過半数を満たしておりますので、「山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 設置要網」第6条第2項により本委員会は成立しております事をご報告させていただきます。

それでは、これ以降の委員会の議事進行につきましては、これ以降の委員会の議事進行につきましては、これ以降の委員会の議事進行につきましては、これはいる。



はい。では、議事に入らせていただく前に、次第に配布資料の一覧がございます。ご確認をお願い します。

資料の一覧は、次第の裏側に書いています。これが全部あるはずなんです。全部を今確認するのは 大変かと思いますが、もしも途中であれがないとなりましたら、おっしゃっていただいても構いませ ん。

それでは、「次第3 委員会の公開について」に入ります。事務局の説明を求めます。

(組合川口事務局長)

委員会の公開につきましては、「山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 設置要網」第7条に従い、「会議は、非公開とし、会議における審査の結果等は公表する。」ことと致します。



設置要綱は一番最後の方にありましたので、ちょっと見ておいた方が良いかと思います。資料の5 の後。委員名簿のさらに下に設置要綱がありまして、今何条とおっしゃいました。

(組合川口事務局長)

7条です。



7条ですね。会議における審査の結果は公表する。会議は非公開。会議における審査の結果等は公 表する。これでいいかと思います。

では、委員会運営については非公開。

次に「次第4 議事」に入りたいと思います。事業者選定スケジュールについて事務局の説明をお 願いします。

(組合南主査)

では資料の説明に入りますが、これからの資料の説明は株式会社エックス都市研究所からの説明と

させていただきます。よろしくお願いします。

(エックス

エックス都市研究所の と申します。よろしくお願いします。資料 1 - 1、1 - 2について今回 のスケジュールについてご説明させていただきます。

まずは資料1-1ですが、本事業候補者選定の全体スケジュールになっています。すでに資料を配布しておりますが、本事業「エネルギー回収型廃棄物処理施設」と「マテリアルリサイクル推進施設」いわゆる焼却施設と不燃・粗大リサイクル施設です。それを同時に事業者選定するというスケジュールになっています。また、本事業はPFI法に準じた手続きに則ったスケジュールで、かつ、事業者の選定方法は総合評価落札方式で価格要素と非価格要素で選定するようなスケジュールになっています。

資料1-1の左側の項目1番、実施方針は本日の審議報告事項で審議のあと来年5月に公表と赤い 丸がありますけども実施方針、併せて要求水準書案を公表する予定とします。

また、少し戻りまして2番、特定事業の選定も本日の審議報告事項で事業者に見積り徴集を行なってそれらの基礎資料をベースに特定事業の選定とか、今後の組合の長期債務負担行為に必要な議決の資料をとって31年8月に同じく赤まるで示したところがありますが特定事業選定を公表、そして、本事業の両方の入札公告時期を同じく8月の中旬頃を予定しています。

その後、参加資格要件を5番(2)(3)(4)の手続きを踏んで、民間事業者の応募者の提案作成期間を11月から32年1月までの3カ月間で提案をもらうスケジュールになっています。

出てきた提案につきましては、基礎審査として要求水準書内容を満たしているかなどの審査を経たのち、今回の求める提案の非価格要素について審議していただいて 32 年4月当初にプレゼン、ヒアリングを行い事業者選定します。その後の約3カ月間で基本協定、基本契約、建設工事・請負工事契約、運営事業契約の締結の協議を経て6月明けには本契約の締結を行うという大きなスケジュールになっています。

6番目の事業者選定の委員会は本日 12 月上旬に①と書いていますが、事業者選定では最後のヒアリングまで全6回を予定しています。全6回の委員会のスケジュールの主な審議内容は、もう一枚のA4の資料1-2を見ていただきたいと思います。本日は次第通りです。第2、3回委員会は主に入札公告に関することで第2回委員会は実施方針、落札者決定基準で、この第2回委員会でご審議いただいた実施方針の修正等について修正して5月に公表する。第3回委員会は来年の6月頃を予定していますが、これが入札公告前の最後の審議となりますが、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準について審議頂くスケジュールになっています。

第4回委員会は31年11月上旬頃に予定しているが、いろいろな参加応募者とかの質問のやり取りがあり、その報告等を含めて第4回委員会となります。

第5回委員会は32年2月下旬頃を予定しており、すでに提案書が出てきているのでそれで基礎審査 を終えている状況にある。提案事業内容、基礎審査の結果等を第5回委員会で審議いただく。

第6回委員会は、事業者プレゼンとヒアリングを実施して、ここで事業者を選定していただきます。 非価格要素の審査となります。以上のようなスケジュールを予定しています。ただ、エネルギー回収 型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設を同時に行うので、全体のスケジュールはこのよ うになっているが応募事業社の数によってはプレゼン、ヒアリングが複数日数に分かれる可能性があ るのでご了承していただきたい。資料の説明は以上です。



ご意見、ご質問はございますか。

2番の実施方針について議題にしたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

(エックス

資料2-1、2-2について説明します。まずは2-1のご説明をします。

事業の基本的内容と官民の役割分担等について定めた実施方針になっています。来年の5月の公表に向けての案ということで議論していただければと思います。資料2-1はエネルギー回収型廃棄物処理施設になっています。

まず、1ページ目からご説明致します。1. 用語の定義で専門用語の定義から説明します。こちらに専門用語の定義を載せています。今回SPCという「特別目的会社」を設立する場合と設立しない場合は提案に任せるということになっていて、16 と 21 番の運営事業者と協力企業については設立する場合と設立しない場合とで読み方が変わるということで記載しました。

3ページは事業内容に関する事項で、本施設の名称は「エネルギー回収型廃棄物処理施設」としました。4. 事業目的は天理市、山添村、川西町、三宅町の1市2町1村で、広域処理を行なっていた天理市の環境クリーンセンターの老朽化それに伴い、中程になりますが大和高田市を含む1市5町も同様のごみ処理課題を有していたことから、それらを含めた10市町村で安定したごみ処理を行うために新ごみ処理施設を整備するということを事業目的とします。

3ページ最後から4ページにかけて本施設の概要を載せています。今回の焼却施設は、処理方式は2つ定めていてストーカ式と流動床式の焼却施設としています。施設規模は284 t として、これを半分に分けて142 t の2 炉構成で考えています。処理対象物は可燃ごみ、また、粗大リサイクルから出てくる破砕残渣と緊急時の災害ごみも受け入れます。あと、付帯施設として温浴設備等を踏まえた余熱利用設備を併設する形で計画しています。

4ページ下「6・」に事業方式を定めていまして、PFI導入可能性調査の内容を含めてDBO方式により実施するとしております。繰り返しになりますが特別目的会社の設立は提案によるものとしています。その下の契約の形態として3)に建設事業者については建設JVを組んで、共同体として応募してもらう形態としています。

- 8. 事業期間として 25 年間としています。事業期間の終了後の措置として 5 ページからありますが、今回の施設は供用開始後 50 年間に渡って使用することを前提としているので、そのため 25 年目を目処にプラント焼却施設の中身を更新する計画とします。
- 10. 事業の対象業務範囲は、事業者と組合の業務範囲をこちらに記載しています。事業者は①の設計、②の建設、③の施設運営になります。 2) 本組合の役割としては用地の確保、住民対応と運営に関して6ページ(上から)の住民対応、ごみの搬入、また残渣の運搬、最終処分というところになります。

6ページの11.事業者の収入については、売電収入については組合に帰属するとします。その他スケジュールについては、先程の説明と重複するので省略させていただきます。

8ページ募集または選定に関する事項を記載しています。先程の説明にもありましたが落札者決定は公平性透明性の確保の観点から総合評価一般競争入札とします。

9ページ参加資格要件として応募事業者の資格要件を記載しています。まず、1) 応募者の構成と

して代表企業というのが②で施設のプラント設計、建設、建築物の設計を行う者でプラントメーカーを代表企業とすることとしています。また、④~⑥でグループの構成メンバーについての変更は認めないとか、他の構成メンバーは別のグループの構成メンバーにはなれないなどと規定しています。

10 ページでは、応募者の共通の参加資格要件を定めています。入札の指名停止を受けていないとか、 経営上の問題がないなど基本的に共通な要件としています。

11 ページは各業務を行う者の要件として、(ア)としてプラントメーカーの要件を定めています。

(ア)として一級建築土事務所登録をしているとか、(イ) 清掃施設工事の許可を受けており経営審査結果の総合評価点が 1,000 点以上であること、また、構成 10 市町村いずれかの入札参加資格名簿に名前があること、また、(エ) については今までの施設の竣工実績、それで要件を定めているものになります。一般廃棄物処理施設でそれをDBO方式で元請け受注していること、更にその竣工実績が過去10年間で 1 件以上あること、また、施設がどういった施設かということで a) b) で示しています。高効率ごみ発電では交付金要件にありますが、1 炉当たり 100 t 以上で、炉構成が2 炉以上ということ、また、施設については連続運転式ストーカ式か流動床式と定めています。その下のイになりますが建築物の建築を行う者として、こちらがゼネコンの要件を定めていることになります。建築一式工事の許可を持っている、または、経営審査結果が1,000 点以上、奈良県に本店ないし支店を有するということを定めています。

続いて 12 ページになります。こちらにウとして施設の運営を行う事業者の要件を定めています。先程のプラントメーカーの要件として挙げた焼却施設の規模とか炉構成について、また、DBO方式ということも含めて施設の運営実績を会社として1件以上有することと、(イ)として更にそういった施設の現場総括責任者として技術者を2年以上配置できるということも定めています。

- 4. 応募者の審査、落札者の選定については、審査機関はこちらの委員会と致します。右側は参加 資格の審査と事業提案の審査を行って審査結果を公表する流れとなります。
- 13 ページ落札後の手続きとしては、組合と落札者が落札者決定後すみやかに相互の協力義務等について規定した基本協定を締結していくという流れになっています。

その後は 20 ページになります。こちらは添付資料となりますが、こちらに事業実施場所、事業実施 区域を定めています。

21、22 ページに事業スキーム図の案を示していて、21 ページについてはSPCを設立しない場合、22 ページにはSPCを設立する場合と2つに分けて書いてあります。

23 ページに業務範囲の分担表を組合と民間事業者の役割分担を示しています。中でも中盤の受付管理の料金徴集については、料金徴収の対象は天理市からの直接搬入のみということでこれは天理市が行うということで記載をしています。下の運営管理のところ工場見学者の対応は、議会議員や自治体職員の対応は組合が行い、工場見学者のうち予約しないで自由に工場見学する者については事業者が最低限の安全確保をすることとします。事前予約した工場見学者については、後ほど説明しますがマテリアルリサイクル推進施設の運営事業者が担当することとします。

25 ページは事業範囲を示しています。今回説明しているエネルギー回収型廃棄物処理施設については、可燃ごみの計量とそれを処理する、または、マテリアルリサイクル推進施設から出てきた処理残渣を処理するというところが事業範囲となっています。

最後の 26~28 ページについては、組合と事業者のリスク分担案として示しています。以上で説明を 終わります。



MELWELL STATE

続けてお願いします。

(エックス)

実施方針のマテリアルリサイクル推進施設の方を説明させていただきます。

資料2-2をご覧ください。基本的にエネルギー回収型廃棄物処理施設と内容はほとんど同じですので、マテリアルリサイクル推進施設に関する異なる箇所のみご説明致します。

3ページの第2の事業内容に関する事項として、1.事業名称が「(仮称) 新ごみ処理施設整備運営事業(マテリアルリサイクル推進施設)」、4.事業目的の方ですが、本事業は天理市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町の7市町村の広域化処理として新ごみ処理施設を整備します。

5. 本施設の概要は表1の通りになっています。

5ページの6. 事業方式になりますが、マテリアルリサイクル推進施設に関してはエネルギー回収型の事業方式と同じ文章の方で記載していますが、啓発事業に関しては最後の3行目の啓発事業の実施(運営)に関する契約期間は供用開始から5年間とし、6年目以降の啓発事業の受託者は供用開始後5年目に選定するものとして、また、管理棟・啓発施設の維持管理は6年目以降も運営事業者が行うと記載しています。

8. 事業期間については、啓発事業は 2024 年 2 月から 2029 年 1 月までの 5 年間と定めています。

事業期間終了の措置として啓発事業に関しては、運営開始4年目(2028年度)の時点において事業期間終了時の措置について本組合と協議する、または、事業者引き継ぎに関して協力すると記載しています。

6ページの事業の対象となる業務範囲の方は、以下の項目となっているので後ほどご確認いただければと思います。

13 ページの方で、こちらは参加資格要件になりますが、②各業務を行う者の要件を、ア本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件の中で、主に異なる箇所の(イ)(ウ)(エ)の方をご覧ください。まず、(イ)建設業法の第3条1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事にかかる経営事項審査結果の総合評価値が1,000点以上であることとして、(ウ)本組合の構成7市町村のいずれかの競争入札参加資格者名簿の清掃施設工事の登載者であること、(エ)以下に示す要件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のDBO方式又はPFI方式による竣工実績が過去10年間で1件以上有することと記載しています。詳細の規定に関してa)マテリアルリサイクル推進施設で同一敷地内の処理設備能力の合計が日当たり15t以上であること、b)手選別ラインが1系列以上あることとして定めています。

17 ページに移りまして、焼却の方にも同じような記載がありますが、敷地の概要についてはこのようになっていますのでご参照ください。

22 ページ方では事業実施場所と事業実施区域の地図になっています。今回の事業実施区域については、こちらの赤枠で囲まれた箇所が事業実施区域になっていますのでご確認ください。

23 ページになりますが、こちらは事業スキーム案になりますが、運営事業者の方にマテリアルリサイクル推進施設の下の方に啓発施設と記載しているので、事業スキームはこのような構成として定めていますのでご確認をお願い致します。

(一時中断)

26 ページの業務範囲の分担表になりますが、業務区分の有価物の処理・処分、業務内容が可燃、不 燃残渣の運搬、エネルギー回収型廃棄物処理施設までという欄については、こちらの事業者の方の責 任帰属とさせていただきます。こちらの焼却の方と異なる点になっていますのでご確認をください。

最後のページの 29 ページの説明ですが、リスク分担の方でリスクの種類があって建設段階の工事遅延リスクのところの (41) でエネルギー回収型廃棄物処理施設の工事遅延による本施設の工事遅延に関するものは本組合の帰属となっています。ご確認をお願い致します。以上が実施方針の説明になります。

ありがとうございます。ちょっと復習しますと資料2-1と資料2-2があって、今まとめて説明 いただきました。資料2-1がエネルギー回収型、資料2-2がマテリアルリサイクルということで それぞれ焼却と粗大ごみと思っていただければと思います。それぞれの施設の整備とその運営の全体 の方針についてご説明していただいたものであります。

この後の資料3-1は①②③があって、これがエネルギー回収型の方のさらに詳細なもの。資料3-2が①②③④まであり、中身の詳細なものになります。これでコンサルさん良いですね。

(エックス

はい。

それから若干違うところを強調すると、マテリアルリサイクルの方がちょっと先の話になるが資料 3-4になる(A3の2つに折り込んだ資料で啓発活動、ソフト事業に加えているもの)ですが資料 3-2④を見るとわかりますが啓発施設については焼却の方ではなくマテリアルリサイクルの方に併設することになっています。このようにちょっとずつ違っていて、今申し上げているのはどこの話をするのかという意識統一を図ってみたいということです。

マテリアルリサイクルの方は啓発施設なのですが、焼却のエネルギー回収型の方はフィットネスルームと脱衣室と浴室の写真があって、資料3-1③をご覧いただくとこういったものをイメージして出していますので、それぞれ付帯施設としてエネルギー回収型の方は風呂と、マテリアルリサイクルの方は啓発施設としてそれぞれ出てくるということになります。

基本の方針として資料 2-1、資料 2-2 で説明いただきました。ここは復習をしながら議論していきたいと思います。まず、SPCがある場合と無い場合アドバイザーの話をされ図面で説明がありましたがもう少し直感的にわかる方法がありましたらコンサルさん、事務局側から説明いただけたら助かります。

(エックス

今回SPCの設置に関しては、事業者の提案によるということで組合がSPCを設けなさいとしていません。SPCを設けることによって、一つのメリットとしては目的会社なのでその事業しかやらないのでつぶれないということ。一方では設立に関する費用では、もし本社をここにおくスキームになると思うのですが多少税収が見込めるということがあります。今回予算取りは、今後見積りを取って精査してできるのですけどその予算を決めていてSPCを設ける設けないは、今のところ事業者提案に任せるというスタンスでいます。

SPCというのは、スペシャル・パーパス・カンパニーで、特別に目的を定めた会社で置くとなると本拠地は天理市かどこかに置くことになり、そこの人が仕事をするということで税収は天理市に入

ります。そうでない場合は会社自体が例えば大阪の会社だったりということで、本拠地を新たに設ける必要がないが税収としては大阪の方にいってしまう。ただそういう管理だけをする会社を置くということで人件費の面ではアドミニストレイティブが増えるというデメリットはありますが提案に任せるということです。

銀行との関係は。関係はないですかSPCは。いわゆる財務的なこと。

(組合川口事務局長)

ようするに融資を受け易いためにSPCを設けるという部分は、今回は公で施設を造りますので、 とくにSPCは必要ないということで組合は(設立を)求めない。ただ提案があった場合はそれなり に対応してもらうということです。

たぶん若い学者は何言っているかわからないと思ったので。

SPC設立の話が出ているのでちょっと申し上げますが、SPCをつくる場合とつくらない場合の 違いの話ですが、それは組合の意思なので別にどうこう言いませんが、(エネルギー回収型の実施方針の) 21 ページの図ですがエネルギー回収型の方のSPCを設立しない場合の図があって、22 ページは SPCを設立する場合のスキーム図となっているが、ちょっと勘違いされているかもしれない。22 ページのSPCを設立する場合のスキーム図というのは、入札時にはプラント業者と建築業者とプラント関連会社の運営会社の3社くらいが入札に参加するのですが、そのうちのプラント業者と (プラント) 関連会社の運営業者でSPCをつくることになります。それで、そのSPCをつくりますよという契約をするのがスキーム図の左上の基本協定と書いてあり、入札が終わって業者が「あなたのところがいいです」と決めたときに組合と入札に係わった3社とが基本協定を結んで、SPCをつくって運転をやって行くと決めるのが基本協定です。その真ん中の下に基本契約と書いてありますが、これは設立したSPCを含んでますので、図がちょっとおかしいです。 落札者と書いてあると運営事業者と全部一緒にSPCを含んでますので、図がちょっとおかしいです。 落札者と書いてあると運営事業者と全部一緒にSPCをつくった後、基本契約ということで4社の役割分担をどうするかというのが基本契約になります。どういう話で図を書いたのかわからないが、基本的にはSPCを含んだ状態での基本契約でないとまずいです。

そういうことから言いますと 21 ページのSPCを設立しない場合の契約のときは、基本協定と基本契約がほとんど同じようになってしまうので、別に基本協定はいらないということもあり、そこで一発で基本契約をやってしまっても構わないと思います。

基本協定と基本契約の中身がどう違うのか、ちょっとテクニカルな話になるので、そうなるとSP Cを設立するかどうかの話が 13 ページのところに落札後の手続きの話が書いてあるが、5. 1) と 2) に記載されており、落札後の手続きは先程のページに合わせてSPCの設立する場合としない場合と で書き分けないとわかりにくいので、たぶんこれプラントに見せる時どうしたらいいんですかという話になると思います。

というのは、1)でSPCを設立した基本協定を締結すると書いてあり、2)では設立するのは自由という話になっているので、そうでなくてSPCを設立するか、しないかは提案の通りですけど、設立する場合、設立しない場合と、ここは2種類に書き分けた方がいいと思います。

話がややこしくなるが、SPCを設立するしないは事業にはぜんぜん関係ないです。金(資本金)を出さないといけないので、SPCを設立するとSPC自体はペーパーカンパニーなので何もしないが、ところが実際はプラントメーカーとプラント関連会社の運営会社が人を持ってきてその運営する

もので、要するに事業者側が説明しやすい(運営がうまく行っていますかと聞かれたときにSPCだけの経理を説明すればいい)。SPCがないと運営会社としての経理的なことがどうなっていて、その会社が存続してますと運営会社自体の経理の中身の説明を求められたりするので説明しにくいということだけで設立するみたいなこともあります。ということなので(SPC設立は)提案にするのはその通りと思います。設立しない場合も問題ないと思います。

ただ日程的な話を見ると6ページです。落札者決定して先程言いましたSPCを設立する場合でしますと、落札者決定の後に基本協定を締結します。これは先程の入札に参加したメンバーで協定を締結します。このときに基本協定の中にSPCを設立するという項目が入ります。すると基本協定以降に3者がSPC設立の手続きに入り、そのメンバーがSPCの設立に入るのですが最低1カ月くらいかかるのでこのスケジュールでは無理です。だから仮契約の締結というのは運営事業者のSPCと契約となり、SPCができていないと仮契約はできません。このスケジュール自体は提案しないスケジュールになっています。それで組合がそういうことでいいとなら問題ないですが、たぶんQ&Aの中でプラント側がそれを聞いてくると思います。この短い間では設立できません。なぜかというと社内で資本金を出さないといけないのでそういう手続きがあると登記の関係で1カ月以上かかるという話でそういう問題があり、この期間ではSPCはできないという危惧からそのときの答えは、できないでいいとおっしゃるのか、ちょっと(考えさせてということになると思います)。

(組合川口事務局長)

要するにSPCを設置した場合にはこの期間では契約上無理があるということですか。SPCを設置した場合の契約期間を別に考えておかないとということですか。

そういう大変なのは組合の開催時期がコンクリートされていると、その仮契約との関係ありますから、組合議決のご提案は組合の開催時期の1カ月前には仮契約をしておかないと、書類を議会に提案できないと思うので、そんなスケジュール感が(必要と思います)。議会開催から1カ月遡って仮契約確認、仮契約ではSPCが前提で、SPCをつくるまでに1カ月以上(必要)となる話になるので、スケジュール感は先程のように再考するか、このまま突っ走る手もありますが。

(組合川口事務局長)

(SPCが)あった場合はこの期間では無理だから、それを想定しておかないといけないということなので、ちょっとまだ検討させていただきます。

ご検討ください。

それとテクニカルな話になるが、9ページの参加要件のところで11ページの②各業務を行う者の要件の中のア (ウ)入札参加資格の登録の話でお聞きしたいだけですが、ここにはいつでも登録できるのですか。

(組合吉村室長)

天理の場合毎年2月に1カ月間登録の期間がございます。

これがオープンになったときのスケジュール感から見ると、その公告が出てから間に合うことになるのですか。ようするに31年の8月に公表するとなると正式に8月に入札公表するのですか。入札公告が出たときに登録してなかったら登録したいというときにはどうしたらいいのですか。

(組合吉村室長)

できません。

そうでしょう。だからわからないところで出て来ないといけないので、現状登録してる人しか出て 来ないことになるでしょう。

(組合吉村室長)

今のこの内容ではおっしゃる通りです。

一般的には、事後にやらすか、事後がまずいのなら臨時に受け付けるとかしないとクローズにした ことになってしまう。

(組合川口事務局長)

10市町村のいずれかに、登録していない場合は入れないということです。

こういう間口を狭くしてしまう。入りたいと思っているプラントでも必ずしもそういう手続きは (プラントは今は増えているが) やってないことが多い、建設業者はやっていますが。だからそこの ところを不得てですからどうされるかです。たぶん、天理市に登録してなければ他に登録は絶対にし てないと思いますが。

(組合川口事務局長)

天理市か、大和高田市以外は微妙なところです。

今回は公告入札を出してやりたいと思っても、(登録手続き)やってなかったということになった ら。

(組合川口事務局長)

そういう部分もあります。

間口が狭くなるので、特例で入れるかどうかをご検討したらどうか。

(組合南主査)

何件かはそういう問い合わせを最近聞いているのはあります。それで、構成市町村に登録してくださいということまではお話をさせてもらっている状態でいます。

それはそうなんですが。本来正式なことをいいますと、役所の立場からすると公告を打ってからしかないので、そのときにお答えをどうされるかですが。(登録)やってなかったという話、もうだめですよという話をするのか、それとも、間口を広げるのか、それは判断だけです。どっちがいいのか言っているわけではない。

(組合南主査)

天理市の方では参加資格のある業者さんの方で1,000点以上は全部登録している状態です。また、継続されるかどうかはその会社次第で定かではありませんが、今の状態では登録されている状態です。

建築の関係だけになるのですか

(組合南主査)

プラントの方もです。

建築屋さんの場合に登録されているのは、工事の話では多いのでそんなに気にはならないのですけど、プラントは気になったのでその話をさせていただいた。ちょっとご検討されればと思います。

(組合川口事務局長)

そうですね。

今、 からSPCを設立するとした場合ここに書いてある期間では事実上不可能ということがあり得ると(いうことです)。それから参加したいけれど登録するには期間が遡るので今からでは参加登録しようとしてもできないということが起こり得ますという指摘がありました。役所のコンプライアンスとしてそこは厳密に何か鉄壁の守りでないといけないのか、あるいは、慣例的にしているのか、それはどうなんですか。

(組合川口事務局長)

それはむずかしい。登録を早目にできるように組合として対応できるかということはありますが。

(組合吉村室長)

これはむずかしいです。公告打ってないのに公告の中身をだすのかという話になります。だから、から言われている流れからすると、仮に天理市の方からでは無理でも組合で受け付けるようなものの考え方もできるのではないか(という)登録の仕方は、そこについては今すぐに結論を出せませんので、いろいろ調整させていただいた中でより良い方向で検討させていただきます。



この基本方針自体(実施方針)これは公開されるものではないのですか。

(

5月に公開します。



されるのですか。ここで如何なものかと言ったら嫌ですか。



それは意思ですから。それは組合としての意思で、地元で登録してないとダメというのもありである。



SPCも期間的に無理だったらどっちでもいいと言いながら、期間的にはありと書いているけど。



実現はできない。それは意志としてこうするというがそうかもしれないし、別にできないならばやめればいいという話にすればいいのですから。そこは別に。

(組合川口事務局長)

SPCではそういう考え方ができるし、また、業者の登録については入りたくても登録が2月中なので入れなかったらあり得ない部分があるので、その辺をどうするかは組合が検討していきたい。



入れないという話の方が、SPCを立てる立てないより重いかもしれない、逆に。

(組合川口事務局長)

業者を入れないのは、その辺がどうしたらいいのか検討させていただきたい。できるだけ入れるような体制を取りたいと思うのだけれど。

「入りたかったのに」と言い出されると面倒くさいことになる。

とは言っても、この施設の検討については長らく委員会も公開しているので、あそこに新しいのをつくるのかというアンテナぐらいは張っておいてもいいのでは。

そういうアンテナと名簿に登録しなければいけないというのが頭にあればいいのですけど。プラントはどうかという気はあります。そういうことを言うとプラントはいいじゃないかという考え方もあるのですけど。

(組合川口事務局長)

その辺はまた整理させてください。

. (

他に何かありますか。

要求水準書の説明をしていただくのですが、 が16:30に退席しなければいけないので、 その前に全体を通してご注意いただくことがあると思っているので、先にそれを話してもらってもよ ろしいでしょうか。

要求水準書のマテリアルリサイクルの方もザッと見させていただいたのですが、テクニカル的な話で、まちがいもある感じなので簡単な話をしますと、受電が60,000までと書いてあったり、関電60,000なかったりで関電20,000しかないとかこういった高圧の特高とかの部分とか、2、3つ見ていてどうかと思う部分があった。委員の先生方には申し訳ないが、組合とコンサルの方にまたメールしたいと思います。わたしの言っていることがあっているかどうかわからないので打合せをさせていただきたいと思います。

それと今日全部できるかどうかわからないが変わっていますか。前のしか見ていませんが。

今、「あれっ」と言ったのは、エネルギー回収型の方で63ページ24)で、「一般のごみの搬入とは区別して小動物の受入スペースを設けることは、…なお、専用~は提案する」と書いてありますが、この動物のペット霊園の話はこれはもう…。

(組合川口事務局長)

これは受け入れないのだけれど、今までから持ってこられる方がいるので直接そのピットに投入するのは、胸が痛むということで入口だけに台を設けるということですが。ただ、それをペットを受け入れるということではなくて、当然今までから持ってこられる部分を若干別に投入口を設けたということです。

受入は従来通りの受入は確保するということ。わかりました。

(組合川口事務局長)

特別ペットを受け入れるということではなくて。

あれはもめたのでどうなったのかと確認した。

そうですよね。ペットは燃えないと思います。

生で良いのですか。今までは入れていたのですか。

議論あったのは存じ上げていたが、炉の中入れても燃えないと思っていた。

あと、気になったのは騒音とかは夜間45とかのレベルがある。これは都市計画区域によって違うのですが、45ではめちゃくちゃ厳しいでしょう。 (新ごみ処理施設の近くに) 西名阪が通っているので、あれだけで暗騒音でこういうふうになりますから。空で測っていても、だから、私共の工場も第一種住居があってそこが40とかとなっていて実際測って見ると暗騒音45超えるとかで地元にご説明する時で困ったことになっている。このプラントをつくる話が出てきたときにどうしたらいいのですかという話が出てくるでしょう。文化財の関係は問題ないのですか。

(組合川口事務局長)

文化財は、焼却施設については基本的に宅地造成で山はすでにカットした状況になっていますので 問題はない。リサイクル施設の方は工事にかかる前に文化財を見に来るけど特に問題はない。

(組合南主査)

試掘はしますよ。

(組合川口事務局長)

試掘はするけどたぶん問題ない。

私の工場でも3年ほど遅れたことがあります。文化財はきびしいことを言われるので、奈良県さんだったらもっとやろうと思いました。

設備的な話は、取り残したものもあると思いますが落札者の話とかもまたやるのですか。

(エックス

今日も話をしますが、継続でやります。

一言だけ言わせてもらいます。マテリアルリサイクルの方で落札者決定基準のところで得点化の方法で例を書いておられるのですか、もう少し詳しい設定の仕方を考えていただきたい。というのは数字的なものは同じでないとまずいので、誤差があるという話は変なのでそこが書けるようにしていただきたいというのと、マテリアルリサイクルの方は啓発施設を組合が力を入れているので、エネルギー回収と同じ形の点数配置をする必要はないと思います。マテリアルの方は啓発施設の方に点数を大きくするとかという違いをつけてやられてはどうかと思う。マテリアルリサイクルは設備的に難しくなく、体制ができれば機械の運営はむずかしくないのです。啓発施設の方がそういうところに点数を配分した方がいいと思います。

さっきの話でもあったのですが、契約が長くなると運営のときに、運営の業務管理をやったときのお金の支払で物価上昇したときにどうするのかという話が契約者との話では出てくるけど、役所が大切なのは契約解除の手続きはどうするのかをきちんと書いておかないと、組合が契約解除をすぐにしたいと思っているがもめるということがあってはまずいので、その辺を書きこまないといけない。

そこの話を、先程最初に問題が起こった場合にどうするのかというものを予め契約をするときにペナルティー条項ですとか、あるいは、契約破棄の手続きとかについて明記しておいた方がいいのでは

ないかと。10年くらい前はそのところはあまりなくて誠意を持って対応するものとすることが多かった。そういう時代でもないという話で、今回、今までの経験に基づきまして本事業の継続が困難になった場合、さっき説明がありましたエネルギー回収でいうと、17ページ目、「第8 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項」で本事業の継続が困難となった場合に、例えば1)の最後の文章「本組合は事業契約を解除することができる」、2)にも「事業契約を解除することができる」と書いています。ここのところ昔はあまり明確に書いていなかったけれども今回は実施方針で書いているので、これからもう少し具体的に詰めていくことと思います。この話ですね。

はい、1発では契約解除できない。具合の悪いことが起こって指導したにもかかわらず言うこと聞かないので、もう一回指導したがダメだったということが何回かあって契約解除となるのでそういう 書きぶりをどうするかが書いてあるか。最後まで見られなかったので。

レベル1とかレベル2とかそういうのがありましたね。

ここは組合としては気になるところだと思います。

要点を指摘していただいてありがとうございます。

みなさん実施方針の方はよろしいですか。では、引き続き要求水準書の方のご説明をお願いします。

~ 退席~

(エックス)

そうしましたら、要求水準書の方の説明に入らせていただきます。まず、エネルギー回収型廃棄物処理施設ということで資料 3 - 1 ①②③が該当します。今回要求水準書として最低限求める性能を示したものが要求水準書となっておりまして、それプラスそれ以上の性能を求めるのが、落札者決定基準という形と認識していただきたい。中身については先程のの技術的な話になってしまうので基本的には読んでいただければと思います。目次を見ていただくと第 1 章が総則、第 2 章が建設に関する事項、第 3 章が機械設備、第 4 章が土木建築工事仕様になっています。今回は第 1 章と第 2 章についての計画仕様について説明したいと思います。

1ページ目の総則については実施方針の中にもどのような目的でつくるのか説明があったので割愛させていただきます。 2ページ目に行くと今回焼却施設として284 t の 2 炉構成でストーカ式焼却方式、または、流動床式焼却方式という形で建設を求めるものです。 事業実施場所についても実施方針の中の添付資料で詳細な場所を示しております。 天理市岩屋町459番 2 というところで建設を行うこととなります。 その他事業用地の立地条件等はここに示してある通りで、次の 3ページ目のユーティリティ条件に関しては、電力を特別高圧、用水に関しては上水、井水または再利用水と雨水等も使うことにさせていただいております。 排水につきましては下水道生活排水、プラント排水と原則として下水道放流するが、クローズドシステムによる処理方式も可能とする形にしています。 雨水については再利用する形を提示しています。

5ページにいくと全体計画概要というところが基本的な条件を示す形になるが、先程実施方針で説明した通り、施設は50年間稼動させることを目的に25年間の安定稼働を確保する。そして25年間の供用を機械設備の更新をして再度25年間稼動を前提として整備するとしています。

その他11番、焼却処理機能、管理機能、見学機能、温浴設備機能の全てを合棟で整備することを基本とするということを記載しています。その他は10ページにいくと、ここは基本計画で定めたものを記載していますが、処理対象ごみとか計画年間処理量として76,242tを処理する施設をつくるということ、また、11ページの計画ごみ質は基準ごみでこの数値で処理してくださいという要求事項になっております。

それ以降に関しては、先程にも話のあった16ページ以降が環境保全に関わる計画主要項目ということで排ガスの基準とか排水の基準、騒音・振動に関する基準等を記載しています。以降は技術的なことになりますので省略させていただきます。焼却については以上です。

マテリアルリサイクルに入る前に、エネルギーの今の11ページ目の計画ごみ質の表記に若干の表記漏れというか、元素組成で炭素が57.5%と言っているのは、これはごみ1 tの中に575kgの炭素が入ることはあり得ないので、これは可燃分の成分かわからないが、何ベースか書いていない。

(エックス

すいません。

硫黄分の数値を見ると0.1というのはあり得るが、だから1 t の中に1kgの硫黄とかはあるかもしれないが。

(エックス)

可燃分のベースということでの考えで、注釈等を付けさせていただければと思います。

ここは慎重に可燃分ベースなのか、あるいは、乾燥分ベースなのか、空間ベースなのか、通常の表現方法ですと燃料分析で言うと元素組成を書く時は湿ベースで書きますので、通常の都市ごみで言えば炭素分は25%とか水素分は3.5%とかが通常と思いますので、ここの表記は見直していただきたいと思います。

では、リサイクルをお願いします。

(エックス)

資料3-2-1、3-2-2、3-2-3がマテリアルリサイクル推進施設の資料となっています。建設業務編①の後ろから説明させていただきます。構成に関してはエネルギー回収型廃棄物処理施設とほぼ同じで、中身ついては設備が違うのである項目とない項目があるが構成は同じ構成になっています。事前に送付したものと少し変更されている箇所があるのでそちらについて説明させていただきます。2ページ目の事業実施用地概要の事業敷地面積ですが、最終的には添付資料をつけますが今はありません。資料2-2の22ページに実施方針の方で事業用地の提案敷地が記載していますが、事前送付した時点では赤枠と青枠を合わせた2.2haでありましたが、その後の協議の結果青枠の天理市による事業実施区域は別事業で実施することになり、今回の計画するマテリアルリサイクル推進施設では赤枠の1.6haの敷地内で事業実施をする計画になっています。

また、要求水準書の121ページから建築工事に関して、2の工場棟計画から128ページの(5)諸室関係までが事前送付された資料から追加されたものであり、改めて確認いただき何かありましたらご意見をいただければと思います。大きく変更されているのは以上です。

②運営に関しては事前送付から変更等はございませんので、こちらの方のご意見等がございました 6、随時事務局の方にご連絡をいただければと思います。

続いてマテリアルリサイクル推進施設で変更しております管理棟内の啓発施設に関する要求水準書が3の資料に載っていますので、こちらについては別途説明させていただきます。

(エックス

資料3-2-③、3-2-④を見ていただきたいと思います。こちらの資料の位置付けは、今回啓発の事業にも力を入れていきたいということで、基本的な仕様に関しては今までの要求水準書の中の各所に散らばつて入っている部分もあるのですが、思いをきちんと伝えたいということで別紙にして啓発施設に関する要求水準書となっています。今まで説明した部分と重複するところもあるのですが、第1章が設計建設編で共通項目となります。こちらは啓発施設に関してはマテリアルリサイクル推進施設の啓発棟部分がメインとなって、マテリアルリサイクル施設の工場見学ルート及び焼却施設の方の見学ルートも合わせて啓発施設という形で使っていこうということになります。ということでこちらは一体的に見学者が3箇所をまわるということになるので、共通性を持たせるため、マテリアルリサイクルの方の要求水準書には啓発施設の運営に関すること、設備設計のことも記載されているが、焼却の方の見学設備に関しても一定の意見なども入れてサイン、パンフレットなどが共通で案内に使えるようにという説明になっています。

1章の1. に書いてあるのがその3つが基準となりますということで(2)のところは啓発施設に関する、公共のごみ処理施設には見られない斬新でシンプルなデザインと広い空間を持ち合わせたものとして、誰でも自由に利用することが可能で人が集い、学び、にぎわいの場を提供することが可能な施設を目指す。「日本一イケている施設」というキャッチフレーズで計画するということを記載しています。見学ルートの2. に関しては、今申し上げた通りで一体感を持たせるということです。この内容については啓発設備を担当するマテリアルリサイクルの中の協力事業者の方がすべての啓発事業及びサインなどに関して監修していくということを記載しています。二カ国語対応ということが明記されているところです。1ページめくっていただきまして見学者パンフレット作成などに関しても3種類を一つにとりまとめるということで一つの資料をつくると考えています。

第2章の運営段階のところに関してはマテリアルリサイクル推進施設の運営というところになります。ここは啓発事業に関しては契約期間は供用開始から5年間の運営で一度区切って、6年目以降は5年目に改めて選定して、運営事業者は継続もしくは替わるかを5年目で区切るという建て付けになっています。

次に3ページ目に3.の運営業務というところで業務にあたっては運営業者独自のノウハウやアイデアを活用して維持管理・運営を行うこと。さらに創意工夫による集客や環境学習の促進を図るための提案を行うこととしています。基本的にはこちらの運営事業者が事前申込のあった方に対しては、啓発施設の案内、マテリアルの見学コース、焼却の見学コースを案内して歩くことになっていますが、事前申込のない方には9~17時の開館時間に自由に見ていただくことになっているので、安全に管理(危ないところに入り込まないように)するとともに、ボタンを押すと説明が流れるとか、説明によってわかるように等、案内がなくても自由に見て歩けるような空間を整備するということを記載しています。

4ページ目の4.のところから展示業務などについてで、展示内容の企画立案、維持管理用に企画 立案をしていくことを記載しています。

5ページ目で各種プログラムの開催業務となりますが、さまざまな利用者が楽しみながら環境に配慮したライフスタイルへと転換を図ることを支援するため各種環境学習プラグラムを実施します。この内容は常設のプログラムと下の方の(2)にあるイベント開催と2つに分かれておりまして、どの

ようなことをやるかを記載していて、組合の方でぜひやってほしいという事業内容に関しては、A3の資料にある資料3-2-④の方に一覧表としてまとめています。

焼却施設でございますが、内容や実施方法などが記載されています。基本的にこういった内容を常 時実施できるように、また、イベントということに関しては頻度を決めて年間に1回から数回行うと 記載して、あとは自由に提案していただくことを考えています。以上です。

(エックス

要求水準書に関する補足ですが、今回啓発施設に関しては先程のA3の表でみていただくように単なる廃棄物処理施設の啓発ということでなく、たくさんの人が来ていただけるようなものを整備したい。そのために事業者としてつくったところ、もしくは、運営するところと同じ25年間一括で運営を委託するよりは、ある程度5年毎に区切って常に時代にあった新しいものを更新していくことで、事業者については5年毎に更新をしていきたい。ただし、全くちがう業者を5年毎に依頼する場合はどうしても同じ管理棟の中に整備するということで、全体の建築物としてはマテリアルリサイクルの事業者の方でつくらないといけないということで、その段階から啓発施設事業者も含んで一番最初の時には一体として参加をしていただく。その後の5年毎に更新をしていきたいということでちょっと変則的な事業の建て付けになっています。それと要求水準書で先程の委員会のスケジュールがありましたが、第2回、第3回、来年の6月くらいまでに固めたいということであります。本日は時間が限られていますので紹介だけですが、内容について確認をしていただいて気になった点や質問等がございましたら、次回以降、もしくは、随時組合に連絡していただければとそういうことで詰めていきたいと思います。本日は中身全部を承諾していただきたいのではなく、とりあえず紹介をして疑問点を出していただいて、最終的に固めるのは第2回、第3回でという予定になっております。

今日議論をし尽くすというつもりもなくて、今日は気楽に好き放題言ってもいいです。

気楽に好き放題言います。啓発施設についですが、なんとなく施設が何でもないですと言うためのフリンジのような気がします。むしろ今、環境省が言っている廃棄物処理施設の新しい運営にも、「その先を考えろ」ということが出ていたと思います。だから約25年後で言ったら、次の50年後までを見据えてその50年後にどうするのかとか、25年後に改修するとき反対出ないような、その辺をしっかり見据えた施設というか、運営方針が必要ではないのか。また、どうしても10市町村の中で天理市ばっかりがすべて引き受けてしまっているが、全員の施設になるようにここが安全安心なところだということは一つ必要かもしれないが、アウトリーチも少し必要ではないか。つまり10市町村全部に向けてのここに施設があって、ここでこういうことをやっていると伝えていくための運営方針がまず必要ではないかと思います。

そのために今ほとんどの施設は少なくとも循環型社会でなくて地球温暖化の話とか、生物多様性の話も一応入れているので、そういう意味では周りの資源にどんなものがあるのかというのを仕様の中で教えてあげないと、例えば隣の池は関係ないのかとか、隣の天理市事業実施区域では何をやるのか、ということの情報がちょっと足りないと思います。

先程の3-2-③見学ルートの整備で、小学校の一クラスが45名程度と書いてあるが今の10市町村の小学校の一クラス、一学年どのくらいというのは把握されましたでしょうか。ちょうどいいならこれ以上は増えないと思うのですが、どれくらいかは現実に則した形で子供たちについては配慮するべきではと思います。

なぜ、啓発施設だけ5年で替えるのかわからないと思いました。単純にパビリオンみたいにお姉さんが出てきて説明する施設であれば5年で替わった方がいいかもしれませんが、運営事業者との深い連携や技術をしっかりわかっていくとか、10市町村との連携とかも必要になってくると思うので、それぞれのごみに関する施策とかもあるし、それぞれの地域の教育委員会とかもあるし、そういうことを考えるとなぜここだけ5年で替えるのかちょっと不思議な感じもします。以上です。

(

にぎわい重視というのは天理の駅前に人が集まりやすいようにということで、遊べる施設を駅前に整備するというものを市が率先してやっているのです。行ってみたらおもしろいのでまた行きたいとリピーターを出すという目的に強い思いがある。この施設はやはり自動車でないと行けないのか。

(組合川口事務局長)

地元の人以外は自動車でないといけないところでしょう。

そうですか、それはネックですがそう時間がかかるわけでもないでしょう。

(組合南主査)

駅前を担当させていただいたが、管理者である市長の方針としまして最近の傾向として~のために ~をつくるということをやめていっています。なので、複合要素をもっているような施設にしている いろな人が集まるような場所にしたいというのが管理者 (市長) の考え方です。また、駅前も駅前と 言いながらたいていの方が車で来られる事が多くて、そういう状態でその辺の周囲、天理市に関わらず奈良市とか近隣から車で来られる要素が多いので、何か目的物ができれば車でも来てもらえる施設 にもなると思います。

道の駅とかは。

(組合南主査)

道の駅に関しては、芸術家村の方にできます。

(組合川口事務局長)

もともと道の駅は無理な発想があってこの話は立ち消えました。

(組合南主査)

イベントとかのマルシェとか、地元野菜を販売とかもできるのも地元連携も必要と思っています。

これが天理市事業実施…ですか。

(組合南主査)

天理市の事業実施用地に関してはもともと組合の方でも建てる計画がありましたが、天理市の収集 車等を停める車庫棟とか、収集車運転手の休憩所、天理市に関しては直接持込の一般の持込があり、 それで事業系か、一般系かの判断するように天理市の事務所を事業用地に建てられるようにするの で、マルシェとか他のことをすることは、どこか敷地が余れば使うことがあるかもしれないが、何か 変わった事業をすることはございません。

(組合川口事務局長)

もう一点長い運営契約のメリット、デメリットがあると思う。5年というスパンに変えたのは、その都度その都度、いろいろな提案をしていただいてより良い施設の運営をして行くには5年契約の方がいいのではないかということで5年にさせていただきました。

そこでかける費用を、こんなに安くできますと、費用を絞っていくようになると苦しくなる。この 話は今の話とはちがうが、続けていくときに5年毎にかかる費用は10市町村でみるようにしないとい けない。

(組合川口事務局長)

それはその通り。すべて今やる施設は10市町村と7市町村に分かれているが、基本的に啓発施設と 焼却施設は10市町村の負担ということになります。お金を安くあげることよりも、要するに機能した 施設にしたいということなのでそういう感覚で動いているところです。

通常どこでも最初のつくるときは一生懸命つくるのですが、ところが次に来た人はなるべく安くあげようとなってだんだん尻つぼみしていくのと、もし自分が働く側だとして5年毎に区切られたものと、長い見通しが立てられるようなもの、都会であれば5年でもまたちがうところにいけばいいとなると思うが、如何せん田舎で5年経ってサヨナラでは、可能なのかと(気になります)。

(組合川口事務局長)

25年で契約するときには費用というのは含まれているので、努力しなくても、しても、その費用は 入ってくるので、だから5年に区切って次の入札で努力するところが入ってくれば、そこが取ってく れればいいという感覚で進んでいるところです。

あと二カ国語で日本語と英語ってもう古くない。

この地域は日本語、英語なんですか。例えばポルトガル語が必要とかはないのですか。

(組合南主査)

実際、天理市の動きとしては5カ国語対応になってきているケースがあるのです。なぜなら天理大学があって、そこに来られる方、フランスから柔道を習いに来る方がいるのですが、それ以上にして もどうなのかというというのが我々事務局で相談した結果です。

5 (カ国) ってなんですか。

(組合南主査)

日本語、英語、中国語、フランス語、韓国語で商店街のメニューをつくるのを動きとしてはやっています。

ドイツ語はしゃべる人が少ないのとドイツ語しゃべる人たちは英語を理解できるのです。フランス語は チャイニーズとコリアは大事でして、奈良はシルクロードのターミナルなので最終地点(起点でもある)が奈良です。そういう意味からするとチャイニーズとコリアは結構大事です地理的に。フランス語はたしかに世界から必要かもしれないので。

(組合南主査)

検討します。



余熱利用施設というのは啓発施設を担当する方が管理するのでしょうか。

(組合川口事務局長)

焼却施設。

それは5年でなくて25年なのか。

(組合川口事務局長)

そうです。

この余熱利用施設は赤字でいいのか。

(組合川口事務局長)

基本的には利益を求めてないです。

余熱利用施設は利益を求めてないのですか。

(組合川口事務局長)

基本的に焼却施設は余熱利用できるという住民説明しているので、そのメリットは何かを考えたときにお風呂とかプールとかあるが、なかなかプールを造る敷地がないので、なるべく施設の中でできて地元の方に利用してもらえる施設をつくるということで今こういう計画をしている。

フィットネスはいらないのでは。

(組合川口事務局長)

風呂だけではということで、最近、高齢者の健康器具もあってそれも含めてそういう場所をつくってほしいという要望があった。

(組合南主査)

サロン的な感じになればいいと思います。

浴室も男女10人程度の利用でしょう。

(組合川口事務局長)

そうです。

少ないですね。

(組合川口事務局長)

敷地の中でつくるものですから。

(組合南主査)

先程話をさせてもらった駅前も、若者といっても子育て世代などの若者向けに考えたのですが、オープンしてみるとおじいちゃん、おばあちゃんが集まるようになったのです。いつも老人クラブのサロンのようになっていて、子供が遊んでいたら見てくれて、あやとりとかを教えてくたりして多世代交流の場になっているところもあるので、そういう施設になってくれたらいいと思います。さっき局長からあったようにフィットネスでもそういう健康増進にもなればいいと思います。

それが近隣に民間の施設があると利用がなく、 ではこれをやると誰も入らなかった。民間の方が充実しているし、ちょっとお金を払っても使い勝手が良く夜も遅くまでやっていたり、24時間のところもあり、そこら辺は周辺の経済状況も勘案した方がいい。

(組合南主查)

この北側になるとそういう施設はないです。



車で行ければ利用の可能性もあるのですが。



あんまり奥まっていたりすると、一部のリピーター(特定の人たちによる占有)によってクローズドになってしまうのが恐いので、入口も入りやすくて人数もここで明記する必要はないと思うのですが。

要求水準書でふんわりと書けばいいところと、しっかり数字的な所で詰めなくてはいけないところと両方ありますが継続でやりたい。あと評価点とかのこともしますか。

(エックス

資料は4-1、4-2、4-3になります。4-1が共通で、4-2がエネルギー回収型の落札者 決定基準(案)で、4-3がマテリアルリサイクルの落札者決定基準(案)ですが、4-2と4-3はほとんど同じ構成ですので4-2で説明させていただきます。

4-2をご覧ください。1ページになります。1章の1.総合評価一般競争入札ということで今回の落札者決定基準は総合評価一般競争入札の基準になります。2ページ目に審査の流れがございますのでこちらを先にご覧になってください。審査の流れといたしましては、まず入札公告をし、これに対して応募者が応募するわけで、まず資格審査を致します。先程の経営審査とか、何t以上の経歴等による必要な資格審査をして、参加資格要件が不備ですと失格で、合格しますと次の審査に移ります。

基礎審査では基本的に要求水準書の内容を満足しているかどうかという審査を致します。この段階で要求水準を満たさない場合も提案者は失格となります。合格したものに対して総合評価ということで提案内容を審査して最優秀提案者を選定しまして、落札者とする流れになります。

3ページ目基礎審査の方法としては、要求水準書の項目が一項目でも満たしていない場合は失格ということで、要求水準書と提案書の内容を見比べて要求水準書の内容を満足しているか確認します。

4ページをご覧ください。定量化審査として基礎審査を通過したところに対して評価値ということで価格点と技術点に関して点数を付けます。これに関して4-1の資料をご覧ください。

4-1については評価点の考え方を説明しております。1.総合評価の算定方法で四角のところにありますが、評価の方式として加算方式と除算方式が一般にあります。加算というのは技術点と価格点を足し算で加えたもので評価をする。除算方式というのは技術点を入札価格で割ったもので評価する方式です。(2)の加算方式に関しては下の方にパターン図がありますが、例えば技術点が90点、価格点が10点でも100点で、技術点が50点で価格点が50点でも100点と、技術点、価格点をそれぞれ足した一番高いものが有利という考えであります。

次に2ページの上の方に除算方式がありますけど、これは技術点を価格点で割って評価点を出します。図がありますが、一番上の100点というところに、右側に〇がふってあって、一番下に入札価格が40億円、100点の技術点を入札価格の40億円で割ると2.5点という点数がつきます。パターン3のところで見ていただくと技術点は25点しかないが価格については10億円と安いため、25を10で割った2.5点になり、図で見ると斜めの線に乗っているものはみな同じ点数ということになり、価格点に対して技術点が高ければ良いということで、2.5より高ければ高いほど有利ということになります。

3ページをご覧ください。最近の事例における評価の方法、加算点と除算点の方法で、これはインターネットで一般に資料が公開されているものをアットランダムに拾ったものであるが、ほとんどの

ところは加算点方式でやっていて、一番下のところだけが除算方式という流れになっています。それから併せて、その表の右側に価格点の割合というところで(100点満点中)示してあります。それを2ページ目の表1のところに戻っていただくと価格点の割合は、100点満点中にすると25点とか、30%というと30点と思っていただければ良いのですが、25点を採用しているのが1事例、それから価格点50点の半分が3事例ということで見ていただけると40点、40%を採用しているところが一番多くなっています。

このことから総合評価の方式としては加算方式を採用したらどうかと思います。それから価格点の割合としては40点を採用したらどうかと提案しています。

4ページ目の価格点の点数化方式、40点と決めた価格点の出し方ですが、表3にあるように①~③のような方法があります。内容的には割愛させていただきますが、それぞれ特筆するところがあります。例えば、表4のところに計算の例が載っていて設定条件として価格点が40点、予定価格が100億円の事業に対して最低入札者がC社だとして、ケース1が70億円を入れて最低価格になっています。ケース2は50億円を入れて最低価格になっています。それに対して他のA、Bの参加者がそれぞれ90億円、80億円を入れた場合に各方式によってどのように点数が変わるかというのを示したのが表4になります。ケース1での最低価格70億円の場合ですと、Aの①の方式でいうと、Aの業者が26点、Bが32点、Cが40点という値になります。同じケース1のものを③ですと、Aが13点、Bが26点、Cが40点、それに対してケース2の最低価格50億ということで計算すると、①に関して言えばAの事業者が8点、Bの事業者が16点、Cの事業者が40点、それと③でいくと8点、16点、40点と同じような点数になっています。

ここで確認していただきたいのは、ケース1とケース2で100億という事業に対して、Aの事業者は90億、Bの事業者が80億というのは変わらない条件であっても、最低価格を入れたCの業者が70億円か50億によって点数が大きく変わるということになります。このことを基に5ページ目ですけれども、価格点の点数化方法ということで今回の点数化方法としては、③の方式を採用するがいいのではと提案しています。

他方式の非選定理由としては、①換算係数設定方式、①という方式は、1点当たりの価格を決めなくてはいけないが、それをどうやって決めるかという具体的な価格の設定根拠が難しい。また、同じ金額を札入れしたとしても、先程の最低入札価格の表を見るとわかるが、最低価格によって同じ点数を入れても大きな違いが出でてくるということがあります。それから②の比率方式は、価格点を40点と設定しているということは100点中の40点ですので、ある程度価格を重要視しているという意思の表れだと思うのですが、例えば先程の表のケース1のように最高の価格をつけた90億と70億で点数としては10点くらいしか差がつかないということで、どちらも①②についてはこのような欠点があるので③はどうかということで提案をいたしました。

ただし先程の4ページ目の表4に戻っていただいて、③の方法でも最低価格が低い場合はかなり点数に差が出てくるということで安かろう悪かろうという状況が発生する恐れがあります。そのために最低評価価格というものを設定して、あまり低い点数を入れてもそれ以下のものは皆同じ40点とすることによって、逆にA社、B社の点数が適正に評価されるというメリットがあると考えております。その最低価格、評価最低価格については組合なり市の方の入札の調査価格、これ以上安くした場合には調査をして本当にできるかどうかを調査するという価格で設定したらどうかというふうに提案している。実はこれに関してはっきりと決まった数字ではないが調査価格は概ね90%くらいと組合の方にお伺いしております。

もし、90%というのが最低価格として各業者が知っていると100~90億の間に固まることになります。90億を付けたところは満点の40点を設けることは構わないが、もし100億を付けると 0点になります。そうすると、一般に100%で入れたところと90%で入れたところでかたや 0点かたや40点という話になると差が付き過ぎるのではないかということがありまして、この最低評価価格をどういうことにするかによって、①②③のどの方式がいいかというのも変わってくるようになってきますので、今後組合と協議して確認をしたいと思っています。今のところ加算方式で、高くても40点でどうかという方針が決定しております。

5ページ目の「4. 評価額の現在価値化」ということで評価するときの価格は、今後25年間のお金を(運営費を)出していただいてその運営費と建設費を足したものを価格とします。その時に現在のお金に対して25年後の価値を現在価値化するか、もしくは、単純に今回提出していただいたお金だけをその点数として入れるかという話がありますが、それについて現在価値化はしないということを提案しています。

理由としては現在価値化をするということは、将来的に1%ずつ価値が下がるのか、4%ずつ価値が下がるのかというものを設定しなければいけないのですが、それの正確な設定方法がわからない。それによっては4%とかという数字を使うことが多いが、維持管理費がものすごく安く設定されてしまって建設費を高くして、維持管理費を安くするところが圧倒的に有利になるような話になってきます。現在価値化のパーセントが正確に出せない限り、そういう意図的なものを避けた方がいいだろうということで現在価値化はしないというふうに考えています。

7ページ目の審査段階における提案書の取り扱いということで、業者の方に出すときに業者の名前を出して審査するか、名前を出さないで審査するのかという点については、(1)では四角の中の一番下に総務省の報告書ですが、応募企業の匿名性については、審査委員より企業名が明示されていても審査には影響がないという意見があることから、必ずしも匿名にする必要はないとの見解が出されていて、今回はどちらにするかはどちらも選択できると考えていくことにします。 (2) について入札価格の開示については、技術点を評価する段階で入札価格がわからない方が適正に評価できるということで、技術点の評価が終わるまで入札価格については知らない状態で評価することを提案しております。これが資料4-1です。

資料 4-2 に戻っていただきまして、4 ページ目 2 の評価値の算定と 3 の価格点の得点化の方法は 先程の説明のとおりです。

これに基づいて5ページ目に審査方法の配点の例ということ挙げさせていただいています。一応評価区分のところに I ~VIまでありますが、これは今回の施設の基本方針にあたる項目です(環境に優しい施設~)。基本方針としては7つありまして、7番目に経済性に優れた施設というのがあるが、経済性については先程の価格点で評価するので技術点に関しては、この I ~VIの項目プラス実績、建替え計画とか、今回の特殊な項目を入れたもので評価したいと考えています。内容については評価区分と評価内容については、次回以降こちらの方から案を提出していただいて揉んでいただければと思います。評価基準についての説明は以上です。

〜 点数の計算方法についてですが、委員からの意見を延べてもらっても構わないが、組合で決めます のであまりこの方法がいいとか言わなくていいと思いますが。

事業者の名前を匿名にする必要はないとか書いてあるが、でも匿名にするのでしょう。

(エックス

ふつうは匿名だと思います。

特になかったら、次の見積り依頼先についてお願いします。

(エックス

それでは資料 5 の方を説明させていただきます。見積り依頼先について見積りの必要性は、今後入 札公告に先立って、組合の方で債務負担行為等、予算に関する物が必要になります。そのため見積り の徴収を行ないます。その見積りの依頼先ですが、平成29年度に組合が行った新ごみ処理施設整備及 び運営事業及び粗大リサイク整備運営維持管理業務に係る事業方式検討において見積り依頼先になっ ているメーカーを抽出しております。見積り依頼先については、エネルギー回収型廃棄物処理施設と マテリアルリサイクル推進施設は別々のメーカーに依頼していてエネルギー回収型廃棄物処理施設は 記載の通り7社、マテリアルリサイクル推進施設の方は4社を対象に見積り依頼をかけようと考えて おります。

見積り依頼のベースとなるのは、本日提示させていただきました要求水準書の建設業務編がベースですがタイトルは少し変えます。タイトルは変えるが基本的にこちらの方をプラントメーカーへ提示して見積りを取ります。別途これにつきましては、お金だけでなくて図面関係とか、用役の関係とか、運営の関係とかの費用をもらう形で、別途回答様式を含めてメーカーに出す。今日これで問題がないようであれば、現状の要求水準書で著しく内容の変更とか費用にかかることはないのではないかというところも踏まえて、この内容で了承をいただければ今月中にとりあえず声をかけたい(と思います)。スケジュール的には1月からですが、正月もあり、2月は短いのでなるべく期間をとって、できれば今月中に依頼したいと思います。説明は以上です。

今の見積りと言っているのは、一番最初のスケジュールのところで言うと、資料1-1のスケジュール表で、平成30年度の1月~2月の見積り作成期と書いてあり、これは一旦計算してもらうということですよね。

(エックス)

はい。そうです。

その後、入札公告を出すのが来年度の8月で、実際に提案書をつくってもらうのが、来年度の1月終わりまでにつくってもらう。2月に入り基礎審査、それから事業者選定を行うということになりますので、今回出してもらう数字というのはこれが各社のこれで行きますという数字でなくて、ひと先ず話を聞いてうちだったらこれくらいですといった計算ですよね。後は、勝負でさらに金額を下げて出してくると思いますが、もういっぺん提案書で詳細なものが出てくるということになります。

ですので、委員の先生方は、見積りが出てきてからは、これは全部守秘義務事項になります。誰がやっているのかも秘密になるのですか。委員名。われわれの名前は、

(組合川口事務局長)

委員名ですか。

(組合南主杳)

出さない。

そうですか、じゃあ外でペラペラしゃべれる。僕は前の委員会もやっていたので、「先生そうなん

ですよね」と言ってくるので、だからしばらく会わないと決めている。そういう関係になりましたので。

全体を通して何かご意見とかありますか。



この啓発ソフト事業とか、啓発施設に関する要求水準の後ろの方ですけど、これをやらなければいけないように捉えられないような書き方した方が。あまりに具体的すぎる。これを入れ込まなければならないとするとせっかくの自由な発想を縛ってしまうかもしれないし、かえっこバザールなんていうナントカさんのトレード登録商標になっているような、嫌がらせはされないだろうけど、ナントカさんがやっているものなのでもう少し一般名詞にしておいた方がいいと思います。子ども向けオモチャ交換会とか。それにしてもあまりに雑多なことを全部組み込まなくてはいけないと思ってしまうとちょっと良くないと思い、例みたいな形で「例えば」みたいな感じで出した方がいいのかと思います。それから具体的に運営されている方によるとあまり固定的な設備を作ってしまうほど後で使いにくいということもあるので、ガチガチに設備を作って欲しくないということが伝わるような形になったらいいと思います。

(エックス)

今の件に関してですが、先程の話で今月一杯1月から見積りを取る段階では先程のA3のメニューというのは今組合の方でやってほしいという決まったメニューなので、このメニューでどれくらいお金がかかるということで、要求水準書で先程示した内容でいったん見積りを取らせていただいて、実際には見積りをとる相手が、 という不燃粗大の専門メーカーで、そこでこれくらいのことをやったら面積がどのくらい必要かという情報をもらって、そこに催し物をする業者にこれで別途何かできるか、または問題があるかとか追加で依頼をして、最終的な来年の8月に要求水準書の段階で形にするということを、今回の見積り依頼の内容を見てもう一度目揉むと言う流れを考えています。先程の1月からの分は、とりあえずこれで全部やってもらうということで出させていただく予定です。

全部しないといけないということよりも、そういうことを求めているところだと、手を挙げるか、 退場するか、今のうちに考えておいてということです。あるいは、イベント会社とタッグを組むかど うかもこれを見て考えるということです。

(エックス)

基本的にマテリアルリサイクルの設備会社は、こういったノウハウは持ってないと思われるのでイベントとか展示をつくるような会社に、協力会社として入ることと、その協力会社がある程度の施設整備とか運営管理の実績を持つことを条件にしているのです。こういった方々にこれをやっていただく話になるのですが、こういうオモチャをつくってしまって、これで遊ぶということは良く見るとほとんどなくて、組合の意向として図書コーナー(専門書)を置きたいとか、ワークショップみたいなことができるようにはしたいとか、音楽イベントみたいなこともできるようにしたいとか、自由で何をやるかは何も書いていない内容になっています。ただし、「そういうことができるような設備なり、音楽を流せるような環境であったり」ということのために細かく書いてあるので、あまりガチガチではないと思います。ただそうなった時に5年でということになると、最初にマテリアルリサイクルの業者がイベント会社さんを協力会社として入って提案していただくとなると、優秀なところが最初のところと組んで取っていただければ一番いいので、配点を厚めという提案したとしても、そんな

に得意でなくてもマテリアルの設備で取られたところにならないとも限らないというリスクもあると思います。その時には5年間で経験も踏まえて良いところに入っていただくことも含めて、5年で一度区切るという建て付けにした事情もあります。そう言ったことを含めても今申し上げたような、まずこれで見積りをとって実際の展示会社にもこれでどうですかと話を聞いて、最終的な8月の入札仕様書にはどういうふうに書くかこれから揉んで確定していきたいということになります。また、ちょっと内容は変わってくる可能もあるかと思います。

ここのところは力が入っていますので。

(組合川口事務局長)

この辺はこだわりがありますから。

力が入っているがなかなか難しいと思います。

5年で替えるかどうかは、私は反対だけれども、それはそれで一つの見識なのかなと思います。むしろ、それ(5年)を良くしていくチームをこの中につくった方がいいのではないかと、企業を替えるよりも最初の人達と一緒にやっていくような、良くしていくようなチームを、むしろ行政の方がこの構成自治体の方がしっかりするべきではないかと思います。

(組合川口事務局長)

今先生がおっしゃったように5年で替えるのを、当初やったところが継続してやってもらえばいいのですが、逆のパターンで5年やったところがぜんぜんダメという場合に替えられないと困るという部分があって、できたら5年で、良いところ(業者)であれば継続していってくれたらいいと思います。

ベスト言うとこういうところこそ本来行政の出番でしょう。ちょうど明後日ですけどでやるのですが、僕は廃棄物資源循環学会の関係者で最初に挨拶することになって、そこで採算が採れる、採れないという問題があるのですが、ごみ処理に関わる理科的な事項というのはかなり込み入った複雑なもので、社会全体の子供に限らず大人もそうですけど、理化学のみんなが共通して持っている窓口なので、それをお互いに学べるところという位置付けとしてやっていくことがいいのではないかと思います。その中でどっかの業者に任せるというよりは、どちらかというとこれは役所のする仕事であり、本来そこでおもしろがって役所が前面に立ってやるのが、恐らくうまくいくのではと思います。全部投げてしまうと安い方悪い方へいってしまうので、そこでは特に自治体の人がいっぱい来るからそういう話をしようと思っています。

時間も予定時刻を過ぎてしまって申し訳ありませんが、継続の話もいくつもありますのでまた思い返していただいて、次回ご発言いただければと思います。これで私の方の司会進行は終わります。どうもありがとうございます。

(組合吉村室長)

長時間にわたりご審議ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項がございます。

(組合山下係長)

事務局としての連絡事項は3点ほどございます。

まず、次回以降の日程調整についてですが、委員会開催月の1カ月~1カ月半くらい前に各委員みなさんにメールを差し上げて日程調整をさせていただきたいと考えています。

次に会議録の確認ですけど、会議録につきましては会議と一緒で非公開となっておりますので基本的には公開をいたしません。ただし、今回の決めごとだったり、いろいろ公開できるものについては公開したいと考えております。会議録ができ次第、会議録プラス公開できるような内容につきましては、これにはご確認いただきたいと考えています。

最後、資料に対する追加の指摘がある場合ですが随時事務局宛にご連絡いただきましたら、まとめられる分はまとめて、間に合うようでしたら次回にお示しさせていただきます。間に合わないようでしたら、その次の第3回にお示しさせていただく形を取らしていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。以上です。

この資料は持って帰らないといけないのですか。

(組合川口事務局長)

置いといていただいても結構です。

(組合吉村室長)

これを持ちまして本日の事業者選定委員会を閉会致します。ありがとうございました。

平成30年12月10日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺信久

副委員長 蓑田 哲生

第2回 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 議事録

(組合吉村室長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回山辺・県北西部広城環境衛生組合新ごみ処理 施設整備及び運営事業選定委員会を開会します。本日進行役を務めさせていただきます山辺・県北西部 広城環境衛生組合企画課、施設建設室の吉村です。よろしくお願いします。まず始めに、本組合事務局 長の川口よりご挨拶させていただきます。

(組合川口局長)

皆さん、こんにちは。

委員の皆さまには公務ご多忙の中、新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会にご出席いただき、大変ありがとうございます。本日は第1回目に頂戴したご意見を事務局でまとめましたので、その報告をさせていただいた後に、今後のスケジュール(案)並びに事業者選定基準(案)等、重要な案件について協議していただくことになっていますので、最後までよろしくお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

(組合吉村室長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中5名で過半数を満たしていますので、 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱第6条第2項 により、本委員会は成立していることをご報告します。

それでは、これ以降の委員会の議事進行については、 にお願いします。 よろしくお願いします。

皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。座ったままで進めたいと思います。では、議事に入る 前に資料の確認をしますので、事務局よりご説明ください。順番がありますけれども、いいですか。

(エックス

一番上に置いてある資料ゼロが本日の次第で、その裏面に資料番号の資料1から資料6-2-2まで記載しています。今回の資料はこちらの一覧となりますので、ご確認ください。



分かりました。

(エックス ニー)

1 点だけ追加資料として、一番後ろのほうに事前送付資料に意見及び対応案の資料を付けていますので、これがあるかどうかをご確認ください。以上です。

今日の当日追加資料はどこに入るのですか。

(エックス

場所としては、事前に配った資料に対して各委員の方からご意見をいただいている内容ですので、個別の説明で併せて説明させていただきます。

分かりました。議事は(1)から(6)まで順番に進めるのが通常ですが、(2)のスケジュールと書いてある選定の進め方は一番最後に回して、(1)から(5)は前回までのものをどこを修正したのかを説明していただきます。次に(6)落札者決定基準(案)についてご審議いただき、その後、これをどのように選定していくのかについて、(2)を最後に持っていくように進めたいと思います。では、よろしいで

すか。

まず前回までの内容で修正した所について、(1) 前回委員会対応から進めたいと思います。では、事務局、よろしくお願いします。

(エックス

それでは、資料1をご説明します。まず実施方針ですが、前回委員会の資料や委員会での審議を踏まえ、委員から出た意見と回答、対応方針の構成となっています。1番の実施方針については3点出ています。

1点目は、事業者に対して参加登録等を促す、事業を周知するための対応が必要ではないかという意見です。これについては平成 28 年 4 月の組合設立以降、環境アセス等組合のホームページにて発信していますので、既に周知されていると考えており、登録漏れはやむを得ないと考えています。

続いて、2番と3番については、事業スケジュールと事業スキームに対するご意見がありました。これについては2ページ目以降に修正案をお示ししており、この修正案を後ほど説明する実施方針にも反映していますので併せてご確認ください。

1番については、既に周知を行っているので十分であろうと。2番と3番については、実施方針に関するところで、さらに言及するとのことです。では、次に行きたいと思います。

(エックス

続いて6ページ目です。要求水準書の第1点目、建設業務編について、(1) エネルギー回収型廃棄物 処理施設に関するご意見です。これも指摘箇所と原文に対する意見と回答、対応方針という構成になっています。これも後ほど各要求水準書に修正一覧をお示ししているので、個別の具体的な対応について は割愛させていただきます。

6、7、8、9までたくさんあります。

(エックス

その中で特にご確認いただきたい所は8ページ目です。これは6ページ目のマテリアルリサイクル推進施設に関するものですが、ナンバー6番の引渡性能試験については、もともと原文ではごみ処理能力の測定回数は1日当たり2回以上と記載していましたけれども、1日2回以上の測定とは何を測定するのかというご意見がありました。

これは午前、午後で1時間当たりの量を流して、処理状況を確認することを想定しています。最終的には、下記のとおり記載を修正したいと考えています。具体的には、1日1回でごみ量が不足する場合には、1時間当たりの処理量を1日当たりに換算してもよいという修正で進めています。

続いて、9ページ目の3番、啓発施設に関する要求水準書です。これは原文に、バスの団体見学の場合は、基本的に施設の車で同行となっていましたが、施設の車が何を指すのかが不明でしたので、これは組合から貸し出された車両等を指していますから、そのように修正しています。

続いて、4番の要求水準書第 Π 編、運営維持管理業務編については、基本的にはエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設に同じ指摘がありましたので、同様に対応しています。 具体的には、2番の第3節、是正勧告の流れについてご意見をいただきました。是正勧告のレベル1は 原文のとおり、レベル1とレベル2を記載していたのですけれども。

これは他にもう少し詳しい資料はありませんか。よく分からないのではないでしょうか。解約の話ですよね。

(エックス

はい。

運営事業のところを見ていただかないと分からないと思います。

(エックス

10ページ目に元との対照が載っています。

対照が出ていますか。10ページ目を見ていただきましょう。

(エックス

はい。よろしいでしょうか。

どうぞ。

(エックス

まずレベル1については、要求水準を満たしていない場合は、いきなりレベル1に該当するように変更しています。レベル2については、もともと3カ月以上の停止と記載していましたけれども、3カ月も停止していることを想定できませんので、本施設の運営について、まずエネルギー回収型廃棄物処理施設は、数日間の長期停止が必要となる場合に該当するように修正しています。

一方でマテリアルリサイクル推進施設は、処理対象物によってはストックヤードを設けないために、 停止期間は短期間の停止と修正しています。すいません。こちらは誤記があり、10ページ目のマテリア ルリサイクル推進施設の修正後の所は赤字で短期間の長期停止となっていますけれども、短期間の停止 に修正をお願いします。



10ページ目に書いている部分は、契約解除に関わることですか。

(エックス)

ペナルティー等に関する文章が、要求水準書の維持管理編に載っていました。レベル1からレベル3に対して、委員の方からもともと3カ月以上の停止がレベル2ですけれども、3カ月の停止はレベル2の問題ではなく、非常に重要ではないかというご意見がありました。

まずはエネルギー回収型廃棄物処理施設については、ピットが大体1週間分ぐらいあるので、1週間を超えるものは重大にして、中間のものは数日間という形で、1から3の考え方を変えさせていただいています。

マテリアルリサイクル推進施設についてはピットがなく、物によってストックヤードの容量が違っていますので、もう少し検討しますけれども、現在のところは数日間の停止があれば重大でレベル 3、短期間をレベル 2 というように、レベルに対する考え方を変えました。これは最終的には一番後ろの 12ページ目に関連してきます。

中身については細かく説明しませんが、レベル1であれば注意して直していただき、レベル3が続くようであれば、最悪は業務契約の停止に至る措置をします。レベル2の段階であれば、ペナルティーを与えるという流れになります。

それらに関しては、内容的には運営委託契約書で決めるべき問題であることから、維持管理の要求水準書にもともとそれが入っていましたけれども、ペナルティーや契約停止に関する文言は契約書にまとめさせていただいたのが1点と、レベル1からレベル3の考え方を変えました。

参考として、11ページ目の運営契約書(案)に記載されているものは直接ペナルティーとは関係あり

ませんが、黄色でマーカーしてあるように、何かの理由でごみを受けられなくなった場合は、受注者の 責任で代わりの方法を見つけて処理をしなさいとなっているので、施設側が止まったとしても、処理が 滞ることはないというスキームにしています。

ただし、施設が止まるのは重大なことですから注意では済ませられないので、先ほどのレベルを変えたという流れになります。

安定して処理がなされるように要求水準書に書き込んで、それを運営契約書によってきちんと縛りま しょうということですね。

(エックス

そうです。

要求水準書の修正後の所に数日間とありますが、物によっては3日かもしれませんし、5日かもしれないと取れないこともないですが、ここはこれぐらいで構わないのですか。最後に契約するところでしっかりと3日や5日と書くと思うのですが、これぐらいで問題ないですか。これが僕には分かりません。

(エックス)

もし契約書上で決める場合には、ここに数日間の意味を2日、3日と入れることになると思いますが、 先ほど申し上げたように、マテリアルリサイクル推進施設を何日間止めていいかという判断は検討中で すので、本日お持ちした段階では数日間、2~3日と記載させていただいています。最終的には、2つの 契約書上でペナルティーを与える場合は、ある固まった日にちを入れます。

契約書は明確に書かないといけません。よろしいですか。

では、次の(2)の資料2は後に回し、資料3の入札説明書です。

(エックス)

実施方針です。

実施方針について、お願いします。

(エックス

資料3の修正箇所一覧をご覧ください。これは第1回委員会で一度、ご説明したものに対して修正したものをまとめた一覧になります。まず第4-2、募集及び選定の手順、1)募集及び選定のスケジュール予定については、委員の方から指摘いただいたものを修正しており、入札公告までの具体的な日時が決まったところと、後半の落札者決定及び公表から本契約の日付を修正しています。

また、追加と赤字で®、⑩となっている所は、後ほど事業者選定スケジュール(案)で簡単にご説明しますが、これに関しては事業者から事業提案書を提出していただいた後に、事務局で内容を確認し、要求水準に満たしているかどうか確認します。その際に満たしていない、不備があるときは、事務局側から修正指示を出そうと考えています。修正指示を受けて、また受け付けをする流れを考えていますので、それを今回スケジュールに追加しています。

続いて、裏側の2ページ目については、参加資格要件に修正を加えています。赤字が修正箇所となりますが、具体的に定義した理由付けで今回は修正を加えています。また、下段の運営事業者の実績のところに1年以上の運営実績とありますが、1年経っていない場合はその事業が成功しているのか、成功していないのかが不明確になりますので、1年以上の実績がある事業者から提案していただくことを参

加資格要件としています。以上が指摘箇所に対する修正一覧になります。以上です。

資料3の1ページ目の追加®と倒は、応札された企業さんから事業提案書を受け取りますが、その中身が妥当なものであるかどうかを事務局で事務的な確認をしていただき、内容を精査した後に委員会で審議をすることになります。そのための時間をここに明記したのですか。

(エックス)

そうです。

よろしいでしょうか。では、続いて資料 4-1-1、入札説明書(案)です。よろしくお願いします。 (エックス - 1)

続いて、私から入札説明書をご説明させていただきます。

これを使うのですか。

(エックス

今回は資料 4-1-1 の目次をご覧いただいて、どのような構造になっているのかをご説明します。エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設に関してはほとんど内容が一緒ですので、併せて説明する形でご理解いただきたいと思います。

1枚めくっていただいて、まず目次ですが、内容としては基本的に第1回でお示しした実施方針の内容と同じです。入札説明書の実施方針と異なる点、追加された場所は、第6の「入札手続等」と、第7の「提出書類及び作成要領」、1枚めくっていただいて入札説明書添付資料 5、「対価の支払方法について」、そして、入札説明書添付資料 6「モニタリング及び対価の減額について」という項目を設けています。

先ほど実施方針で修正した修正指示の内容についても、入札説明書に追記していますので併せてご覧ください。

1枚ビラの資料 4-1-2 を配布していますが、これは入札手続き並びに提出書類等の様式集一覧です。 今回は配布資料のかなり数が多くなってしまうので、電子データの資料配布とさせていただいています ので併せてご確認ください。以上、説明となります。

技術的な内容もここに入っているのですか。それはまた別途になるのですか。

(エックス)

技術的な内容は要求水準書になります。

これは事務的なほうですね。4-1-1と4-2-1は同等のものですね。

(エックス ニー)

はい。マテリアルリサイクル推進施設の場合はこのようになっていますが、形式上、説明内容は同じ ものになります。

分かりました。分量が多いので、全てをご確認いただくのは難しいかと思いますが、どちらも事務的な内容です。前回までの内容を修正したものは、ここに盛り込まれています。

第1回の後で足してある対価の支払い方法とモニタリングの対価の減額については、契約するときは

入札説明書に入っていて、契約書としてはどこに出ているのですか。

(エックス

契約書については、入札説明書の中に減額のシステムを入れて、契約書の中ではその部分が丸ごと別紙という形で、減額のシステムとして契約に組み込むようなイメージです。

分かりました。契約書の中に全部盛り込まれるのですね。

(エックス ニー)

そうです。

分かりました。

そのようなところの事務的な取り扱いはよろしく頼んで、先へ行きたいと思います。では、資料 5 のご説明をお願いします。

(エックス)

それでは、まず資料 5-1-1 が、エネルギー回収型廃棄物処理施設の建設編の要求水準書の修正箇所です。こちらについても修正箇所と原文、修正後、修正理由となります。

一番右が摘要となりますが、昨年 12 月から 2 月にかけてメーカーに技術提案書の提出を依頼しており、その際に各メーカーからの質問を受けて修正したほうがいいと判断したものを修正しています。それらの扱いがメーカー質問回答関連となっており、摘要欄の 2 段目の委員指摘によるという箇所は資料1 で説明した箇所になります。

一つ一つの説明は省かせていただきますけれども、特に大きく変わっているところとしては、中段辺りに修正後に赤字で井水と入っていますが、当初、生活用水は上水のみを利用することを考えていました。上水断水時に井水を飲料とするための装置を常設で計画するように変更しましたので、修正案のとおり井水を追加しています。

めくっていただいて、続いて一番下の p.169 第 4 章に関しては、もともと本施設内に 3 日程度、滞在できるように防災備蓄倉庫等を設けることとしていましたが、具体的な内容を指示するために、100 人が 3 日間程度、滞在できるように防災備蓄倉庫を設けることと修正しています。もう 1 ページの一番下の別記に具体的な備品名を記載しています。その他についてはご確認いただければと考えています。

続いて資料 5-1-2、運営に関する要求水準書の修正です。運営に関してはもともと防災備蓄品一覧が掲載されていましたが、先ほど資料 5-1-1 で説明したように、井水を使用することと変更していますので、当初計画していた飲料水の備蓄箇所を除いています。また、具体的に人数を 100 人と変更していますので、こちらも人数を変更しています。その他、是正勧告に関する変更については、資料 1 で説明したとおりです。

続いて資料 5-2-1、マテリアルリサイクル推進施設に関する要求水準書ですが、委員よりフローの 指摘がありましたので、整合が取れるようにフローの修正を行っています。3 つ目の 39 ページ目に関 する指摘については、資料 1 でご説明したとおり、具体的な計測回数の記載を修正しています。また、 1 カ所誤記がありましたので修正を行っています。

続いて資料 5-2-2 です。 p.39 の第 11 章第 3 節は資料 2-1 でお示ししましたが、下段に原文と修正(案)とありますように、是正勧告のレベルの期間について修正を行っています。また、もともと第 11 章第 4 節以降に具体的な支払い関係のことが記載されていたのですけれども、契約書で検討していきますので、運営の要求水準書からは削除する修正を行っています。

続いて資料 5-3、啓発施設に関する要求水準書です。こちらは以前お示ししているものから修正箇所が分かる形で、履歴を付けてお示ししています。具体的には、「日本一イケている施設」をキャッチフレーズとして考えていますが、組合の考えがより伝わるように「洗練され、クリエイティブであり、かつ親しまれる施設を目指して」という副題を付けています。

続いて2ページ目は、現在考えているマテリアルリサイクル推進施設での運営の考え方です。啓発に関しては、6年目以降に新しい事業者をもう一度、選定するという考え方を持っています。啓発に関する事業としては、2ページ目の下段にある①から3ページ目の上段にある⑤までの運営を考えています。

6年目以降の啓発事業の受託者については、業務範囲の1から5を受けることとしており、1から5以外の通常のマテリアルリサイクル推進施設の処理施設運営に関しては、引き続きマテリアルリサイクル推進施設の運営事業者が運営期間終了まで継続して行うものという形で、もともとはそれ以外と表記していましたので、具体的にどれを指すのかを修正しています。3ページ目は資料1でご説明したとおり、組合から貸し出される車両のことを指しています。

5ページ目の各種プログラムについては、具体的にどのような運営を行うのかを含めて追記しています。6ページ目の⑥については、かえっこバザールが呼称でありましたので、おもちゃの交換会という形に修正しています。要求水準書に関する説明は以上です。

資料 5-1 と 5-2、5-3 をまとめて説明していただきました。特に 5-1 と 5-2 については、まずは前回の段階の要求水準書を応札していただけそうなメーカーに実際に提示し、質問していただきました。また、委員からもいくつか指摘をいただいて修正したことを報告していただきました。

メーカーからの質問及び回答については、単一のメーカーから質問があったものを他のメーカーに見ていただけるように、併せて回答していることを先ほど打ち合わせでお伺いしました。ただ、メーカーからの質問と回答は情報を共有したことになりますが、委員会での指摘事項や質問に対して修正したことはメーカーに情報が行っていますか。

(エックス

これはまだ行っていません。

まだ行っていないですね。

(エックス

ごく一部は委員会の後に要求水準書資料を送った際に直した分もありますが、基本的にそちらはまだです。

メーカーがびっくりするほどのことはないかもしれませんが。 にも気に留めておいていただきたいことがありましたら、お願いします。

メーカーの質問はここで初めて聞いた話ですから、私も含めて委員方は知らなかった話です。ただ、Q(質問)も回答も公平にメーカーには返しているのですか。委員会の場では出てきていませんけれども、どこかから出てきたものを全部、公平に返しているのであればいいのではないかとお話をお聞きして思っていました。

中身についてはよろしいですか。例えば資料 5-1-1 の電圧 69 (キロ) ボルトが 70 キロボルトになったのは、関東と関西の違いですか。

これは関西電力と東京電力の違いです。事務局で結局、関西電力で調整しているのですよね。 (組合南主査)

しています。

7万ボルトでやることになっていますよね。

(エックス

そうです。

7万ボルトですね。

7万ボルトでやるのは珍しいです。

そうなのですね。

あとは、変わっているのは大猫を 1,000 体という話です。

ことせいいですか。

(組合井上事務局次長)

持ち込みだけではなく、道路上でひかれているものもです。

1日2匹ひかれたら600匹です。シカやイノシシはどのようにするのかという話が前にありましたが、もういいですか。ただ、シカとイノシシについては、委託に出すときにシカも、イノシシも対応していないと書かないと、これはできないと終わると大変です。どうですか。

(組合井上次長)

今は搬入者が燃える大きさに解体しています。

(組合川口局長)

大変特殊ですので、大きいものは解体して持ってきてくれているのが現状です。

既設のほうはそのような対応をしているのですね。

(組合井上次長)

はい。

では、大丈夫ですね。

搬入で縛るという話ですか。

啓発施設に関する修正は、どのような経緯で修正になったのですか。

(エックス

色が2種類あり、赤で書いてあるものが事前に皆さんにお送りしたところですが、これについては元の文章で推敲したという部分です。例えば1ページ目の「イケているもの」に関して。

(組合南主査)

これに関しては、管理者が啓発活動に力を入れており、事前にこの内容を見たいという話がありました。その中でこの文章をこのように書き換えてくれないかというご提案がありましたので、修正させていただきました。

(組合川口局長)

あくまでも 10 市町村でやっていますので、お金をいくらでも使っていいのではなく、シンプルで、なおかつ日本一イケている施設を造りなさいということでこのように変えさせていただいています。

管理者が浮かびます。

前になったがおっしゃっていましたが、いったんち年目で切りますよね。

(組合川口局長)

運営期間の話ですね。

ええ。5年で切るでしょう。そうすると、契約書は別にいいですし、要求水準書の問題ではないのですけれども、実際は5年目で切るとなると、選定は前の年ですか。

(組合川口局長)

入札については。

だから、4年終わって段取りをして、5年目にという感じですか。

(組合川口局長)

そのような形になると思います。

実務的にはそのような感じですね。

(組合川口局長)

はい。

啓発事業の行き先を決める際に中身よりも費用のことばかりで、だんだん中身がつまらなくなっていくことがしばしば問題になります。それはここで議論したり、発言したりする内容ではないような気がしますけれども、10 市町村として安心させてほしいのですが、どのように考えていますか。

(組合川口局長)

例えば、どのようなことですか。

5年ごとにとここに明確に書かれているでしょう。

(組合川口局長)

基本的に運転が25年という形になっているのですけれども、啓発施設については25年に固定してしまうと、あまり力を入れていただかなくても終わってしまう可能性があるので、良いか、悪いかは別として、5年で切れば努力するところが入りやすくなるのではないかという部分も含めて、このような考え方になっています。逆の立場から言える部分もあると思いますけれども、なかなか難しいところです。

この前、 から提案していただいた部分も含めて再度、検討したのですが、どちらとも言えないところがあります。

この文章はこれでいいと思いますし、あまり時間を取るつもりはありませんが、委員の皆さんから今までのご経験を基に何か一言、二言ありましたらお願いします。

この後とも関連するのですが、私が意見させていただいている部分で、イニシャルコストとランニングコストをどのように考えていけばいいのかというところがあります。例えば、啓発施設にすごくお金をかけようとしているので、ランニングコストがかかることなどが今回の入札方式では全く見えない形になっていますが、そこをどのように思っているのでしょうか。そこに重点を置くのであれば、入札価格や内容などで見える化したほうがいいのではないかと思います。

今おっしゃったのは、運営事業者の入札のことですね。

そうです。これはトータルの入札価格だと思いますが、それがどこまで見えるのでしょうか。

今回は DBO の一括で入札することにしていますので、それぞれのメーカーがどのような運営会社と 組むのか分かりません。取りあえず啓発施設の運営については、運営会社が素晴らしい運営をするかど うかは見えないところもあるので、それならば5年で変えたほうがいいと。

施設については、基本的に事務局が求めるものを要求水準書にうたってありますので、提案してくる 業者によっては内容が若干変わってくるとは思いますけれども、5年に変えたのはこのような部分があ ります。メーカーと組む業者が限られてきますから、例えば5年ごとに変えれば、また別の運営業者が 入ってこられる可能性がありますので、5年と決めさせていただきました。

今おっしゃっているのは、業者を決めるときにイニシャルコストで建物にお金をかけるやり方もある でしょうし、運営するときにイベントなどでお金をかけることもあるでしょう。

(組合川口局長)

(組合川口局長)

そのへんは、一括ですから。

一括なので、どこにお金をかけるのかとなったときに、事務局の思いとしてはどちらでもいいのですか。

(組合川口局長)

どちらでもいいわけでもないですけれども、一括なので難しいところがあります。

ただ、確かに難しいのですが、1から5については啓発事業の受託者にやっていただくのですが、例えば焼却炉メーカー、あるいは機械メーカーが受託して、機械メーカーから独立したところが啓発施設を6年目から受託するとなった場合に、この机は使わせない、このインフラはうちのものだからと引き上げられると、1から5をするための基盤がなくなることが生じます。

ですから、イニシャルコストで最初からそろえるのかということも、議論としては出てきます。啓発 事業の受託者、啓発事業を行う業者が活動する基盤を誰がみるのかについて、話を聞いてだんだん僕も 不安になってきました。

実際に起こっているかどうか分からないですが、例えばしばしば NPO が受託したりしますけれども、NPO が何かイベントをするのを目的に来たが、気が付いたら彼らが消防点検からトイレの定期清掃ま

で全部、自分たちで発注することになると、仕事どころではなくなってしまいます。どうでしょうか。 (エックス

今ののので意見に対しては、事業の枠組みとして一番最初にマテリアルリサイクル推進施設の事 業者が啓発事業も含めて、5年間分の必要なものを全てそろえることになります。その後、次の契約に 関しては、新しい啓発事業者が別のことをやりたい場合には、必要な備品等を自分たちで最初の入札の ときにそろえていただく形になります。

最初の5年間が終わったときに撤去してもいいとは書いていませんが、他のいろいろな備品と一緒で すけれども、最初に入れたものは基本的には残ると考えています。そこは改めて要求水準書などに、最 初のものは終わったときにそのまま残しなさいという形で示させていただくことにより、ご懸念が多少 晴れるのではないかと思います。問題は次の業者が要らないと言ったときに、逆に撤去費を誰がみるの かなどの細かい話が残りますので、今後の啓発事業で詰めていきたいと思います。

その部分だけを切り取る話になると、例えばインターネット回線のお金を払っていただかなければ困 るなど、だんだん啓発事業の受託者が想定していなかった出費が出てくる可能性があり、それで結構苦

難しいです。最初に啓発施設のランニングコストをどれぐらいみるかですが、何人かのパートの人で 言われたことを取りあえず、最低限やっておくのがお金は一番かからないですから、それでもクリアで きます。一生懸命やろうと思ってたくさん見込んでおくと、費用面で大きくなってしまうので、これを どのように評価するのかはとても難しいとこれを拝見して思いました。

一生懸命やるところは、金目で負けることになるのですか。

そうです。

(組合川口局長)

だから、メーカーの提案の考え方によって、変わってくる部分が出てきますね。

すごくできる人なのか、それとも最低賃金で働く近所の人を雇うのか、人材のクオリティによって全 然違ってきますので、それをどのように評価するのだろうかと思いました。

最初に見た目だけイニシャルコストが素晴らしいものがあっても、実際に運用する人が使えないこと がよくあります。イニシャルコストがたくさんあると、点数が高くなってしまう気がします。

(組合川口局長)

実際に運営してみないと、どれぐらいの人に来ていただけるのかは見えない部分です。

5年過ぎたときに契約し直しますが、このときの費用はどのようになるのですか。

(組合川口局長)

基本的に施設は公で造ったものですから、そのまま使いますけれども、先ほどおっしゃったように。

運営費です。

(組合川口局長)

運営費ですか。

はい。これは別々に出さないのですか。マテリアルリサイクル推進施設の啓発施設で1本になるのですか。1本でお金を入れて、5年目に選定し直すときは組合が選定するのですよね。

(組合川口局長)

そうです。そのときは組合の入札になると思います。

入札となると、お金はどのようになるのですか。

(組合川口局長)

ですから、基本的には全体のDBOの中でも改修や運転が分かれて、啓発施設の運営についても当然、 その部分のお金は出てくると思います。それに相当する金額という形になってくると思います。

誰が出すのですか。マテリアルリサイクル推進施設を DBO で運営している会社が、自分が出した費用からいくようにするのか、あるいはその部分を 10 市町村で別途出すのでしょうか。

(エックス

5年後に改めて別枠と言っていいのでしょうか。新しい予算を確保して。

それであれば切らないといけないでしょう。

(組合川口局長)

もともとに全体が入っています。

啓発の費用とそうではない部分を切って出していれば切ることができますが、DBO で一括して入札をかけると、啓発の費用が含まれていることになります。今おっしゃっているのは多分、役所としては DBO の中ですけれども、やる主体だけは変えますということを言っています。

(組合川口局長)

そのような形になります。

でも、役所の契約としては、金額がないのに契約できるのですか。

(組合川口局長)

おっしゃるとおりです。そこはどのようにするでしょうか。

そこはあまり考えていなかったのですが、難しそうです。

何とか相当額という金額がなければ。

(組合川口局長)

そうですね。当初は全体が含まれているので、5年で変えるといっても、その部分の金額は出していますけれども、その金額の中で競争してもらうことが実際にいいのかどうかです。

次に外から入ってこられる人が一体、具体的に幾らもらえるのかが分からないでしょう。

かなり無理した金額で受けてしまった場合に、上げないから運営できないという可能性があります。

取りあえず5年だけやっておこうかという話ですね。

そのようなことがあるのではないかという懸念もあります。

あと、温浴施設はきちんと勉強していないので分かっていないのですが、これは DBO の中にワンセットになっているのですか。

(組合川口局長)

含まれています。

(組合南主査)

含まれています。



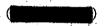
それも怖いと思います。温浴施設が赤字だった場合は。

(組合川口局長)

利益を求めていません。



そうですよね。



温浴施設は、管理するためにこのような人を配置するという人の話だけですよね。

(組合川口局長)

はい。

(組合南主査)

受付と掃除関係です。

(組合川口局長)

焼却施設としては、両方とも 25年の契約になっています。



温浴施設は25年ですか。

(組合川口局長)

はい。

単純だからでしょう。要するに、お風呂を管理していただくだけなので、あまり議論はないだろうとそのままやられています。ここは好意的に見ると、新しい方向性が何かないかということですが、悪く見ると、そこにほとんど金額を入れておらず、安くやっておいて5年後に切られたらどのようにするのだろうと。

(組合川口局長)

今おっしゃったように、5年の契約の仕方は検討しないといけないかもしれません。



温浴施設は結局、たくさん来ないほうが管理費はかからないので、頑張らないわけです。

(例えば、) さいたま市は来た人数に対して市が支払うことになっているので、業者はすごく工夫してなるべくたくさんの人に心地よく使っていただこうと思い、頑張って30万人です。

だから、当初設定よりもたくさん来たので、その分、委託費が払われるのであれば頑張るのですけれども、そうでなければ、なるべく人が来ないようにしたほうが手間はかからないからいいですよね。 (組合川口局長)

うちの場合は、施設の建設にあたり住民説明会に行ったときに、他の市町村では温浴施設なり、熱利

用でこのようなことをやっていると言っています。敷地の中に別にそのようなものを造る場所がないですから、施設の中で最低限、地元の方が利用できる施設を造ることで決まっており、取りあえず利益は求めませんけれども、従業員のお風呂を良くしたような形で考えています。

でも、誰も使っていないと言われると批判が出ると思いますので、その辺りも加味しなければいけません。

(組合川口局長)

そうです。だから、(メーカーに) 行きたいと思うことを考えていただかなければいけないかとは思いますが、それができるかどうかは難しいところがあります。

啓発施設もそうですが、たくさん来れば来るほど、それこそトイレの流す水や冷暖房もかかりますし、 人の世話のためにたくさん雇わなければいけませんので、お金がたくさんかかりますけれども、なるべ く人気がなければお金はかからず、経営上はいいのです。

(組合川口局長)

業者としてはね。



温浴施設もささいなことですけれども、工夫しないほうがたくさん人は来ないからいいです。人がたくさん来るほうが業者にとってメリットがあるようにすれば当然、人がたくさん来るでしょうけれども、 来ないほうがよければ、来ないようにするかもしれません。あえて来ないようにはしないですが、たく さん来るような工夫はしないかもしれません。

(組合川口局長)

おっしゃっていることはよく分かります。



小学校から見学の申し込みが来ると、面倒くさそうに受けるなどですよね。



はい。



でも、これに一生懸命、赤を入れた管理者の意志に真っ向からそむくことになりますが、そのようなことがあってはいけませんので、啓発施設の 5 年ごとに入れ替えるという発想はいいのですけれども、インセンティブを保つための仕組みは考え直さなければいけません。

先ほど がおっしゃいましたように、来れば来るほど貧しくなる状態ではうまくいきませんので、やはり来て喜んでいただいて、その分だけやった人間も報われるようにしないとうまくいかないと思います。

(エックス

よろしいですか。



どうぞ、

(エックス

今のご意見にぴったりの回答にはなっていないかもしれませんけれども、5年で見直す際には、しかるべき時間がたった中で、受託した事業者の提案自体の状況は何らかの評価が必要になると思います。 次の5年の要求水準書や落札者基準を改めて次期に合った形と評価結果を踏まえて、何かしら次の5年 の仕様内容を決めるというイメージを持っています。

また、コスト評価と内容等をどのように評価するかに関しては、先ほどお話が出ているとおり、DBO は基本的にトータルのコストで評価するのですが、後ほど議論していただく落札者決定基準の配点で重みを付けるという考え方が現状案ですから、そこもいろいろご意見を賜りたいと思います。以上です。

(エックス)

5年で切ること自体が、そもそも取った業者があまり思ったとおりのことをやってくれなかったり、 集客があまりよろしくなかったりするのに対して、次の5年間でそれを改善していけると。まさに5年 で切った理由が、啓発をうまくやっていくためのスキームとして考えているものです。

ただ、手続き上、いろいろなことがあるので面倒くさいのですが、なぜ5年で切っているかというと、その業者が良ければ次の年も継続してやっていただけますし、あまり良くなければ他の業者のもっといいことを取り入れられるからです。それを最初から 25 年でやってしまうと、その業者が最初に取った中で悪かろう、安かろうという運営をされても何も手出しができなくなるので、それを避けるために 5 年で切っています。

(組合川口局長)

5年で切るのは悪くないと思いますが、方法をよく考えておかなければ駄目ですよね。

そうです。4年目に評価を行い、4年目のうちに方法を考えるという説明がありましたが、仮にお金の出しどころを10市町村が別枠で出すとなれば、6年目から必要だからということで、4年目、5年目に突然、予算で5,000万円、6,000万円と上がった場合に市議会が認めるとは思えないので、そのお金でやってくださいという話になり、だんだんシュリンクしていく可能性が高いです。

ですから、お金をどこで用意しておくのかについては、最初から 10 市町村で用意しておく、もしくは最初からマテリアルリサイクル推進施設の何%は必ずそこに充てるなどとしないと、お金を確保する仕組みになっていないので心配です。

しかし、金額が 3,000 万円で、指定管理でやるのであれば、5 年ごとに変えるのは普通の話ですから 別にすっとした話ですけれども、お金が出てこないですから。

(組合川口局長)

そうですね。別だったらいいのですけども。

入札をかけたときに、例えば人件費が5年間は5人ぐらいいらっしゃったという話があったのに、細かく出していなかったから全体を取った人がそのようなつもりはなかった、5人で500万円でしたという話になると誰も来ませんので、これは難しいです。

(組合川口局長)

これについては再度、事務局で検討します。

役所の契約がしにくそうです。そこは気がつかなかったんだけど。

ここの施設と各自治体をつなぐ業務はこの中には入っていますか。

(組合川口局長)

他の市町村の自治体を。

自治体や環境学習施設、図書館、その他いろいろな公民館のようなものとつなぐ業務は、実際にやってみると大変です。もちろんそれを組合がしっかりと引き受けてやるのであれば、それもありかとは思いますけれども、10も構成自治体があるのに、それといろいろなことをつなぐ業務がどこにも見えません。

この田舎にどこの業者が次に来るのですか。すいません。大都会の真ん中であれば当然、人材はたく さんいると思いますが、6年目以降にどこの業者さんがいらっしゃるのかが少し不安です。

効率よくやるとすれば、例えば大阪や京都で積極的に展開している集団から知恵を授けていただいて、このようなことをやると面白いというものをマテリアルリサイクル推進施設及び周りの 10 市町村、もしくはその周辺も含めて、似たような事業を展開することをここが中心に行っていますと。そうなれば存在感も増すし、実入りがどれぐらいあるかは分からないですけれども、集客があった分だけペイがあれば、余計にうまく回り出すと思います。

確かにかける。がおっしゃった周辺の他の博物館、学芸員同士のアライアンスがとても大事で、お互いが刺激し合って効率よくやるのがこれからの姿だと思うので、それも含めて設計し直したほうがいいのではないでしょうか。ですから、⑤までありましたけれども、⑥に周辺とのアライアンスを入れるかどうかです。

今おっしゃっているのは、各市町村で環境教育のようなことをやっているので、この施設を中心に連絡し合い、ここでいろいろなことをついでにやることなどを考えるときにはかなり手が掛かると。

例えば市町村は要望が出てきてもまた考えなければいけないので、そのようなことを本来はやっていくべき施設でしょうけれども、その話を考えたときに結局は人の話になり、またお金の話になります。 先ほどの契約の話に戻るのですけれども、そのような(どのように切り出すのか)話です。

単に受付業務の中にそれが入っているかもしれませんが、本当であれば積極的に連携を取るということですよね。



そうです。

(組合川口局長)

なかなか難しいです。

難しい話ではありますが、この頃は地球環境の話を含めていろいろやっていくという流れがあります。 (組合川口局長)

小学校何年生以上が勉強に来る部分もありますから、他の市町村からも来るような施設にはなると思いますけれども、それ以上のことができるかどうかは難しいので、今のところは考えつきません。

例えば午前と午後で1クラス、1学年という対応になるのですか。大阪では広域の浄水場をやっているのですが、時間があれば府全体の小学生が来るので、大体5月に集中して見学が入るのですけれども、 予約が取れずに諦めている市町村もあります。

(組合川口局長)

それは個人ではなく、学校単位で来られるのですか。



ええ。予約するのですが、毎年取れないことがあります。

(組合川口局長)

今でも天理市の場合は、小学校は日程調整をして来ていただきます。固まってくるのでしょうけれども、今後 10 市町村のそれぞれの学校とも調整しながら、日を割ってやると思います。ただ、小学校のイベントは決まっているので大丈夫ですけれども、それ以外になった。かおっしゃったことに展開していけるかどうかは難しいところがあります。

(組合南主査)

希望としてはあります。



小学校などの見学を受け入れているので、一般の人が入れなかったり、例えばそのときと同時に来られた方に見ていただこうと思うと、もう一人職員が要ることになったりします。

(組合川口局長)

説明するということですか。



そうです。

(組合川口局長)

そこは運営業者がやれるのですけれども、小学校が重なったときにどのような対応を取るかまでは詰めきれていません。



それは仕様の中に例えば午前に何クラス、一般は何名ぐらい受け入れるというところがある程度ないと、見学のために何人の職員が要るのかが分からないので、最終的なランニングコストが読めないと思います。もう少し具体的に書いていただければ、ランニングコストが見えてくると思います。

(組合南主査)

啓発系の事業者には、見積もりを取っていただいていますよね。

(エックス

取っています。

(組合南主査)

一応、専門業者にも見積もりを取っているので、人工数などを反映する形になると思います。



その辺りは啓発施設を含めて、実績で評価できるようになっていますか。

(組合南主査)

そうです。



後で出てきますけれども、実績の3点は運営と建設に関してとなっているので、啓発施設を委託する側の実績が反映されるかどうかではないかと思います。



啓発施設の実績は、どこまでを啓発というのかで定量的には難しいです。ですから、それを書き込むことは難しいかもしれないですが、応札していただくときの計画書に6年後、11年後にクオリティを保つ、あるいは高める工夫が書いてあってしかるべきです。最初にこのようなものを造りますと書いて、6年後ぐらいに古くなったし、お金もないからやめようとなってはいけないので、啓発施設を維持するための工夫が必要かもしれません。



ここはやはり、もう少し行政が定常的に関わるべきではないかと思います。

それから、うろ覚えですが、環境省の焼却施設等の新しい指針に次の施設を見越した住民とのコミュニケーション、理解を求めることが項目として入っていたと思うので、今の施設だけではなく、このような施設そのものへの建て替えも視野に入れたぐらいの理解を求める、あれがあっても悪くないという理解を求める視点が、果たしてこの運営でできるかどうか疑問です。

(組合川口局長)

住民説明会では、このような施設が来ると反対されますが、われわれはこれが来て良かったと言っていただける施設を考えていますけれども、この施設は50年先には別の所で造る約束事ができています。



別の所に造るとしても、前の所が良かったからと。

(組合川口局長)

良かったからという印象ですよね。そのとおりだと思います。



次の評価基準の話にも関係しますが、マテリアルリサイクル推進施設の評価基準には割と高い啓発施設の評点が入っていますので、今回やるものについては良いものか、悪いものなのか評価できますけれども、問題は5年後の契約の話です。

(組合川口局長)

ここはもう一回、検討します。



5年という年月はいいと思いますけれども、問題はどのように契約するのかです。

(組合川口局長)

おっしゃるとおりです。



それについては から、お金の面ではマテリアルリサイクル推進施設の請負業者が全てをやる 形に見えるかもしれませんが、そこにはできれば組合にもっと積極的に関わってほしいという希望です。 民間企業の下請けとしてやっているとなると、組合からは口が出しにくくなりますし、最初は実際に そこに訪れる人は組合の人がやっていると思います。だんだんと分かってきて何だとなりますので、組

合のイメージアップのためにも、なるべく公的機関が直接関与する、あるいは公的機関に直接評価を受ける業者が入り、その業者は他の市町村とのアライアンスも保てるようなクオリティを持つべきだと。 それがいわゆる、イケている施設になると思います。

(事務局南主査)

5ページ目に赤書きしている所が、同じような内容になるかと思います。われわれもマルシェやフリーマーケットは地元や近隣の力なしには始まらないと思っていますので、各種団体から来ていただき、構成市町村も含めた上で、いろいろな開催の委員会などを開いてやっていきたいという思いでこの一文を入れさせていただいています。



ですから、このようなことを書く時点で、誰が旗を振るのかをみんな見ますので、組合がしなければならないでしょう。

(事務局南主査)

駅前事業もそうですけれども、各種団体が来られて会議をしていたおかげで今も継続して何かイベントができたりしていますので、同じような形でしていけたらと思います。

駅前事業は、旗を振って会議全体をまとめているのは市ですか。

(事務局南主査)

市がやっています。



そのような感じです。



まとめる事業はお金も、人もかなりかかります。今回の場合はその部分をある程度、組合が頑張って、 さらに向こうに市がいるのでとても大変でしょう。

(事務局南主查)

駅前事業に関しては、各代表の偉い方の会とその傘下でもっと手を動かそうという人たちを集めた会の2つあり、いろいろな話や人を探して、半年間イベントをしてくれる人に一人一人当たっていき、半年間は市の後援も持ちながらイベントをしました。その人たちはリピーターとなり、今も継続していますし、それを見た方が新たにしてくれる状態になっています。



それと似たスキームをできれば実現していただきたいです。

(組合川口局長)

難しいのは、天理市の場合はもし天理市が付属すれば負担する形になりますが、他の市町村がそれだけの意識を持っていただけるように努力しなければいけない部分もあります。



発電して儲かるのでしょう。

(組合川口局長)

そうですね。

(事務局南主査)

本当は出前事業などもできたらとは思います。



頑張れば頑張るほど運営が苦しくなるのではなく、頑張ったらそれなりに費用が入ってくる仕組みに しないと、運営する人がかわいそうです。

(事務局南主査)

来場人数やイベント回数も評価基準として必要かもしれません。

はある学会誌で「やりがい搾取」という言葉を打ち出されて、周りがざわついた張本人です。 では、話が半分入っていますけれども、今日のメインの落札者決定基準についてご説明、お願いしま す。

(エックス

資料 6-1-1 をご覧ください。これは前回委員会でお示しした内容ですが、修正した箇所があります。 先ほど話にも出ていましたが、1 ページ目の 1 の 1、(1) 入札価格の確認で、予定価格は建設業務費、 運営維持管理業務委託費の合計を設定とあります。

これが前回の資料では、建設費と運営維持管理費をそれぞれ別途でお示しして、それ以下になるようにしてくださいという書き方でしたが、合計額に直しています。理由は、DBOで予算の関連で、一括で取っていることが主になります。ただし、入札価格と運営価格を参考費用としてお聞きすることは考え

ています。

最後の5ページ目の表1が変わっていますが、これはこの後に出てくるA3の表の項目に合わせて修正を行っていますので、A3の資料でご確認ください。

続いて資料 6-1-2、エネルギー回収型廃棄物処理施設の技術点に関する評価基準です。これが最終的に技術点を評価する項目になります。黄色でシェードをしていますが、この部分が先ほどの 5 ページ目の表に上がってくると考えています。

まず評価区分として、一番上がハイフンとなっていますが、ローマ数字のIからVIまでに区分しています。これは施設の基本方針がIからVIまであるので、それごとに区分しています。VIIについては経済的な施設を造るとしており、価格点で評価する内容ですから、技術点はIからVIになります。

一番上から実績を問うものです。 I は環境に優しい施設という分類ですけれども、内容としては公害防止対策の関連、環境配慮の関連、工事期間中の取組みに分けています。公害防止対策に関しては、排ガス規制値の遵守、水銀を除くとなります。

次が赤になっていますが、事前にお送りした資料では、ここに上が水銀を除いた排ガス規制値、2番目は水銀、3番目は騒音振動、4番目は悪臭対策としていましたが、事前の意見で水銀以外にも鉛ですとか重金属でフェニックスの基準を満たさない事例がありますから、今回、水銀だけでいいのかは改めて見直したほうがいいのではないかという意見をいただいたので、表現としては「水銀規制値の遵守やその他の重金属、有害物質に対する対策」に修正しています。

なお、要求する内容が備考欄の左側に書いてありますけれども、具体的にはここに書いてある内容を 書いていただくことを期待しています。

環境配慮に対する項目については、環境に配慮する取組みと温暖化防止、緑化です。これについては 事前の委員の皆さんの意見で、環境に配慮する取組みという表現だと何でもいいことになりますが、広い範囲でいいのかというご質問をいただいています。

当日追加資料の2ページ目の一番上は、環境配慮の提案となっていますが、環境配慮に対して緑化と 温暖化防止はある程度、具体的にイメージしています。それ以外のものは具体的にこれだというものが ないので広く意見を聞くことを考えて、今のような考えになっています。

それから、緑地率に関しては同じく当日配布資料で今の意見の下ですが、評価基準のところで緑地は一番多い緑地を設定している業者と 0%の間で点数を按分するとしていますけれども、奈良県の環境計画では緑地率 3%ですから、ゼロではまずいのではないかというご意見をいただいています。

これに関しては、奈良県の環境計画の緑地の取り扱いについて確認するとともに、現在は 3%等の制 約がないものとして進めていますが、もしあった場合には最大と 3%の間で按分する形に修正します。 当日配布資料の 1ページ目に戻っていただいて、一番上の落札者決定基準 (ワード版) 価格点について は、先ほど話が出ていましたが、建設と運営を一緒に設定するのはまずいのではないかという意見をい ただきました。

今回は DBO ですから一緒にしたのですけれども、中身については先ほどの議論のとおりです。

次に技術点については、IからVの配点に差がついているというご指摘と、環境教育の啓発施設に重点を置いているのであれば、それに重きを置いたらどうかというご指摘の2点をいただいています。

これについては、資料 6-1-2 と資料 6-2-2 の評価区分の左側の点数をご覧いただくと分かるのですけれども、基本的にエネルギー回収型廃棄物処理施設も、マテリアルリサイクル推進施設もほぼ同じような点数配分にしています。資料 6-2-2 のローマ数字のV の啓発施設は9 点、合わせて13 点に対して、エネルギー回収型廃棄物処理施設はV が8 点になっています。

これは前回委員会でお示ししたとおり、教育施設の起点となる施設のうち特に啓発施設に重点を置い

たので、ここの点数が大きくなっています。その結果、2番目の指摘であるエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の配点はバランスが悪くなっています。これは両方とも同じ話で、啓発施設に重きを置いた結果、このようになりました。それ以外の点数は、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設がほぼ同一の点数になっています。

それから、1ページ目の一番下ですが、これは先ほどの水銀の話です。水銀だけに対してこのようなご意見があり、修正していますので確認ください。

A3 の資料 6-1-2 に戻りまして、ローマ数字のIIは、安全性・安定性に優れた施設で、車両導線と安定稼働、安全対策です。その内訳として車両運行のスムーズ化、一般の持ち込み車に対する配慮、安定燃焼、連続安定稼働、ごみ量・質の変動、安全としては作業員に対する安全性、それから、プラントそのものの安全性に区分しています。

プラントそのものの安全性については、当日追加資料の2ページ目の2、落札者決定基準の続きの一番下の欄ですが、マテリアルリサイクル推進施設の意味は分かりますけれども、エネルギー回収型廃棄物処理施設の安全対策プラントそのものの安全性はイメージが湧かないという意見をいただいています。

これについては、例えばごみピットでの火災防止、それから、焼却炉の灰にアルミが溶け出して、水 と混ざったときに水素ガスが発生して爆発することなどがあるので、そのようなことへの対策をここで 期待しています。

ローマ数字のⅢは循環型社会に寄与する施設です。余熱利用の話と最終処分場への負担、最終処分量を減らすことが処分地の有効利用という意味で役立つので、その2つを入れています。

ローマ数字のIVは、周辺地域との共生が取れる施設です。地域との共生、周りから見た景観、地域になじむ景観の観点の2つを入れています。地域との共生では温浴施設、それから、その他・地域の貢献とは、例えばどのぐらい地元の資材や人員を使うのかを提案していただいてはどうかということです。

景観については、景観的に優れているかという表現になりますが、赤字で書いています。後ほどスケジュールでも説明させていただきますけれども、この評価基準については、まず基本的に事務局で基礎的な資料の取りまとめをして、例えば物理的に決められる内容はこのような点数だとお示しした上で基礎的なものを見ていただき、私が見る所はもう少し点数を上げてもいいのではないか、逆に下げてもいいのではないかとしていただく進め方を考えています。

景観に関しては、基本的に各個人のイメージでだいぶ違うことと、良い景観という共通的な指標をお示しすることが難しいので、委員の方々の感覚でいいのではないかと考えています。鳥瞰図とパース、それから、事業者が景観に配慮した箇所を提案したものについて、これはなかなかいいのではないか、これは陳腐なものだと感覚的に点数を付けていただいて、それを単純に集計して点数を出すことを考えています。

ローマ数字のVは、環境教育の起点となる施設です。主に見学者への見学者対応と説明用設備について提案していただきます。見学者対応は見学できる場所、見学ルート、例えば1階のワンフロアだけで全て見ることができたり、一方通行で見ることができたりするなどの条件があるか、ないか、それから、見学者への安全性の配慮です。

特に今回、エネルギー回収型廃棄物処理施設のほうは日中、勝手に見ていただくことが基本になっていますので、安全性に関して提案していただくことを考えています。説明用設備は展示物と展示物の更新です。展示物の更新は1回、展示物を付けてずっと使うのでは内容的に古くなるので、このようなことを防ぐための更新の考え方等を提案していただいたらどうかと考えています、

ローマ数字のVIは、防災機能に優れた施設です。災害対策として、地震や暴風等の災害に対してどの

ような対策をしているのか、それから、災害廃棄物が発生したときの受け入れについて、どのように配慮するのかを提案していただこうと考えています。

その下の長寿命化計画は、施設をなるべく長寿命化させるための計画を提案していただきます。特に 建築については今回 50 年間持たせるとなっていますので、持たせるための提案をしていただきます。

機器の更新計画については、25 年終了後、中のプラント機器をいったん全部取り払い、新たなプラント機器を入れることを考えています。建屋はそのまま残しますので、更新するための工夫はどのようなものがあるのかをお聞きします。

その下のその他については、今挙げたこと以外に、自由にメーカーがこのようなことをやりますというものがあれば、提案していただくものです。

続いて、資料 6-2-2 です。エネルギー回収型廃棄物処理施設であれば、焼却灰の話が資源回収の話に変わっている部分はありますが、基本的な流れはほぼ同じです。ローマ数字のVで、13 点付けているところの下の啓発施設については、マテリアルリサイクル推進施設は啓発施設が単独で大きな項目として追加されています。

今考えているのは、一番上の空間の創出です。具体的に言うと、啓発施設の展示棟の建物をどのよう にアレンジするのか、空間設計について提案していただきます。それから、プログラム、イベントの開 催について、どのようなプログラムを考えるのかを提案していただきます。

啓発活動の質の維持・向上のための提案をしていただきます。これは先ほど議論していただいた内容にも関わりますが、提案項目としては質の維持や向上のために、どのようなことをするのかを提案していただいたらどうでしょうか。集客及び啓発効果を拡大させるための工夫、それから、展示物の更新、啓発そのものの更新です。次の契約をうまくやるためにはこのような契約の枠組みでやれば、次の5年間への移行がスムーズにできるのではないかという提案をしていただきます。

ここで例えば1年前に提案していただくのか、2年前に提案していただくのか、その他、スムーズに移行するための提案をしていただきたいと思います。このうち一番上の空間創出は、どのような展示ホールを造るのかについて、先ほどの景観と同じような考え方で特に優れている、平均的という感覚的なものを各委員に評価していただき、それを平均して得点化しようと考えています。

全体的な点数は、基本的に優れた提案が 1 提案当たり 0.5 点です。例えばマテリアルリサイクル推進施設の 6-2-2 の公害防止対策の騒音で満点が 2 点で、優れた点は 0.5 点が 1 提案ですから、満点を取るためには優れた提案を 4 つしていただくことになります。

1つの提案だと 0.5 点、何もなければ 0 点という形で、提案数の 2 点に対して基礎点 0.5 点を与えるのがベースになります。先ほどの見学者や空間創出では、3 段階評価もしくは 5 段階評価で、特に優れているなど感覚的なもので評価することを考えています。説明は以上です。

ありがとうございます。A3 を見ながら簡単におさらいすると、A3 資料 6-1-2 と資料 6-2-2 を説明していただきました。資料 6-1-1 はエネルギー回収型廃棄物処理施設、資料 6-2-2 はマテリアルリサイクル推進施設の評価基準です。この見方は、評価区分の上からハイフン、時計文字(ローマ数字)の I から VI の順番になっており、エネルギー回収型廃棄物処理施設の場合はハイフンが 3 点、 I は 13 点、一番下に行くと合計 60 点になります。

それぞれの点数の付け方については、例えばエネルギー回収型廃棄物処理施設の時計文字 1 番の 13 点のうち、公害防止、排ガス規制の遵守、水銀を除くで 2.0 が満点ですけれども、これでは 1 提案について 0.5 点を付けるので、提案が 4 つ以上あれば 2.0 点になると読みます。これは評価基準を列挙しています。

エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設については、評価区分は同じですが、区分ごとに配点が違っており、物によって例えばマテリアルリサイクル推進施設だと、啓発は点数が厚く入っています。

評価をしていただくにあたり、評価基準の説明のときに幾つか言及していただいでいますが、例えば 実績がある、ない、あるいは公害防止対策は事務局整理で一定の整理を示すことができるというご説明 でした。一方で例えば景観に関わるところや啓発施設の空間創出に関わるところは、委員の主観に委ね るところが大きいので、事務局からの整理は特に示さないというご説明だったと思います。

点数を付けるところについては次の議題になりますので、まずは評価基準に関わるところで全体を通 してご発言をいただきたいと思います。

その前に先ほど話題になったマテリアルリサイクル推進施設の啓発施設に関する点数の付け方については、組合がどれぐらい関与するかによって変わってくると思いますが、どのようにしたらよろしいですか。これをそのまますっと行ってしまうのはどのようにしたらよいのかと、聞きながら思い悩んでいました。

点数を付けるのはいいのですが、仕組みを6年目から組合が完全に受け取るのか、あるいはDBOの会社が預かるのか、それによって大きく違ってくると思います。われわれ委員だけの意見では押し通しできませんが、この場ですぐに案を出せというのは心苦しいかな。

(組合川口局長)

先ほどから議論していただいているように、組合として5年を最終的にどのように判断するのかをま とめた上で、また提案させていただきたいと思います。

評価基準の大枠の点数や啓発施設以外については今日決めても構わないと思いますが、いかがでしょうか。

資料 5-3 の後ろに赤字で増えた重要な部分があると思いますが、各種プログラム、イベントの開催にはという文章の所は、どの部分に該当するのでしょうか。

(エックス

関連するのはプログラム、イベントの開催ですが、Vで増えた部分は委員会の運営設立ですし、要求 水準ですから必ずやっていただくものです。評価するほうは必ずやっていただくものではありません。 必ずやっていただくものは基礎審査で評価し、プラスアルファでうちは要求水準で言われたこと以外に、 このようなことをやるというものをここで評価することを考えています。

例えば増えた部分について、委員会をうまく運営するにはどのようにしたらよいのかを提案させるのは、評価項目としておかしくないと思います。委員会は運営することを守れと言っていますけれども、うちはこのようにうまくやるつもりですというものを新たに入れることはあると思います。

赤字の追加された部分に、組合がどれぐらい重きを置いているかだと思います。先ほど話にあった「コフフン」のような成功事例を本当にここに持ってきたいのであれば、やはり何か意志として書くべきだと思います。

(エックス

先ほど話があったように、ここの啓発について事業の枠組みがどのようになるのかもありますので、 今ご意見を伺いましたから、最終的な事業に合わせて今の部分も検討してまたお示しさせていただきた いと思います。 資料 5-3 に赤字で、このような内容が必要なのでやっていただくところがここだけに入っていることを見ると、ここの部分については少ししつこいほどの慎重な、しかも他の自治体とは少し違う取り扱いをするべきだと思います。まだ時間はあると思いますので、ここをもう一度詰め直していただき、各委員の皆さんにもお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ここはもう一回、検討します。

すいません。マテリアルリサイクル推進施設の啓発施設の一番下に契約更新とありますが、これは契約を更新したいのではなく、活性化させるために1つの手段として、例えば契約更新もあるかもしれないということではないでしょうか。つまり、やめさせると言って活性化させるのではなく、もちろん契約の更新を含む、にぎわいの評価手法のようなものを提案してくださいとしたほうがいいのではないでしょうか。

(組合川口局長)

今おっしゃっていただいた内容については、5年契約があるのでこのような文言になっているのですけれども、再度検討させていただき、これも含めて後日提案させていただきます。

プログラム、イベントの開催が 2.5 点あり、5 個書けという話ですけれども、たくさん変えてしまったので、これ以上、書きようがないですから赤字で書いてしまいました。ですから、プログラム、イベントの開催は点数的にはやや薄くしてもよく、契約を更新するにあたり、事業者にインセンティブを与えるような契約や展示物の更新方法として点数を上げれば、事業者に委託する方法であってもある程度、われわれは満足できます。

ただ、市民から見ると、組合の人がやっていると見ますので、それに十分に応えられるようにというのはあります。ここは仕切り直しにしましょう。

ここはもう一回、検討します。

一生懸命やって組合が満足しているならば別にそのままでもいいのですけれども、難しいですね。これでずっとそのまま行かれたら嫌ですから、いったん区切りをつけたいのはよく分かります。

(組合川口局長)

考え方はそうだったのですけれども、それを切り替える方法までは。

質問してよろしいでしょうか。私は設備・建設に関する委員は初めてですから基本的なことお伺いしたいのですけれども、技術評価基準を説明していただきましたが、非常に多くの項目が書かれているので、特色がなくなってしまう気がします。この書き方は一般的ですか。

(エックス)

私どもの経験でしか話せませんが、項目はこの程度はあります。

挙げるものですか。

(エックス

ええ。

でも、オリジナリティがなくってしまいますよね。

(組合川口局長)

設計を作った上で入札していくのが普通の流れですけれども、要求水準書という形で入札していきますので、基本的に書かなければいけないものを絶対に入れなければいけませんし、プラスうちのものをどれぐらい足していくかです。事務局としての経験が少ないですから、のほうが詳しいような気がします。

配点の決め方も分かりにくいです。

本来は、焼却工場を造るときは周りに迷惑を掛けないように造るということでしたから、Iの所がすごく重大にしました。ところが、私どもが入った頃には設備がすっかり良くなりました。そうすると、どちらかというとIVの景観に気を使ったり、ここでしたらあまり派手な色ではなく、中が落ち着くように形などに気を使い始めたりしたので項目が増えています。

II は運営の話ですから、運営することができたらいいのはないかという意見もありますけれども、ここをきちんと当初設計していないと、50年使っていく間に大変になります。結局のところ、さまざまなことを考慮すると、項目がいろいろ増えてくる形になります。

でも、地元に説明をしに行くときはIVが気を使ったりしますが、Iは普通のプラントであれば、きちんとやっていただいている感じです。

それから、一番下に長寿命化と機器の更新計画がありますが、国はお金がなくなってきたので、環境省はこの5年ぐらいで少しでも設備を延ばせと。昔だったら20年でつぶして建て替えていたのですが、先ほどおっしゃったように建物は50年使います。工事期間が少しでも短くなることを元から考えておくようにという指示が下りてきているので、このような項目が入っています。そのようなことを全て最初から順番に足していくと、項目がどんどん増えてくることになりますけれども、それらを総合的に考えていただかないと、組合として安心できないですし、いろいろなところに気を配って造っていただきたいという思いでしょう。

分かりました。ありがとうございます。

すいません。

(

ごみの処理でもともと始まっていますから、全国どこでも施設の中身はしっかりしたものをということで、その部分は共通した内容になります。時代的な流れもあるので、IとIIだけだったものがIVとVとなったこともあり、増えていったのが実際のところです。

特にここについてはかなり複数の市町村が絡んでいますし、しかも環境学習施設については 5-3 にも赤が入ってくる所ですから余計に力が入ります。そこに特徴があると思います。

提案書としては、この辺りの提案で点数に差が出てくるのですね。

そうです。今はメーカーも学習施設などに力を入れてやろうとしており、そうでなければ入札で勝てないと彼らも意識するようになっています。

では、2番目の最初に戻ります。何回か話が出ていますが、事業者選定スケジュールについてお願いします。

(事務局南主査)

エックス都市研究所の説明とも重複するところはありますけれども、青囲みをしている資料2をご覧ください。採点スケジュールについて、私からご説明します。実施方針の話がありましたが、5月7日に実施方針と要求水準書(案)を公表する予定です。その後、8月16日に入札公告を行う予定です。

今、資料2を見ればいいですか。

(事務局南主査)

まず流れの話をさせていただいています。資料2についてはパターンAとBの2種類を記載していますけれども、Aに関しては先ほど事務局から話があったとおり、整理した提案書を見て採点していただくパターンです。Bに関しては、委員の皆さんで提案書を見て採点していただく方法を記載しています。

資料 2 の状態としては、1 月 31 日までに事業者からの提案書を提出していただきます。事務局で基礎審査を行い、基礎審査通過後、事業者の提案書を各委員に送付させていただきます。審査後の提案書は引き取らせていただきたいと思います。

また、事務局の考えとしては、パターンAは提案書の採点が変わらないところなどを整理して、それを各委員に事業者ヒアリングの前にご説明に上がりたいと思います。それに基づいて事業者のヒアリングやプレゼンテーションを行っていただき、当日に採点していただく形で進めていきたいと思います。 出い説明でしたが、私からは以上です。



皆さんご理解いただけましたか。資料3がベースになっていますが、資料3の⑫番に事業提案の受付期限があり、資料2でそこからの話をしていただいています。パターンAとパターンBとの違いは、事務局は何もしないで委員に渡すのがBの話ですけれども、事務局(案)ではなく、事実関係を事務局で全て整理していただき、分かりやすく整理したものを見せていただきたいと私は申し上げています。

具体的に申し上げると、例えばエネルギー回収型廃棄物処理施設だと、実績の3点は出てくればすぐに分かる話ですから、整理しておいてほしいとお願いしています。例えば車両導線は、車両同士の交差がないという話がありますけれども、事務局で確認してほしいとお願いしています。確認できたものを見させていただいて、どのようにするのかという話をさせていただくべきだと思います。

事務局にお願いがあるのですが、要求内容は先ほどメモで付け加えて書いていらっしゃいましたけれ ども、もう少し書けるところがあれば、書いておいていただけるとありがたいです。安全性のところは 書いていただきましたよね。

1 枚で収まらないので、この中には書くことができないという話であれば別でもいいですけれども、 われわれ委員が見たときに、そのようなところが入っていることが事前に分かるように、プラントの安 全性でピットの水素爆発や対応があれば、書いておいていただくと対比しやすいという思いがあるので、 書けるものであれば書いていただきたいです。

委員の皆さんはいろいろな意見があると思いますので、皆さんにお時間をいただき、事務局が整理したものについて個別にご説明に上がり、委員からご意見があれば整理をします。それは完全に一致する話とそうではない話などいろいろありますので、そのようにさせていただいたほうがいいのではないかと事務局にお願いしています。A案とB案と折衷案にはなりますが、お願いします。

(事務局南主査)

はい。



日程としては、事務局がA案の日程を整理できたら、委員の皆さんにお伺いしてご説明するようにお願いします。

A 案と B 案のプロセスとしては、A 案を見ていただくと、3 月 6 日に提案書を受領と書いてあります。今回の皆さんでまだご覧になったことがない方もいると思いますが、提案書はそこにあるファイルぐらいの規模よりも薄いですが、びっしりとこれをやります、あれをやりますと書いたものをメーカーさんが出してきます。それを見て判断してくださいと言われますが、全部は読めないと思うものが来ます。

ただ、形の上で全部は読めないと思うのですけれども、委員に目を通していただくことは必要ですから、先ほど送ってほしいと事務局に言いましたので、送っていただくか、もしくは持参していただいてしばらく預かります。それと同時に、事務局で整理できるもの、明確にこれは数字的に整理できるものについては見やすい形で説明していただき、委員から意見を述べます。

それと平行して、3月23日から25日にメーカーヒアリングという言葉がありますが、実際にこの場にて応札される方に話をしていただき、その場で評価をすることになります。評価をする際に、事実関係を整理した原案に対して意見を述べるものと、委員同士で話し合って数字を決めるもの、あるいは最後に委員同士の話で決裂した場合には別々に点数を決めるという3種類でやろうと思っています。

ここから先はまだ話が出ていませんが、最終的には3つ目の青の四角の選定委員会、PM 落札結果承認のもう少し先の話になりますけれども、落札決定者を決めるときに、どこの事業者さんに落札していただくと公表します。こちらも公表という言葉を使いますが、その際にどのような提案が出されて、どのようなところが評価するに値しましたという簡単な説明文、エクスプラネーションを出します。

これを委員の名前とともに出しますから承認をいただきたいので、お集まりいただくのは、メーカー ヒアリングと選定委員会の最終的な公表を決めるときです。2回お集まりいただくのに先立ち、提案書 を受領して事務局から説明していただく、訪問を受けるというプロセスになるかと思います。このよう な仕組みでやるのはどうでしょうか。

バターンBの委員で分厚い電話帳のようなものを見せられてやるのは、勘弁してほしいと考えています。たくさんしゃべりましたが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、資料2の前段に、資料3のスケジュールがその前にあることを先ほど からご説明 がありました。資料3の修正後の期日は何月何日と全て明記していますが、これはこの場で承認していただいて先へ進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

な話でいうと、年度末と年度初めに来られるかどうかは微妙だと思います。

4月2日から8日ですよね。

・そうです。

1回目の とも重なるので、かなり厳しいかと思います。もしここの調整のことを考えると、例えば資料3のスケジュールの®の公表を4月中旬ではなく、余裕を持って下旬にするなど、少し幅があってもいいのではないかと思います。

いかがですか。私も4月2日から8日の間に来いと言われると、2日はいいかもしれませんけれども、4日から8日は無理です。

絶対にと言われると、つらいですよね。 そうです。 確かに大学としては1回目の授業や入学式ありますよね。

つらい時期かと思います。

(組合川口局長)

委員がおっしゃったように、4月2日であれば大丈夫ですか。

そうです。今年の4月1日は、僕は午後は空いてますけどね。

うちは2日が駄目です。

後ろだったら何とかなるのではないかと思います。

(組合南主査)

(

もう1週間遅れたら何とかなりますか。

それこそ1回だけなら土曜日。

それでもいいかもしれません。

私は土曜日が大学入学式です。

土曜日は何かあります。

日曜日ですか。」

多分、日曜日は大丈夫です。

どちらかというと、3月末に全部やってしまうほうがいいですか。

3月末のほうがまだ空けられないことはないです。

(組合南主査)

23日から25日ぐらいのほうがいいですか。

少し幅を持たせたらいいですね。

調整が非常に難しいです。

だいぶ経たないと、こちらもスケジュールがまだ分からないですよね。 資料 2 はもう少し幅が取れないですか。 (組合川口局長) 4月2日から8日は厳しいのですよね。 3月23日どうでしょうか。 23 日と 25 日も があります。 今の時点で何とも言えないので、幅を持たせていただいたほうが調整しやすいです。 今年はどのようになっているのですか。 私は23日に。 23 日ですか。 ええ。4月3日から5日があれです。 (組合南主査) ヒアリング自体は4月の2週目ですよね。 2週目のほうがまだ。 ■ が始まったほうが割と安定しませんか。1週目は直前になってイレギュラーのことが入ってくる。 ので、か始まってしまえば、は駄目ですけれども、それ以外は大丈夫かもしれません。 (組合南主査) 事業者の数次第で連日来ていただく可能性があります。 それは晩までかかってもいいですから、とにかく2日連続は無理です。 (組合南主査) 多分そんなに来ない予定ですけれども、午後から夜にかけて1日になっても大丈夫ですか。

全員揃うかどうかです。

全員揃わなくてもいいですね。

(組合南主査)

過半数です。

過半数でやれば。

でも、資料2の日程は公表しないのでしょう。

. (

いや、(資料) 2 は公表しないと。

(組合南主査)

3での中旬、上旬という言葉は5月7日。

資料 3 は公開ですよね。

(組合南主査)

はい。

資料2は。

資料2は別にいいかもしれません。

(組合南主査)

細かい日程に関しては8月の入札公告でしか出ませんが、中旬、上旬という言葉は出ます。

上中下で10日刻みになるので、上と下だけにしたら15日刻みになります。

(組合南主査)

再度、日程調整させていただきます。

ぎりぎりまで分からないのですが、資料3は出ますよね。

(組合南主査)

はい。

資料3に余裕が持てるかどうかですね。

(組合南主査)

資料3が出ると、全てがそれにリンクしていきます。

そうですよね。だから、資料3に余裕を持たせられないかという話です。4月中旬を下旬するなど、 もう少し余裕を持たせられないでしょうか。

(組合南主査)

今、できますとも言えないので、後ろのことも考えて検討させてください。

分かりました。

入札に関わることなので、場所はここではないといけないのですか。

(組合南主査)

会場ですか。

はい。来るまでに1時間半ぐらい時間がかかります。

梅田でもできます。

でやるか、それこそ梅田でやるか、うちは会場が有料ですけれども、貸します。

うちは無料です。

(組合南主査)

それも踏まえて検討させていただきます。

(組合川口局長)

検討させてください。

メーカーヒアリングは梅田でやると便利かもしれません。

は確かに無料ですが、うちは高いです。

タダですけれども、このようなものは有料でしたか。

所属の学会だったらいいけど。

学会だったら大丈夫です。

(組合川口局長)

費用は別として、それらも含めて検討する時間をください。

でも、きれいにやるためなら、お金を払っていただいたほうがいいかもしれません。

(組合川口局長)

分かりました。

アドバイスを求めますので、啓発施設に関する件は私が預からせていただいてよろしいですか。 では、時間がオーバーしましたけれども、予定していた議事は終わったと思います。全体を通じて何

かご発言はありますか。

(エックス すいません。

どうぞ。

(エックス

申し訳ありません。実施方針は5月上旬に公表を予定しています。先ほど からスケジュールに ついて話があり、今はこのような状態ですから調整させていただいて後日了承を得たいと思いますが、 実施方針を前回提出して、今回の変更点は実施方針の修正箇所一覧で示した所だけですけれども、日程以外に関して今の段階で公表してもいいと委員会に了解をいただきたいと思います。

修正していただいた部分が少しありますが、うまくまとまっているのでよろしいかと思います。

(エックス

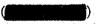
ありがとうございます。スケジュールはまた改めてお願いします。

(組合南主査)

要求水準書(案)も同時に公表させていただきますが、よろしいでしょうか。



ということは、それまでに啓発のところをきれいにまとめておかなければいけません。



啓発の話が(あるでしょう)。

(組合南主査)

はい。



そこだけですよね。



そうです。

(エックス

啓発のところは。

(組合南主査)

それは検討材料です。

(エックス

なかなか厳しいです。

(組合南主査)

厳しいと言っていてもやらなければいけません。



啓発のところは、資料 5-3 が出た時点で考え直さなければいけません。では、司会を事務局にお返ししたいと思います。

(組合吉村室長)

長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項があります。 事務局、よろしくお願いします。

(組合山下係長)

第3回委員会は6月中旬を予定しています。また、日程調整については、委員の皆さまにメール等で ご連絡して調整させていただきます。時間はいつも2時からでしたけれども、3時ぐらいから開始させ ていただけたらと思います。また日程調整のメールはさせていただきますので、よろしくお願いします。



今日集まっているので、日程を決めてもいいのではないですか。

(組合山下係長)

大丈夫ですか。12日以降でお願いしたいです。



6月ですか。

(組合山下係長)

6月です。

私の都合から言うと、20日木曜日と25日火曜日、27日木曜日がいいです。
は毎週火曜日が駄目で、私は毎週月曜日と木曜日がまで駄目です。
毎週木曜日のお昼に を出て、3時なら来られます。
では、木曜日の3時半だったら間に合いますか。
3時半なら間に合います。金曜日も大丈夫です。
金曜日は僕がこです。ごめんなさい。
僕は月曜日と水曜日です。
月曜日は大丈夫です。
月曜日は駄目です。
組合南主査)
この時点で委員のをどこか借りたほうが集まれるかもしれないです。
)
それでも多分。
多分、出られないです。
日にちの問題ではないですか。半分の人数が来られる日を決めなければいけません。
列えば20日木曜日に梅田は使えますか。
業はいないのですけれども、 2000年 、半分いけばいいです。
業は月曜日と水曜日だけしか行けません。
1曜日と水曜日しか行けないのですか。
けません。
「曜日と水曜日だけですか」

空いていません。

ケツ湿くわと上土ナッナ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
午後遅くなら大丈夫です。				
OK ですか。				
月曜日 OK な人です。				
				•
はい。				*
僕は6月10日、17日、24日	の月曜日は連続できる力	、あるのですが、沙	くの週はないので	す。7月
月曜日。				
				getter.
6月は何をするのですか。				
(組合南主査)				
落札者決定基準と入札公告の	資料の予定です。			
その委員会をさせていただい	た後に、10 市町村の組合	うの理事者相手に記	免明をさせていた	:だいた」
入札公告の議案という形になり	ます。			
(組合山下係長)				
組合議会をさせていただいて。		:		
				- ,
組合議会はいつですか。				
(組合山下係長)				
8月上旬です。				
(組合南主査)				
上旬を予定しています。				
1カ月前には要りますね。				· · · ·
(組合川口局長)				
はい。			•	
7月頭には要りますね。				_
(組合山下係長)				• *
そうです。				
~ J C 9 o				

1日

月曜日 OK な人。

月曜日ですか。

はい。

6月3日、4日、5日はいいですけれども、少し早すぎますよね。

(組合山下係長)

12 日以降ですね。				•				100	. `		
12 日 以呼 じゅんし	•										
(組合山下係長)			• -		٠.					ing Tanaharan	
はい。											
				-		•					
7月1日月曜日はどう	ですか。		•	***		1 .				٠.	
 私は大丈夫です。							* 2				
						• .					
OK です。		*		• •						. :	
										1	
1日ですか。はい。				•	1			• •	:		٠.
			:	• •						÷	
7月1日では遅いです	か。		100	-	٠						
(組合山下係長)	•							,			
皆さんのご予定が。								•			
(組合南主査)				• .		4	•				
そこしかないので。		1							•		
(組合川口局長)									2.5		
は大丈夫です	<i>ስ</i> ኒ		•		.,				•		
				. 1. 7			٠	:			
大丈夫でしょう。								•	·		
(<u> </u>				•							
すいません。									-		
(組合川口局長)	対 ム チ ユ っ	r 1 v 1 2 4 3 4	د اجسا د ا.	田・・ナー	. سا سد	_ د ح ع	مدر د مسر بار	JOLL -	_ :		,
取りあえず7月1日に うに行ったほうがいいで		141/2/28	5/2012	思いま	9 0	りりに :	米ていた	こだける	のです	か。向、	_
JETI OKA JAWWE	9 1/3°o					•					

どちらでも大丈夫です。

どちらでも大丈夫です。

どちらでもいいです。

(組合川口局長)

これは大丈夫ですか。

そうですね。でも、ヒアリングを梅田でもやるかもしれないのであれば一度、練習がてら来ていただ

いても構いません。

(組合川口局長)

会場はうちのほうで。

(組合南主査)

ご相談させていただきます。

(組合山下係長)

もし梅田でさせていただくとしたら、お時間はそれでも3時ぐらいがよろしいですか。



はい。それがうれしいです。

(組合川口局長)

開始は3時でよろしいですね。



はい。

(組合南主查)

逆に僕らが動くのも3時のほうがいいと思います。

(組合山下係長)

そうですね。今決めていただきましたので、7月1日の3時で、場所が梅田になるかどうかはご連絡させていただきます。事務局からは以上です。



ありがとうございます。

では、30分オーバーしてしまいましたけれども、有意義な議論ができたと思います。大変ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

. 以上 平成31年3月18日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺信久

副委員長 蓑田 哲生

第3回 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 議事録

(組合吉村課長)

ただいまから第3回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 を開会いたします。本日進行役を務めさせていただきます山辺・県北西部広域環境衛生組合施設建設課 の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、本組合事務局長の川口よりご挨拶させていただきます。

(組合川口局長)

皆さん、こんにちは。

委員の皆さまには大変お忙しい中、第3回事業者選定委員会に出席を賜りまして、大変ありがとうございます。本日の会場はエックス都市研究所のご協力を得まして、大阪での開催とさせていただきました。天理にお越しいただく時間が短縮されたかと思います。来年4月には業者のヒアリングを予定しております。その時期は委員の皆様方には大変お忙しい時期だということで、できましたらその時も大阪の方でさせていただけたらという風に考えておりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。本日も重要な案件がございますので、最後までよろしくお願い申し上げまして、初めの挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(組合吉村課長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は 5 名中 5 名で過半数を満たしておりますので、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱第 6 条第 2 項により、本委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、これ以降の委員会の議事進行につきましては、 にお願いいたします。よろしくお願いいたします。



皆様、暑い所お越しいただきましてありがとうございます。では、まず資料の確認をお願いします。 (エックス

本日の委員会にあたり配布資料の方を次第の裏面に記載しております。資料の 1-1 から資料 4-2-4 までの 15 部プラス追加資料で 1 部入れてあります。全部で 16 部です。

一応確認しましょうか。資料 1-1、資料 1-2、資料 2 があって、A4 横で資料 3-1-1 は落札者決定基準、 資料 3-1-2、これも落札者決定基準と書いてありますが。

(エックス)

A3のものになります。

下に置いているのですね。資料 3-2-1 はどれでしょうか。

(エックス

A4のものになります。

マテリアルリサイクルの落札者決定基準。資料 3-2-2 はどれでしょうか。

(エックス

A3のものになります。

A3になりますね。

資料 4-1-1 は基本協定書 (案) です。

(エックス)

資料 4-1-1 から資料 4-1-4 まではエネルギーに関する契約書 4 種類になっています。

資料 4-1-1、資料 4-1-2、資料 4-1-3、資料 4-1-4。これはエネルギー関連で、資料 4-2-0 1、2、3 がマテリサ関連の資料ということになる。それで、資料 4-2-4 と。さらに今、追加資料とおっしゃったのがこのカラフルな追加資料 1 がございます。

では、事務局に説明を求める訳ですが、全部一括して話していただけるんですかね。

(エックス

議題ごとに進めていただきたいと思います。



では (1) の「前回の評価基準について」いきましょう。お願いします。

(組合川口局長)

それでは第2回選定委員会の内容について事務局の方から説明をさせていただきます。

(組合南主査)

これに関して資料は無いです。

(組合川口局長)

はい。第2回選定委員会において事務局より説明を申し上げました啓発事業の運営に関しまして、マテリアルリサイクル推進施設の運営並びに維持管理業務と同様の25年間の費用提案を求め、運営事業者についてのみ5年毎の更新を行うような説明となっていたように思います。正しくは啓発事業の運営に関しましては契約期間5年間、費用も5年間の提案となっており、6年目以降につきましては費用面も含め、新たに契約を締結する計画となっておりますので訂正をさせていただきます。その上で組合といたしましては、25年間の運営期間ではなく、なぜ5年間の設定を行ったのかについては、一旦落札すれば良くても悪くても25年間運営できる条件よりも、直近5年間の実績を踏まえて次期5年間の事業者を選定した方がより良い運営ができるとの考えで、入札説明書(案)、要求水準書(案)を作成しているところでございますので、その辺を含めて再度ご協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。



前回は25年の契約でありながら費用の面については6年分をまず考えて計上するという、これは少し変則的とも思えるそんな話ではなかったかと思いますが。5年毎で、まずは5年やっていただいて、その後またさらに6年目からは考え直すという、そういうスタートにしたいということですね。今までのご経験からしていかがでしょうか。

以前もこういう話が回っていて、契約も5年それから仕様も5年。いずれにしてもこういったものというのは全て業者に丸投げというよりは、管理者、市町部局、こちらの場合は、実施市町村が絡んだ場合です。公務員の方が主体となって動いてという形にされるべきだと思いますので、あまり、全てを業者にというのではない方が良いのではないかと私は思っています。難しいですか。



5年で来てくれる人材はどんな方がいらっしゃるのだろうと思います。5年だけしか雇わないという時には、多分あまりいい仕事ではないので優秀な人材は来ないだろうと思います。地元の方を雇って中核司令塔みたいなところは行政がある程度担われるという覚悟があるのであれば、それもいいかと思う

のです。短くするぞといって良い人が来るとは絶対に無いことだと思います。多分、指定管理をやって らっしゃるところは皆言ってらっしゃいますけれども、人が雇えないです。5年後どうなるかわからな いという条件で、来てくれる人はあまりいないので、地元で何かご退職された方がくることはあるかも しれませんが、働き盛りの人は来ないです。

まあ、そういう覚悟ですかね。

(組合川口局長)

とりあえずその5年間、当初の5年間というのも当然その運営会社みたいなところがやってくれる訳です。先ほども申し上げましたように、25年間を一括で取った業者がやるということであれば良くても悪くても、とりあえずその期間やったら良いということではなくて、5年間運営を見て良ければ当然その業者が続けて入っていくことも可能であると、ということの設定で他の事業者も入れるような形で、5年契約という形で組合としては考えています。

でも、良い人はたぶん来ないだろうというご指摘なので。

(組合川口局長)

そういう可能性もあるでしょうね。

その分行政が引っ張らないといけないということになります。

: でもそれなりの覚悟はできているのですよね。だから、5年でということはやはり、市民から見ると 行政がやっているという風に見えますから、まさにそういう期待に答えないといけなくなります。

短くなればなる程、人材は劣化するのは当たり前のことだと。それは誰だって5年でクビにするぞというところに行きたくないですから。

(組合川口局長)

ちょっとあまりわからなくて申し訳ありません。要するに啓発の運営を任すところというのは、そういう専門の方々が集まっておられる会社が引き受けるとなればどうでしょうか。

公募をすると来るのは大手の人材派遣会社とか、それから、駐車場を管理しているようなところや、 庁舎管理しているところとか、給食をしているところとかがやってくるので、そういう人をずっと使う かどうかわからないのに貯めておくような余裕はどこにもないです。そうすると、そのために新たに人 をスカウトしてくることになると思います。5年ですと言われたら、応募する会社も正社員で雇ってし まうとリスクが大きいため、5年ですと言って雇うことになる訳で、そうするとそんなに力のある人は 来ないかもしれないし、あるいは、そこそこ力のある人だが、もう退職されて地元に帰ってこようとい うみたいな人の応募はあるかもしれない。でも、大阪の都心から、失礼ですが、この田舎の方まで5年 だぞと言われていく人がいるかと言うと、いないと思います。もっと長くであれば可能性はあるかもし れないが、5年だぞって言われて、次頑張れば次もあるぞと言われて、頑張るとなるのではなくて、次 の職はどうしようかなと考えるのが普通のことだと思います。

(組合南主査)

が、言っていただいていることに関しては、啓発事業を単独での入札行為を行ったときではないですか。

5年後は単独でしょ。

(組合南主査)

将来的には、そうなりますけれども、今、初年度と言って良いのか、初回に関しては 5 年間、マテリ サの事業者とセットで行われます。



では、その本体のプラントをやるところが人をそこへ出せということですか。

(組合南主査)

そのやり方としましては、直営部隊なのか、どこか委託先なのかということは私達としては選べないですが、今メーカーと接触したときには自前で対応するという業者はおられました。どこかを雇うよりは自分らでと。実績的には。



5年間なら。最初の5年間だけはそれで頑張ろうと。

(組合南主査)

最初の5年間だけなのか、5年後の先もやろうと言う意図はまだわからないですけれども。



儲かるかもしれないが、それをどう判断するかは業者次第ですよね。ただその、最初はセットで入札 に至って、たぶん最初は良いのがかかってくると思うのですけど、6年目以降は前のものをそのまま使 う話にたぶんなるんですよ。

(組合南主查)

契約行為をした金額で足らない場合であるとか。多すぎる場合も出てくると思います。また、我々も他のところを見に行って、これは良かったからプラスしようという話も出てくることもあると思います。それらを反映して6年目以降の契約業者を決めて行くと考えます。本当にある。本当にあると思います。いるように来ない可能性もありますし、受けられた事業者が引き続き頑張りたいと思ってくれるように私らも持っていかないといけないと思ってはいます。



だから、あえて啓発施設のところだけをわざわざ分離して5年にするっていう意味合いが良くわからないです。それだったら、業者にやってもらうのでプラントメーカーが責任持てと言うのだったら、それは最後まで全部セットで責任持ってもらったら良いでしょう。プラントメーカーが直でやってもらえるなら、そんなしょぼいことにはならないと思いますけれども。多分そこは、そのうちお金をかけるのは面倒くさいということになります。ともかく人なので、人を。

(組合南主査)

逆に、そこもそうだと思います。25年間契約してしまうことによってケチっていこうとなり、しょうもないことをされないようにしたいなという組合としての考え方なんですけど。



だからどちらを取ってもですね、市民から見て魅力的であるかどうかというのは、管理者は非常に敏感にチェックしていますので、そこで管理者がなんじゃこれはということがあったら、現在の組合職員の立場も危うくなるので、そうならないように組合の方もやはり相当、自分の仕事であると言う意識でやっていただくと、それで良いと思うんですけれどね。いっぺん任せたから後は野となれ山となれというのではいけないので。



誰かがうまくやってくれるということはないかなという気がします。

(組合南主査)

正直、そんな気持ちは無いです。私自身としては無い状態です。簡単に地域住民との調整をできると も思っていませんし、それに関しても組合が入っていかなくてはならないと思っていますので。



だとしたら、別に、そんなにすごい人とかすごいことを望むのではなくて淡々とそこでやってくれる 人ならそれで OK だと。

(組合川口局長)

うちの管理者も、こういう啓発施設には人を呼ばなくてはならないし、来てくれる人がまた行きたいというような施設にならなくてはいけないという部分があります。それならば最初の5年間を見た中で、その業者が良ければ当然継続してやることも可能であると。それが5年間の中で余り良くなければ変えることも。



それは無いと思います、それは。良くないからもっと良いのがくるかと言ったら、もっと良いのは絶 対来ない。

(組合川口局長)

それはわからない部分があるのですが、考え方としてはそういうこともできるような体制をとっていった方がいいのではないかという流れで、今5年間という設定をさせていただいたというところなのですけれども。



普通の人に緊張感を持っていただくということで5年間、私はそう理解しておりましたが。

(組合川口局長)

はい、そうですね。



啓発施設の方はちょっとあまり詳しくないのであれですけれども。多分、運営、建設と一緒に取るということになるとその5年間についてはお金のことがあんまり。建設の業者が、会社の面子もあるのでお金のことをどうのこうの言うことではなく何か力を入れてくると思います。その時に5年後1回判定をするということは良いところもあるんですが、契約期間をじゃあ次何年にするかという話です。おっしゃっている短い期間で、運営なんかでも毎年更新しているところもあるし、委託して5年ぐらいでやっているところもあるし、更新をやったりしているところもあるんです。ただその5年ぐらい更新してしまうと次取れるかわからないという話が、今おっしゃったような話が続いていて、若い人が定着しないと言う話もあって、長い方がいいという話もそういう運営をしているところからも出てくるんです。だから、当初の5年はそういう意味では会社の面子もあってやっておられるでしょうから、その間にどういう運営、今でもちょっと具体的な運営についてはあまり目鼻がついていない状況があるじゃないですか。実際にやり始めて運営に向け、これがいいのか、良かったかどうかを含めて検討しながら5年ごとに切り直すというのでは無しに、もっと長期に契約した方が良いのかということも含めて全体をご検討されたらとは思います。5年で切るから5年毎に切るんだというのは、それはちょっと違うのかもしれないなと思います。

(組合川口局長)

ご提案いただいたように、組合としても色々考えた中での 5 年間という設定をしましたけれども、 おっしゃられたように 5 年間が短く、やはり力を出せないということであれば、これを 5 年後の 今度の契約において 10 年にするのかそれとも残りの全部にするのかを含めてちょっと検討する余地は あるのかなとは思うんですけれども。

そうですね。先程おっしゃったように、最初の 5年は受注したところが力いっぱいやってくださると 思います。その次の時にじゃあどこか来てくれるかというとそのお値段にもよりますが、この近辺で指 定管理者の選定とかをやったことあるんですけど、メンバーはいないです。

今、請け負っているところの状況も含めて、そこが良ければ引き続きの話もあるでしょうし、そうい う所が地元の方を含めて採用されて運営に力を入れていくのであれば、ご判断されて上手にやるかどう かですね。1回契約してしまうとそのまま行っちゃうので、検討手段をもうけるという事なら、あまり こだわらないで、何が一番いいのかその場で、その時に。やり始めたら5年はすぐ経ってしまうので、 早い内にどうしたらいいのかということは今回の有識者で色々と実際の状況を相談しながらですね。

(

確かに、だから 5 年間で次を育てるというのが。地元に NPO を育てるとかそういうようなことを市役所が主導される、組合がもちろんやられるんですけども。メインになるところを、自治体が一生懸命やるということであれば 5 年というのも意味があるんじゃないかと思います。実は、廃棄物資源循環学会の環境学習施設の部会に、この前もお越しいただきましたけれど、72 名ほどの見学があって、開けてみたらプラントメーカーばかりというのはそういうことなんだろうなと。どうしたら良いか皆さん困ってらっしゃるという。そこでうまくやって落札したいというのはあるんだろうなと思います。ただ、5 年後の先はどうなるかというと、そういつまでもやってくれないかもしれませんし、そこだけやってくれるという業者がどれだけいるのかなということがちょっと不安です。

まあだから6年目にね、どういう人が来てくれるかということを、つまり6年間の組合の向き合い方 次第でずいぶん変わりますよね。先ほど環境学習施設部会の話、 ラントメーカーが大挙して来るのは入札に関わるところで高い点を取ろうと思ったらやはりここだと。 そこぐらいしかアピールするところは無いという意識があるんですよ。彼らも儲けだけでやっているの ではなくて、社会から良いイメージを持ってもらわないと、やはり仕事が長続きしないので、確かに力 を入れて各社やっています。でも、そこに対して市民とか、あるいは役所からの相応のレスポンスが無 いと彼らもできないし、全体の雰囲気をまとめ上げるのは、特に、こういう複数の自治体に跨がってい るところですと、余計なことを公的な方が楽しんでやるというのを必要としているのではないか。

あと、つまらない事かも知れませんが、6年目に募集するということになるのですけど、そこで必ず 2社以上は必要とかそんなルールあるのですか。だから、1社でヒアリングに来たとすると、これだと もうだめだと、そういうルールがあるとよけいややこしくなる。必ず比較しないといけないですか。

(組合山下課長補佐)

今は無いですね。.

無いですか。複数にならないと入札しないとか。そうなるとどうしても叩き合いになりますから。 (組合川口局長)

分かりました。ご提案を考慮しながら今後、6年目についてはそういうことも含めて検討させていただくということ。

大阪、この近辺で2つくらい環境学習の部分を地元の NPO にやってもらおうと思っていて続かなか

ったという施設が。施設はあるけれど開店休業というところがあります。

(組合南主査)

この間、 になっている。 に行かせていただいたのですが、 もうまいこといかなくて、今そっちの方向は悩んでいるというか成功していないという感じのことをおっしゃっていました。

その辺は難しい気がするな。

どちらにしても、6年自以降、お金の話だけで切り直すとかになると、先程から委員の方がおっしゃっているような形に、まさになってしまうので、評価基準をどうしてやるかということを5年間の間で、皆様、管理者が非常に力を入れていらっしゃる案件ですから、十分にご検討を重ねながらやることでいかがでしょう。

(組合職員)

分かりました。

では、よろしいですかね。第2回の時の経緯については。事務局の方から説明することはよろしいですか。

では、入札説明書案についても。

(組合山下課長補佐)

まずは、入札説明書(案)のご説明に入らせていただく前に、実は5月7日、皆さんご存知のように実施方針を公表させていただいていると同時に要求水準書(案)も公表させていただきました。その中でエネルギー回収型廃棄物処理施設の事業者、マテリアルリサイクル推進施設の事業者、どちらの事業者からも、共同事業体、建設 JV を組んでまで業務を行うのが少し厳しいということの意見をいただきました。組合の方からなぜ厳しいのかというヒアリングを開催させていただいたところ、建設事業者も運営の分まで含めていくとなると、25 年間色々瑕疵責任だったりと、色んな責任が被ってくると。今、建設事業者に関しては引く手あまたであって特に仕事を選べる状態にございまして、建設 JV まで組んで、仕事をしていただけるところが非常に少ないということでした。建設 JV を組まずにプラントメーカーが主として契約をして、その協力企業として建設事業者を付けさせていただけないかというようなお話でした。そこに関しましては協力企業、もしくは建設 JV を組むとしたとしても建設事業者に関しての条件を一切緩めることなく同じ条件であるならば、どちらでも選択できるようにさせていただきたいと思っております。こちらに関しまして、条件変更したことによりまして、特定の事業者に有利になるような状況ではございません。どの事業者に対しても同じ、等しく条件を変更する形になりますので、事務局といたしましても、そのように変更させていただいて、今後事業の方を進めさせていただきたいなと思っております。

これね、事前に説明受けたから知っているんですけども、現在、土木の会社があちこちから仕事を受け入れる、選べる状態になっていて。元々こういった事業は 25 年間 JV ってことで何か問題、瑕疵があった場合には 5 年経っても 10 年経っても 15 年経っても、「ここにも問題がある」ということで、言ってみたら手離れの悪い仕事ということになる。土木会社からすると、そういう仕事だったら、土木会社が実は一緒に組んでくれない。土木会社と組んで 25 年間の JV でやって下さいと言うと誰も手を上げない可能性があると、心配だと。土木会社はあくまで協力会社ということで、最初作る時には協力するけれども、その後、動き出して数年経ったら他人になる。次は、また、お金貰いますよという風にした

いということらしいです。社会情勢からして仕方が無いだろうと、やむを得ないだろうということで私も理解しておりますが。 これ これ 、今の説明で、正しいですか。

ええ、問題はだから、瑕疵をどうするかですよね。直に建設業者に瑕疵という話で持っていくことができるのか。それとも一旦プラントが全部受け入れて瑕疵にするかという話で、プラントが全部受けるという話ならプラントの責任でそこを直してもらえば。何か必ず出ますからね。ゼロは絶対無いですから。その時にプラントが全部受けて、まあそこの業者に言うか別の業者に言うかは別にして、受けてやりましたというのなら、プラントの代表企業の責任という風になると思います。

よろしいですか。いいですね。

(エックス)

では、私から入札説明書に関して説明させていただきたいと思います。お手持ちの資料 1-1、資料 1-2、そして追加資料の 1 をご準備いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。では説明させていただきます。前回委員会の時に入札説明書については簡単にご説明させていただいておりますので、再度確認することと、追加資料について、皆様方からご意見を頂戴いたしましたので、そちらのご説明をさせていただきます。

ではまず、資料 1·1、資料 1·2 に関しては、説明箇所の重複がありますので資料 1·1をご覧ください。 再確認としてスケジュールの方を確認お願いいたします。ページとしてはエネルギーの入札説明書の 7ページの方をご覧ください。表 2 事業者の募集及び選定スケジュールとなっておりまして、こちらの入札説明書を含めまして入札公告の方を今年の 8月 16 日にいたします。そちら公告が終わりまして、その後、事業者の募集選定を行います。11 月頃まで対面的対話の受付、⑩対面的対話の確認事項に対する回答の公表まで進めていき、12 月に第 4 回の委員会を行う予定です。その後は、1 月 31 日まで事業提案書を受け付け、審査及び事業者ヒアリング等を行い、落札者決定の通知及び公表となっていく次第です。落札者が決まったところで契約の方に入っていきますので、そちらの予定が⑪となりまして 5 月上旬から始まっていくというスケジュールでご理解いただければと存じます。以上が事業者選定スケジュールの方になっております。

次の説明に関しては追加資料の1番の方に移らせていただきます。追加資料の方は皆様方から頂戴した意見について、ご説明をさせていただきます。では上の方から「(1) の表 1、表 3にある 2種類とは装置の潤滑油のことでよろしいでしょうか。」ということですので、入札説明書の 31 ページ及び 32 ページの表の中に潤滑油と記載しておりますが、こちらに関してはご質問の通り潤滑油、作動油、グリース等を指しております。続いて「(2) 番、表 3 にある薬剤とは何のことでしょうか。」これに関連して「表 1 には薬品費のみが記載され、表 3 には薬剤費と薬品費、両方が記載されています。表 1 にも薬剤費を記載されてはいかがでしょうか。」こちらに対しては同様の表記になりますので表 1 及び表 3 内では「薬品費」に統一して記載いたします。続いて、「(3) 番、表 1、表 3 にある光熱水費(基本料金等を除く)とありますが「等」は必要でしょうか。」こちらに対して回答は電気基本料金、水道基本料金の他に下水道基本料金、ガス基本料金等が該当いたしますので、「等」と記載しております。続いて、入札説明書のページへ移りますので 33 ページをご覧ください。33 ページの上から 18、21 行目の「燃やせるごみ量を実際に処理した量(以下「実績処理対象物量」という)にかかわらず、という文章がありますが、その部分がよくわからない。」ということでしたのでご説明させていただきます。追加資料内の図をご覧ください。運営変動費に関しまして、燃やせるごみ量は毎日変動しますので、第1 四半期から第3 四半期までの変動費分については年間計画処理量に基づいて費用を支払い、第4 四半期で計画処理量か

ら実績値を調整した支払い額を算出いたします。図を見ていただき、算出方法に関しては 1/4 の年間計画処理量にメーガーから提案された処理基本提案単価の方をかけまして、当該四半期分を支払う予定となりますが、実際の処理対象物量というのは計画処理量と異なりますので、その差分及び第 1 四半期から第 3 四半期までの委託費を控除した残り額を調整額として第 4 四半期に事業者側に支払うという計算で行います。続いて、「(5)、表 4 の指標は一般的に使用されるものでしょうか。」こちらのページは 34ページになります。こちらの指標に関してはそのように考えておりますので、ご理解いただけるかと思います。続いてですが、入札説明書の 36ページになります。入札説明書添付資料 6 モニタリング及び対価の減額についてのご質問については「(1) モニタリングの項目を具体的に上げる必要はありませんでしょうか。」こちらに対しては要求水準書が第 Ⅱ 編運営・維持管理業務編の第 11 章に記載しておりますので、そちらでご覧いただきますよう、お願いいたします。

(手元の資料で要求水準書を確認。)

先ほどの説明の(4)番のエネルギーについての説明の赤字のところで、燃やせるごみは毎日変動しますので、というこれは何ですか。実績のごみ量は、燃やせるごみ量というのは実績のことで毎日変動する意味がよくわからない。

(エックス

実績処理対処物量が毎日変動します。

実績対処物量がちょっとずつ変動するからと、そういうことですか。

(エックス

はい。

(組合南主査)

その他の議事内容につきまして、「イケてる施設がイメージされにくい」との話がありました。それに 関してなんですけれども、建物、空間のイメージに関しては、添付資料が今付いてないですが、啓発施 設に関する要求水準という資料を付けております。その中に天理市が整備しています天理総合駅団体待 合所であるとか天理市トレイルセンター、天理産業振興館、天理市テレワークセンターという例を上げ させていただいています。それによって、どういう空間がいいなというのはわかっていただけるのでは ないかなと思います。文章の中にも「公共のごみ処理施設と思われない、またシンプルでありつつも快 適性と創造性のあるデザインと広い空間を持ち合わせたものとし、誰でも自由に利用することが可能で、 人が集い子供達も含めて遊びながら学び、賑わいの場を提供することが可能な施設」ということを示さ せていただいています。私共としてはこれ以上の言葉を表現しにくいところもありまして、エックスと もだいぶ調整させていただいて、過度でも無く、これ位ならちょっとはわかっていただけるかなという つもりです。これを書かせていただいていたり、業者と事業を始める途中で、発注支援始めた頃とかに お話させていただいたり、見積もり提案書を頂くときに、「日本一」のキャッチフレーズ書いたところ で、どういうことなんですかということで、事業者からのお話がありました。具体的にこういうものな んですよというお話は、質問していただいた業者に対しては回答させてもらっていたりするんです。大 体のところは掴んでいただけているのではないかという気はしますが、委員の皆様にもっとわかってい ただかないといけないというのは内部でも相談しているので、委員の皆様のお時間があれば、天理市の 施設案内ツアーとかも考えさせていただきたいと思います。もし、お時間が許す限り、プレゼン、メー カー提案の前でもお時間いただけたら、そういうことを私共もさせていただくのはどうかなと思ってお

ります。それで、プログラムの中で地元、団体らとの接触に関しても責任を持って我々がしていかないと、絶対繋がりがないかなと思っています。駅前の事業に対しても、色々な。天理市内であったら4つ地区を分けてですね、街づくりの協議会というのをやっています。我々の施設が出来上がるところに関して、北部地区街づくり協議会というのが、地元区長であったり、地元商工会、学校関係者等のメンバーで組まれています。そういう方々ともっと接触を取って。そういうふうにマルシェをするのであれば和爾営農組合のような農業の団体や、JAであるとかと責任を持って、接触、繋ぎ合わせて、我々も一緒に入って、そういうプログラムを決めていくような形を持って行きたいなと思っております。以上です。

質問ですけれども。考えを聞かせていただいてよかったと思いますが、やっぱり施設だけではなくて、イベントはどのようなものを考えているのかとか。ちょっと例を示してあげることで、事業者も判断できるかと思うので、やはり皆さんの方も何かイメージできるものをお示しいただいた方がいいのではないかということです。最初の議論でもありましたけど、中々(契約期間が)長すぎても難しいところもあるので、施設だけじゃなくてイベントとか出張依頼のような個人的なものなどいかがでしょうか。

(組合南主査)

場所を作ったところでは始まらないので、やはり人がいない限りできないと思っています。

色々魅力あるのもおもしろいことだと思いますね。

(組合南主査)

一番難しいのは、ここから後、9 市町村にどうつないでいくか。 も言っておられるように、地元の人に熱意を持って協力してもらわないと、天理市だけの施設ですよっていうふうに見えてしまうので、何かできないかなと思います。啓発活動であっても、わからないですけれど、構成市町村の大和高田市等に、出前事業でも行けたらなとか、そういう風なものも考えていくべきだと思っているんですけれども、どうしても、今、我々も天理市の職員しかいませんので、中々プランは練れても、実際にどうなるかというのが、まだ見えていないところかなと思っています。

話し戻りますけれど、から、天理市職員が他の自治体に出向いて行ってというのは難しいかもしれないですけども、天理市の方からの要請を受けて民間の方が移動するのはもっと難しいのではないかと、前におっしゃったのが非常に印象的でした。やるのであれば、例えば地域の NPO か何か、いくつか市町村にまたがった人がそこで活動していて、彼らが引っ張るのであれば良いかも知れない。でも、それを期待していたら多分だめだと思うのです。まずは、管理者が一番強力かも知れないですが、「まずはやってこい」と、首長同士の話とかで動くようになれば、あとは、地元の人も動けば良いと思います。ただ、そこで請け負った業者が先頭に立つのは中々難しいものになります。

(組合川口局長)

それはやはり行政というか、組合として動く方向でないと中々難しいと思いますので。

そのような話は、入札説明書の中には書き込むのは難しいと思いますけれども、どうせ業者が人手をかけたりする時があると思うので、ザックリとした話が書けるのであれば、そのような回答になりますね。そんなにガチッとした話じゃないんでしょうけど、思ってらっしゃる思いとか、思案ですとか。

私もその意見に賛成です。例えば の近くにごみ焼却施設、ごみ収集施設があるのですが、見えるというか目立つように作られているんですよね。これでいくと本施設は名阪国道から見えるので、

見えて目立ちたいのか、それとも周辺の空間と交じり合ってあまり目立たないようにしたいのかという、 そういった方向性くらいは何かビジョンを持っていらっしゃった方がいいのかなと思いますね。

(組合南主査)

建物自体はですね、調和を。環境影響評価では「調和を取り」というような状態になっているのですけれども。私達が望んでいるものは、奇抜なものは全然期待していないんです。我々がテーマを与えられている中では、のようなシンプルで、工場っぽくないようなものを作って下さいというテーマは与えられています。中々のようにという風にも書けないので、そういうところはちょっと困っているところがあるのですけれど。そして、要求水準書に対して添付資料という形で、今は持っていないのですが、以前見ていただいたような、かえっこバザールですね。かえっこバザールじて下さいというような、啓発に関しては、例はいくつか挙げさせてもらって提示する形を取っています。建物に関してはそういうものが中々具体的には書けていないので、どのようなものかなと思っています。

.(

入札の時点ではパースのようなものを作るんですか。

(組合南主查)

それは提案時ですね。1月31日の提案書提出時に来る状態ですかね。

(組合川口局長)

業者ヒアリングの時には。

(組合南主査)

お見せする形です。

(組合川口局長)

見ていただくような形になると。

(組合南主査)

対面的対話の時でも、できるだけそういうお話ができたらという気はしているんですけれども、

だいたい応札してくる業者は、前からこの界隈の状況をよく把握されていますから。最初、景観のことでいうと山の辺の道から見える所なんですね。歴史的な。なので、奇抜であってはいけない。それであのの名前が出てきます。目立たないようにということで、煙突は低い方が目立たないから、低い煙突で作ったらどうかという提案をしたんですけれども、地元からは煙突が低かったら公害問題がやはり心配だと。何年も経った後世の人間から恨まれたらいけないからやはり高い煙突にしてくれと。これはやっぱりそうかという経緯がありましてね。それから、透明な煙突にするとかね。

の場合、煙突が空に見える。私は川の対岸でごはんをで食べていますからね。そこから見ると白い煙突は目立たないんですよ。それはいいと思いますね。

応札される方は技術的なこともさることながら、そういうイメージがどっち向きなのかも非常に興味があるというか、それに合わせなくてはいけないというのもあるので、それは営業の仕事がそっち向きになるので足を運んでくると思います。イメージ感というのは、やっぱり回答の時に、同じように全部にイメージ感、具体的な話はしにくいでしょうから、やはりちゃんと書いて回答の時に出しておいて、

皆にわかるようにしておいてもらった方がいいと思いますね。

(組合南主査)

はい。

案外、目立つのか目立たない方がいいのかというのは大きな話なんですよね。色々なもの作っていますけれど。

私はこれも好きですけれども。

コフフンとかね。あれなんかも、モニュメント的な作り方をされているので、煙突も含めてモニュメント的なものにしたいのか。でも、このイケてる施設という書きぶりだと、モニュメント的なものが欲しいのかなという風に読み取られもするので、目立ちたいのか目立たないのかというのは大きいと思うのですが。

(組合南主査)

業者によっては、天理というイメージで切妻屋根を描いてくる業者もおられて、これは無いけどなというお話をさせてもらったりもするんです。



私は、先ほどイケいるということでいうと天理駅前しか知らないので、ああいう風に何かちょっと斬 新なパターンを要求しているのかなと、イケてるという単語から思っていました。

(組合川口局長)

管理者が考えているのは建物のデザインもそうですし、利用の仕方が駅前を含めたような形でできるような施設を考えていますので、中々難しいんですけれども。我々が表現しようと思っても、逆にランドマーク的な形になっても良いとも思うんですけれども。地元の方すべての意見では無いのでわからないんですけれど、そういうことを望んでおられる方もおられるし、あまり目立たない方がいいという思いを持っている方もおられると思うので、中々どの辺をまとめて、業者に提案していったらいいかというのは中々難しいところなんですけれども。

(組合南主査)

この、今き上げさせてもらっている3点に関してなんですけれども、天理総合駅団体待合所に関して は元々JR の施設で、天理教の団体列車を待つような場所なんですね。ただのだだっ広い 800 m ほどあ る空間をお借りしまして、ただ色を塗ったりして明るくして、その場所は電車を待つ人、帰りのお迎え を待つ人、勉強する人、イベントする人、遊びに来る人というような混じり方をしているような施設に なっています。天理市トレイルセンターに関しては、元々山の辺の道のルートの中で休憩をするような 場所でした。お茶の提供があるくらいで、ただ休憩するだけというような施設だったんです。元々天理 市にお住まいだった方が大阪で料理屋をやられていまして、その方が天理に帰ってきていただいて、そ こで洋食屋をしながら、観光案内だったり地元の食材、御土産を売ったりして、山の辺の道を歩く観光 客がいたり、そこの洋食屋に食べに来る人がいたりというようなことで、プラスアルファで施設が出来 上がっているようなところです。天理市産業振興館というのが最近でいうテレワークをする所なのです けれども、元々カワキタ時計店といって時計屋の場所を天理市が借りて運営しているんです。そこに関 しては、時計屋をやっていた時の内装のままに、ちょっと最近名の知られてきているかどうかわからな いですけれど、グラフというデザイナーがデザインした家具を入れて雰囲気を作っている。その場所で 個室を借りてテレワークで仕事をする方もおられたり、1階の空間であれば時計屋の元の場所のところ で、学生がインターネットをしたりコーヒーを飲んだり、目の前が牛肉屋なのでコロッケを買ってそこ で食べたり。町の人達が、商店街の人達がそこで会議をしたりですとか、色々な人が混じっているよう なところになっています。今、局長が言ったように、ものだけじゃなくて人もですね。色々な方が使っ ているような施設というのが、今、上げさせてもらっている施設になっています。本当に委員の皆様に

は一度見ていただけたら。特にイベントやっている時に見ていただけるとか土目とかが本当に色々な 方々がおられるのもあるんですけれども。我々が今から帰ったとしても勉強している子がおったり遊ん でいる子がおったり、将棋している人がおったりとかというような空間ですね。これが団体待合所に関 するというような空間になっています。というより、ごみ処理場だけれども、あそこに行ったら何かで きる、だから行くんだ、というところであって欲しいなと思っています。

単価の減額の話はまだこれから出るんですか。特に無いですか。

(組合南主査)

事前に報告はさせていただきましたが。

追加資料で第1四半期、第2四半期という、この図で1/4ずつお金は払って最後の1/4のところで修正をするというのがありますよね。ごみの量だけで良いのかも知れませんが、実際にその1/4 はその提案単価に対して払うのですけれども、実際には固定費と変動費があって、変動費の部分については、結構大きな数字を割合占めるんですね。薬剤ですとか。そういったことに関する縛りというのが、あまり今、言及されなかったけれど、私は結構気にしています。それはこの入札説明書の時に入れるんでしょうか。どうなんでしょうか。それがちょっと良くわからないです。今はかなり概念的な、減額する場合にはこうというフローチャートはあるけれども、数字だとかはあまり書いてないです。前回、事前の打ち合わせの時にこの話になりましたけれども、この場でやるのかどうか。いかがでしょう。

(組合南主査)

事前レクでお話しさせてもらったものに対してなんですけれども、薬品名とか挙げるとか言う話もあったと思うんです。今、組合としては特定のものをこれだけというお話、どれをどれだけというお話というのはちょっと厳しいかなと思っています。基礎審査の方でそういう品名で、提案単価ですとかというのはエックスのご協力をいただきながら精査させていただきたいなと思ってます。

それで繰り返しになりますけれども、入札の時に出してくる資料というのは、こんなに薬剤少なくてこれだけいけますよ、という風に書いてくる訳です。しかし、それより少ない薬剤で書いてきて、しかも HCl の濃度が非常に低いという風に技術提案で出てくるんです。実際にはそんなに高い薬剤使ってなくてもっと安い薬剤でやっているということはしばしばあります。その場合に、最初と話が違うのではないかと我々は思う訳ですが、明記してなかったからということで、そのままやられてしまうことはある訳ですね。ですので、特定の薬剤の名称を入れるとかあるいは規格を入れるとかという方法はちょっと難しいのであれば、仕様書薬剤の量はごみ1トン当たりいくら以下、さらに HCl 濃度いくら以下という風に、そういう縛りはできるのではないかとは思うのです。これはコンサルの今までのご経験から、恐らく、今までそういうご経験されていると思うのですけれども、いかがですかね。これはコンサルに聞いてみた方が良いと思います。

(エックス

今のご質問につきましては、今回、様式の方をある程度の積算根拠を示す形を考えています。そういった中で、実際の入札額が全体的な予定価格の中に入るということによって、基本的な評価とします。

薬剤費は固定費に入る感じなんですか。

(エックス

いや薬剤費は変動費です。

変動費ですね。

(エックス

私共も以前こういった類似業務の中で、提案をさせていただいた内容を確認しまして、基本的に人件 費だとかいう部分が固定費の多くを占めております。そういった中でのご指摘の通り、恣意的に 色々変動費と固定費を分けて、そういった部分を戦略的にやろうという部分も無きにしも非ずです。そ れらについて今回様式の中で明記していただき、変動費の単価の根拠として、そこを確認させていただ くということでございます。

それでいいですか。

(組合南主査)

はい。

(エックス)

あと、運営状況をモニタリングするという部分で、基本的には事業分野に関する費用等のデータが出てきます。その辺も含めて実際の出てきている単価設定の根拠と実際の運営上のバランスが合っているかということが運営のモニタリングの中で確認をしていくということで、単価等への見直しにもかかわってくるのではないかという風に考えております。

入札の時点ではエックスに色々チェックいただくんですけれど、実際に運転しだしてから何年か経ったら事情が変わってくるんじゃないかなと心配しているんです。だから、その分の単価の減額ということを少しちらつかせておかないといけない。例えば、活性炭のところ。入札するとガンと品質が下がってくるけど、同じ規格であるとかあります。何かそういうのを見たことがあるので。私が気にしているのは、やっぱり住民の方です。前回の委員会で実際に近くの地域住民の人と何度も会って話しているので、やはり責任がない訳がないと思っているんです。ですので、そこについてはちょっと頑張りたいと思っています。

おっしゃるように、積算根拠を出して貰うときに全ての量と性状を出させると薬品は数が多いから、ものすごい分量になります。今、言っておられるのは2通り話がありまして、材料と言うのはモノの質を落としている可能性をどう考えるのかという話と、それから積算して計算ミスをちゃんとチェックしておかないと、おかしい数字が出始めるという、2通りあるんですよ。だから、ちょっとリストとしては大きくなるかもしれないけれど、メーカーでは積算はしている訳だから積算の根拠となる物と量を出してもらって、みなさんが思っているような、桁が違うよという話になった時に調べて、並べて見たらわかると思います。その辺もちゃんと見ていただいて、入札目安がそれなりに根拠があるかどうかを、委員のワーキングにそこまでする必要ないので、事務局の方で確認されておいたらどうでしょうか。出しておいてもらうと、例えば活性炭の話になりますけれど、すごく安いものがありますからこれを使いますといった時も、事務局の方にそれが大丈夫かどうかというような。今回なければ前はこれ使っていたじゃないかという話ができるのではないでしょうか。あったほうがいいと思います。

あと、減額の手続きの順番どこに書いてありましたっけ。それですね。はい。資料 1-1 ですか、36 ページ。これ組合が自分で運転する訳ではないので、余計にここは注意しないといけないところです。要求水準を保てなかった場合に委託費の減額をするしないというフローチャートが書いてあります。こう

やって是正勧告をして、勧告に基づいて是正されなかった場合には減額になるというのがありますけれ ど、これにお金を実際に減らすとなると裁判といった話になりかねないので、こういうことが起こった ということを公開するというのはどうかということを事前の打ち合わせで申し上げたことがあります。 ただ、組合的には公開したくないようですね。なので、折衷案として公開することがあるという風にこ こに書いておくと。実際にあるかどうかは状況を見ながらということなのですが、委員の皆様はどのよ うに思われますか。例えば NOx において話が違うじゃないかと。NOx でよくあるんですよ。その場合 に、組合がこれはだめな施設だと公開したら。

(組合南主査)

一応、 と と と と と 事前で話させていただいたことで、37 ページの 3, の 2) ① の方に 追記させていただいて「是正勧告により減額等に至った事象においてその当該業務日報等を公表する場合がある。」という風に追記をしました。午前中のエックスとの打ち合わせでも、減額に至るまでの公表をする方法を追記しないといけないということで、今ちょっと、まだ記載を迷っている状態です。

減額に至るまでの公表の方法ですね。

(組合南主査)

はい。減額に至るまでの公表の方法をどこかで迫記できるようにと、ちょっと今、考えていこうと思っています。

そこまで具体的に書かなくてはいけませんか。「公表することがある」だけでは効き目は弱いですか。 だから、一番、人から見えにくい公表というのはインターネット上で URL がグーグル検索とかに引っ かかってこない公表といった深いところ、奥の方に入れておけばわからないですよ。一方で、URL の www (ワールドワイドウェブ)の比較的近いところで、検索エンジンに見つかりやすいような公表もあ りますしね。

(組合南主査)

何か数値がおかしかった時に公表したら、本当に組合としては厳しいという気はするんですけど。そのモニターを見ている人なら気づくかもしれないですが、それが機械の誤作動での測定値なのか、本当に悪くてというところが見えないところもあるかなと思います。

いや機械の誤作動って真値よりも低い値だったらもう大騒ぎですよ。あれは常に真値よりも高めに出 すべきなんです。

をしては、日々の数字の公表というのは別に問題ないのですが、説明が不明確なまま世の中に公表するというのは、何か問題が起こったときの公表で原因というのがどうなっているのかが説明できないまま公表するというのはありえない。良いも悪いも説明が出来る状況にならないと。それはその通りだと思います。そこの兼ね合いの問題だと思います。ここは是正に至った現状において、と書いてそこだけの話にしていたんですけど。至るまでも別に公表してもいいと思うのですけど。公表の判断をどうするかだけですかね。必ずしも至った事情に関してのことが要るかどうかというそういう話だと思いますね。ちょっと文章の書き方ですが、こういう状況があって公表することもありますよと書いておけば良いとは思いますが。ザクっと書いてあった方が良いかもしれない。

あんまり書かない方がいいかなと。

エックスから何かアドバイスありませんか。こういうことは結構東京の方がシビアにやっていると思うんですが。

(エックス

文章中の表現は公表ということですけれども、やっぱり組合の中でこういう場合に公表するとかしないとかいう手順というかルールを決めておかないと、実際になった時に、その都度その場で考えることになってしまう。内部的には少なくとも手順みたいなものは揃えておいた上で、公表するか保留するかという話だと思います。

だから、公表した時に「何か内規は既に持っているんですよね」と言われて、数年前にこれがありますよというのがないといけないということですね。

(組合川口局長)

当然まあ公表すると書いてあれば、どういうときに公表するかという部分を含めて、当然、公表すれば組合として聞かれるので、その辺説明しなければならないので、それはやはり作っておくべきだと思います。

それはここで見せるものではないということですね。次行きましょうか。今資料 1-1 やりましたが、 これはそれ以外何かありますか。

では次の要求水準書、お願いします。

(エックス

では資料2の方をご覧下さい。要求水準書の本編等につきましては配布をしておりませんが、これまでの委員会からの修正箇所を一覧として示しております。修正の方針といたしましては、昨年度中にメーカー各社に概算費用とあわせて見積書を依頼し、技術提案書を提出していただいておりまして、その内容をメーカーへのピアリング等も含めて確認し、5月7日に要求水準書案を提示しております。その際に各メーカーから質問をいただいた内容を踏まえて表現が良いか等々を直しております。

修正箇所一覧の 1 つひとつは説明を割愛させていただきますが、大きく変更された内容としまして、3ページ目の下から 2 段目、P192 というところで見学・学習機能についての内容を記載しておりましたが、そちらについては事務局内での検討を含めて、提案事項としたものについては要求水準書内から削除を行っています。ちなみに表の 4-2-2 ということで、右側の修正欄のところでクレーン操作室も省かれてしまっているのですが、こちらについては要求水準書内に記載するということで修正をしたいと考えています。

続きまして 5 ページ目の 3 段目のところ、動線計画の中で基本的には 2 回計量を行うのですけれども、マテリアルリサイクル推進施設につきましては処理対象物が複数ありますので、複数回計量してもよいと記載をし、要求水準書の P9 の動線計画の中で複数の品目がありますので、そちらにつきましては敷地外の公道を利用することなく、場内で完結するというような内容を追記しております。

続きまして 7ページになります。こちら右側に啓発施設に関する設計図書の提出ということを追記しておりまして、こちらにつきましては、事務局といたしまして啓発施設に力を入れているということを事業者にも伝えたいということで、こちらの提出資料を追記しております。

続きまして8ページ目、上から4段目 P75、破除袋機について、元々の要求水準書では提示していたのですけれども、メーカーへのヒアリング等踏まえて、こちらにつきましては破除袋もしくは破袋機ということは提案に任せるということでこのような表現に修正をしております。

続きまして9ページの最後、こちらは巻末資料ということで資料2に添付しているものになります。

業務期間中の測定項目ということで元々提示していたものですが、東日本の自治体ですと東日本大震災 以降、放射性物質に関する測定項目というものが焼却主灰等については設定されている例が多いのです けれども、本地域におきまして、基本的に影響はないということで項目からは除外をしております。主 な修正点につきましては以上でございます。

資料2の7ページ目の右側の1-2の啓発施設について、空間イメージ図と(2)施設・設備、展示概要説明が、ここまではそれらしいですけれども、(3)運転管理条件の補修経費、管理人員、予備品リストと書いてある。これ啓発施設とはちょっと違うのかなと思いますが、これは章立てなんかあるんじゃないですか。これでいいですか。

(エックス

一応、啓発施設関連で何人か専従の人が付くのではないかということで、人員関連と啓発のための設備が付きますので、それの更新を含めた。5年間で維持補修まで出てくるかどうかは別ですけれども、そのための運転維持管理という項目は書かせていただいております

分かりました。ということは、この運転管理条件の中の 1) から 5) まで、これはみんな同じ用語を使って他のものと用語を合わせて書いているため、人間が啓発施設の運転管理という変な感じになりましたけれども、同じ用語を使われているということですね。合わせるために。

(エックス

はい。

何か気がついたことはございますでしょうか。

(エックス

補足で、「原則として」という言葉を加えてあるのですが、これは、これが無いと要求水準未達ととなることを避けるためです。例えば、動線関係で人が歩く動線と車の動線は交差しないことというような表現になっていたのですが、どうしても駐車場から歩く時に道路を横切ったりするので、無理な時に原則をつけておかないと要求水準未達だという話になりそうな箇所について、何ヶ所か"原則"とか"基本的には"という言葉を付けさせていただいております。それ以外は見ていただければわかりますが、大きな修正はございません。

ヨウ素とセシウムは書きますか。

これ、で発注した時に書いたという話がありました。

(組合南主査)

これに関しては、これの方からご指導をいただきました。

の処理場で検査した結果とかもご指導いただき、それで、もう削除しようということになりました。

では、次行きましょうか。次は落札者決定基準。

(組合南主査)

前回ですね、の方から啓発施設とか啓発事業に対してエネルギーの施設とマテリサの施設で点数配分が違うと、その中でのウェイト、この項目の点数を云々というお話がありました。冒頭にもあ

りましたように啓発事業に絡みましては、組合としては啓発活動に力を入れている量というか、マテリサの事業者を選定する上での比重として、高いのでこれだけの差がでているという。それで、この項目に関してはこのまま、を中心としてメールのやり取りをさせていただいていたと思いますけれども、このままの点数配分の形で落札者決定基準に関しては行かせていただきたいなと思っております。 (エックス)

では、落札者決定基準についてご説明させていただきたいと思います。資料3-1-1と資料3-1-2がエ ネルギー、資料 3-2-1 と資料 3-2-2 がマテリサになっておりますが、ほぼ同じ内容ですのでエネルギー の方で説明をさせていただきます。資料 3・1・1 に関しては前回お示ししたものからの修正は基本的には ございません。前回、例えば、表紙のところに表記が西暦の表記になっていましたものを令和の元号表 記に変えさせていただいている点が修正点です。4ページに3章の3、価格点の得点化方法で、式があ って表があり、下に本事業予定価格、評価対象下限価格という B があって、これ関して、 の方から評価対象下限価格とは何だというご質問をいただいております。これは、元々ある一定の額を 決めて、それ以上低くしても点数には反映しない。安ければ安いほど点数が上がるというシステムでは なくて、ある程度レベルを保ってもらいたいということで、評価の下限にする割合を決めておくという 考えで付けたものです。具体的にその数字はどれかというのは、今のところ、今回組合の方で入札価格 の調査価格を設定する予定になっております。その内容については組合の方で検討しているところです が、その価格を基本的にはここの評価対象下限価格に合わせようと考えております。ただ、公に出す数 字としては、数字としていくらいくらとか、何割という形の公表は考えておりません。参加する業者に とって見れば、普通ですと7割とか6割とかですが、価格はもうちょっと土の額を多分設定されている と思うんですけれども、具体的な数字は公表しないことになっております。それから、資料3:1-2。こち らに関しましては前回お出ししたものから変更はほとんどございません。変更している箇所については、 この表の中の青で示した部分が変更の部分です。実績のところで先ほども申し上げた西暦の表記だった のを元号に変えたことと、実績では過去 10 年という表現に対して、カッコ付きで元号で言いますと平 成21年の4月1日から令和元年の7月31日に竣工したということで、10年プラス何ヶ月ということ で記載をしていたんですが、今回丸々10年ということで8月1日から7月31日までという風に修正を いたしております。それから、ローマ数字のVのところの、見学者対応のクレーン操作室が二重線で消 してありますが、これは先ほど要求水準書修正箇所一覧で説明をしたように、クレーン操作室について は要求水準書で必ず見せなさいという場所に変更になりましたので、評価の対象からはずしたという部 分が変更点です。あと、リサイクルの方、資料 3-2-1 に関してはエネルギーと一緒で元号を変えだけの 修正です。それから、資料 3-2-2 に関しては先ほどの 10 年のところを変えたのと元号の表記の統一を したという点が修正で、その他に関しては修正ございません。以上です。

はい。よろしいでしょうか。落札者決定基準。

評価対象下限これがよくわからないです。最低制限価格というようなことをするということですか。 (エックス (エックス)

まず、この評価対象下限価格とは別に、今回入札額に関して、低入札の調査対象価格を設定して、ある額以上低い場合には調査をして、本当にこの額ができるかというのを調査するという制度を取り入れるという風な予定になってございます。具体的に、その価格をいくらにするかということに関しては、現在組合で検討中です。

(組合川口局長)

総合評価の低入札制度を利用しますので、低入の調査基準価格とこれを同じにするということです。 (エックス (エックス)

一緒にしたらどうかという。

(組合山下課長補佐)

これ、それだと、評価対象下限価格 B 以下の金額は満点を付与にするんだから、低入より潜った金額で合格した場合は、みんな 40 点付けることになるので、うちはそんな方法は採らないですよね。だから、 がおっしゃっていたように「最低入札価格」じゃないですか。この調査対象下限価格というのは。一番下で合格したところは、40 点あげましょう。いくら低入のより下の金額が 3 つ 4 つあったとしても、これについて全部 40 点付与する訳じゃないです。

これ今まで低入より下のやつ、今まで全部 40 で。

(エックス

下限の価格を決めてそれよりも下は全部同じ点数。

(組合山下課長補佐)

では無い。

(組合南主査)

低入調査でした中で一番低くて、問題の無いところに対して40点。

(エックス

すみません。この価格に関して組合の方としっかりとまだ調整が取れてません。考え方としてはある 一定額より低くしたもの。

(組合川口局長)

要するに評価対象下限価格というのは、調査基準価格と同じというのはいいですね。40 点全部あたることだけが違うという。

低入よりも下、最低制限価格でなくて低入でしたら、それを切ったところで、その業者が運営できる かという話ですけれども。

(組合川口局長)

できるところであれば OK です。



要するにこれ点数をどうするかという話ですね。

(組合川口局長)

だから、低入の調査価格を下回っている2社あったら、低い方が40点でその上は40点じゃないよということですよね。その辺の文言の整理の仕方をしないと、今言っている評価対象下限価格っていうのは。

(組合山下課長補佐)

それと低入札の調査価格とイコールでは無いです。

(組合川口局長)

では無いの。では、また別に設けるということ。

(組合吉村課長)

これはあくまでも点数配分をするための話なので。

(組合川口局長)

だから、いわゆる調査基準価格とは違うということ?

(組合吉村課長)

違いますね。

だから、調査基準価格は設けますということをおっしゃっていて、それ以下があったら調査しますという話。とここの数字、金額。

(組合川口局長)

では、別だということ。調整します。

(エックス (エックス)

私の方では、イコールという風に考えてますという説明を差し上げてましたが、そこの調整が。

何が言いたいかというと、こういう数があるとプラントメーカは必ず聞きに来ます、全社。調整されて、どういうものなのかを、ここに書いた方がいいと思います。

(組合南主査)

はい。

これ質問出てきますよ。

(組合吉村課長)

用語の定義。

用語の定義ですから。

(エックス

そうですけど。考え方でしょうけれども、質問は来ても回答しませんと回答を返したこともあります し、要するに、ここを示したらみんな同じ価格になります。

いやそうではなく、組合で設定するとか、価格とかそういう言い方あるじゃないですか。

(エックス

額を示すのではなく。

基準という話ではなく、それは独自で組合が設定する価格ですと言って決めると。

(エックス

ちょっとした説明を書いた方が良いと。

それは、中身はわからなくてもいいですから。

(エックス)

はい。分かりました。

組合で下限として決めますとかね。そういう書き方が良いんじゃないですか。どちらにしても絶対に質問が出てくるから。その時の返事でね。それだけのことです。

(エックス

一応、先ほどの 4ページのところで B で評価対象下限価格というのを示していて、その下の%のとこ

ろで価格の考え方で、Aより高い金額は失格、B以下の金額は満点ということの説明はしているんです けど。

それは上の表の説明の中身を言っているだけの話で、用語の説明にはなってない。それはさっき言っ ているように組合が独自で決める価格というのだったら、それはそう書いておいたら良い。中身は言え ませんとか。

(エックス

そういう文言があった方がいいと。

そう。

(エックス

はい、分かりました。

価格のところについては、この場でそんな話になると、ちょっとあれなんですけれども、上手くまと めて、8月の時には問題無くなるようにしていただいていいですかね。

(組合南主査)

はい。申し訳ないです。

ちなみにすべてこの金額的なことは、この40点60点がいるけれども、あとは全部秘密でやるんです よね。当然。

(組合南主査)

はい。

私達も聞きたくないので。

(組合南主査)

はい。

では、次が最後ですか。委員会提出資料の承認項目でありますが、これはもう凄い量がありますけれ ども、ザッとご説明いただけますでしょうか。

(組合南主査)

今、協議、審議していただいた入札説明書である、要求水準書である、落札者決定基準であるという。 のが8月16日には正式なものとして出させてもらってよろしいでしょうかという状態です。ちょっと 文言の修正とかは、まだありますけれど。大体としては、こういう形で公告を公表させていただきたい なと思っております。

(組合川口局長)

今日ご承認をいただければ、あと、専門ののこととなるというには確認に行ってまいりますので、

さっきの見学者の評価の点で削ってというものなんですが、これはさっきおっしゃっていたように必 ず見せるというところは要求水準書には載っているため、そうではないところについて、見せたら点数 が上がるという風にしたいと、そういうことでよろしいですよね。

(エックス)

はい。

そういう意味では、炉室とか、必ず見せるとかいうことじゃない部分で削ったということですね。 (組合南主査)

はい。

(_____)

はい、分かりました。

(組合南主査)

では、この形で。16日

はい。16日、お示しいただいて。

(組合南主査)

分かりました。ありがとうございます。

(_____)

議事としてご用意いただいたものはこれで全て終わったと思います。何かその他ありますか。

資料4は。

(組合南主査)

目を通して、どこかのタイミングで目を通していただければありがたい。我々でもまだ精査しているところもあるのですけれども。

ここで GO サイン出したら OK だと。

(組合南主査)

お気づきの点がございましたら、またメールいただけられたら、幸いです。

(組合吉村課長)

それでは長時間にわたりご審議ありがとうございました。最後に事務局の方から連絡事項がございます。

(組合山下課長補佐):

連絡事項といたしまして、第4回の委員会ですが、今年の12月の9日の週以降ぐらいで、皆様のご 予定が合う日程をご調整いただけるようでしたら、ありがたいです。あと、ここで、お話させていただ く場所に付きましても今決めさせていただきたい。

やっぱり、僕らはここがいい。

(組合山下課長補佐)

よろしいですか。

12月9日以降ぐらいで。

すみません。また、後日調整でいいですか。

(組合山下課長補佐)

よろしいですか。はい。

分かりました。はい。

(組合南主査)

これに関しては11月中くらいにメールさせてもらう形で構わないですか。

はい。

(組合南主査)

分かりました。

(組合川口局長)

今度ですね、最初の業者ヒアリングの場所なんですが、ここは無理だと思います。大阪で行うのであればどのあたりがいいか、もしご存じであればご教示いただきたいです。



あの、お金を払っていただけましたら、我社が。



あのピカピカの。



ピカピカの。はい。

(組合川口局長)

大丈夫なんですか。

(組合南主査)

梅田の



高いですよ。

(組合川口局長)

高いですか。

またご相談させてください。



御社の会議室より安い。



安いが、大したこと無い。



顔合わせないようにするのと。



顔合わせないようにすることまで、部屋数は無いですね。我社は安い。

(組合南主查)

最低2室でいける。3室。

(エックス)

業者数とあと、会場。

(組合南主査)

メイン会場と控え室が何個いるかというとこですね。

(エックス

そうですね。まずはどこを主会場にするかということですね。

(組合南主査)

のところは複数になっても

複数部屋はあっても時間とかは。

時間をずらしてします。それとも顔合わせないように。

ああそうですね。

(組合南主査)

それに関しては応募始まってから。

そうですね。

(組合南主査)

また、調整させてもらってもよろしいですか。

はい。

(組合川口局長)

予算の方は何とか出来ますけれど、まあいくらぐらいかちょっと教えていただいたら。

(組合南主査)

一応、補足なんですけども、3月の末から4月の10日までに委員の皆様のところに、提案書の説明をあがらせてもらおうと思ってます。その翌週の4月の13日から17日のところで。

月曜から金曜になるので、やるとなったら、我々の全員が揃うまでで。

(組合南主査)

今は一応公務員計画でやってます。土日とかもずれが出てくるかもしれないですけども、基本的には その辺でまたヒアリングの日を設定させてもらいたい。今、 のところの かどうか ということもあるんですけれども、決めさせていただきたいなと思っています。

(組合川口局長)

当然、委員の皆様の調整ができないとどうもできませんので、その辺は都合を合わさせていただいて。



それはもう難しい日程が。

まだ、夜の方がいいですね。

場所は、夜の方が高いんです。

(組合南主査)

そこですね。土日も含めた計画を。

(組合川口局長)

最悪は土日でも大丈夫だということでいかがでしょうか。

(組合南主査)

その翌週に開札ということで、また結果の報告の方をさせていただく形になりますので、よろしくお

願いいたします。以上です。

(組合吉村課長)

それではこれをもちまして、本日の事業者選定委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうご ざいました。

(一同)

ありがとうございました。

以上

令和元年7月1日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺 信久

副委員長 蓑田 哲生

第4回新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 議事録

(組合吉村課長)

それでは定刻を過ぎましたので、ただ今から第4回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備および運営事業選定委員会を開会します。それではみなさま、ご審議のほどをよろしくお願いします。はじめに事務局長である川口よりご挨拶させて頂きます。

(組合川口局長)

年末の大変忙しい中、第4回整備運営委員会にご出席いただきましてありがとうございます。今年も残すところ1週間足らずとなりました。この時期に委員会を開催させて頂きましたが宜しくお願い申し上げます。組合としましては、落札業者の手続きとして今年8月16日に入札の公告と説明会の公表等を行い、その後に現地視察を行って、2回の質問を受け付けしました。それと対面的対話を行った後に質問に対する回答を公表させていただいたところです。

その内容について経緯をこれからご説明させて頂いただく形で進めさせて頂きたいと思いますので宜しくお願いします。

(組合吉村課長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中4名で過半数を満たしていますので、 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備および運営事業者選定委員会設置要綱第6条第 2項により、本委員会は成立していることをご報告します。

それでは、これ以降の委員会の議事進行については にお願いしますが、その前に資料の確認をします。

(資料確認)

それでは、資料の過不足等ありませんか。ないようですのではようよろしくお願いします。

では、まず議事1は入札執行状況です。資料に沿ってご説明をお願いします。

(組合南主査)

見出し1に関してですが、入札執行状況を一覧表にしました。それに合わせて資料2から 10 までの資料をご説明します。

まず1ですけど、8月16日にエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設の2事業について入札公告を打たせて頂きました。その後、現地視察という形でエネルギー回収型廃棄物処理施設に関しては1事業者から応募がありましたので8月28日に実施させて頂きました。マテリアルリサイクル推進施設に関しては現地視察の申し込みがありませんでしたので、次の説明に移らせて頂きます。

※以降、エネルギー回収型廃棄物処理施設をエネ、マテリアルリサイクル推進施設をマテと表記する。 次の第1回入札説明書等に関する質問という形でエネに関して見出し2、マテに関して見出し3という形で、エネに関しては9月13日に計16間の回答をさせて頂きました。マテに関しては同9月13日に計12間の回答をさせて頂きました。

続いて入札参加資格審査結果になりますが、これに関しては資料4(両面刷り)になっています。 これに関してエネ、マテですが、結局1事業者ずつとなりました。審査を行った結果は、エネに関しても合格でグループ名を「ほしグループ」としました。マテに関しても合格として「ゆりグループ」として事業を進めている状態であります。 続けて第 2 回入札説明書等に関する質問書ですが、まずエネに関して資料 5 で回答していますが、10 月 29 日に計 161 間の回答をさせて頂いております。その時に質問がありまして様式 7-6-1、7-6-2、7-7、7-8 を修正させて頂いております。マテに関しては資料 6 で 10 月 29 日に計 109 間の回答させて頂いております。エネと同様に様式 7-6-1、7-6-2、7-7、7-8、7-10-1、7-10-2 を修正させて頂いて、要求のありました現況の敷地断面図を公表しました。

続いて対面的対話を実施して、これに関しては11月14日にエネ、マテともに対面的対話の方を私たち事務局とエックスさん同席の下で1事業者ずつさせて頂きました。

そして11月20日にエネに関して資料7と資料9の回答を個別にさせて頂きました。マテに関しては資料8で11月20日に個別に回答をさせて頂きました。そのときにエネの質問の中に白煙防止とかの話がございまして、それに伴って資料10の要求水準書の一部文面を削除する形で修正を公開させて頂きました。

説明は以上です。

何か質問、ご意見はありますか。

(EX

その前に修正内容について、2点補足させていただきます。資料2の入札説明書に関する質問回答の 11 で物価変動に基づく改定方法に関して修正を行っていますが、修正内容は記載の⑤⑥を削除する形で修正しています。

経緯としては組合が構成 10 市町村の市町村議会において承認された負担金を持って運営をしていく都合上、3月という時期に改定を行うと負担額の増加が起きた場合に対応できないので、この条文については削除させて頂きました。なお、実際の会計については入札説明書の 35 ページの中で記載しているように、2月の指標を以て翌年の運営委託費で反映させていくこととしています。

もう1点は、資料 10 で要求水準書の触媒反応塔に関する記載を削除していますが、本件については資料 5 の 9 ページの中で、第 2 回質問回答の No90 回答で排ガスの再加熱の目的が白煙防止になるので、その白煙防止条件を示して下さいということでした。対面的対話で確認し、資料 7 の 1 ページ目の 2 のところに、低温活性型触媒を採用する場合について対面的対話に参加したメーカーでは 180度での低い温度で設定をされていました。これでは煙突出口での排ガス温度を 200度にするためには再加熱が必要となってしまいます。要求水準書の中では低温触媒を用いて極力排ガスの再加熱を不要とすることとしていたので、矛盾が生じてしまいます。要求水準書ではもともと維持管理等を考慮して低温触媒とするとしていたが、どのタイプの触媒脱硝反応とするかはメーカー判断に任せても支障はないと判断し、今回、要求水準書からは削除することとしました。

最初に再加熱をしないように要求したのは、それについて何か経緯はありましたか。

白煙防止のためには 200 度くらいに上げておかないとこなせない。200 度まで上げるのなら 180 度の低温触媒の話が来てもそこに意味がなくなる。変動させるなら話は別で、夏場は低温触媒使って煙突の温度を低くしておいてやって、冬場の厳しいときは 200 度まで上げるということをやるのなら意味はあるが、こういう運転は大変なので、それだったら 200 度をキープした方が効率的であるということでよろしいでしょうか。

(事務局南主査)

はい。

NOx の値だけで要求水準書の値をクリアしてくれと最初から要求しています。

あと資料1の入札執行状況でエネの方とマテの方とでそれぞれ資格審査に合格したのが1者となっています。

その1者から請求があった場合は公開するのですが、実は2、3者手を挙げていたとか、手を挙げたのが1者だけとかは、どこかに記録は残るのですか。

(組合南主査)

最後の講評時を想定している。



もしも、複数者応募があって資格審査段階で落としましたということがあったなら、それはまた書かないといけないでじょう。

(組合南主査)

現状は1者応募の1者合格という形です。



1者参加でもいいのですか。

(組合川口局長)

参加できる業者は複数あったのですが、たまたま応募したのが1者というだけです。

(組合山下課長補佐)

1者の場合は無効とはどこにも記載はありません。



そうでしょうけど、そうしたらもう1者やりたい放題。



ここの入札参加資格者には情報は行ってないので、ここに居るメンバーでの情報なので、



だから、もし来る側にどこが行くかは言ってはいけないことになるけど、それがもしもみんなで話し合っての1者にしている可能性はあるのでは。



可能性はあるので、その業者がどこか我々は知ってはいけないし、仮に知り得てもその会社の人とは半年間は口を聞いてもいけないことになっている。



いや、我々じゃなくて。

(組合川口局長)

業者同士ということですか。



今回それがあったかどうか別にして、業者同士が話をして今回はうちが行くみたいなことになった ち、やり易いのでは。

(組合川口局長)

そのようなことが無いように手続きを進めているが、外の内容なので我々にはその辺は把握できないのでわからない。



事務局サイドからは、業者同士顔を合わせないようには対応されているので、それ以上のことはわ

からないです。正直な話、だいぶ前にそういった問題が起こってから、それ以降は問題は起こってないようです。

(組合南主査)

談合はないことを望みます。



先程の2番目のご説明の支払いの話ですが、確認したいのですけど3月31日に締めてその次の4月1日からの支払いに反映できないのは事務的にできないので、翌年から反映させるということですか。

(EX

もともとは4期に分けて支払って、その時の最後の期について物価が上がったりしたのをチェックして、もし変わっていれば払うとい文言で年度末の1月~3月分も変更するということになっていた。しかし、会計上の話で年度末の対応は無理なのでそこの文言を外して、その年については最初に決めたお金で払います。そして、次の年度については、前年の1~3月頃のチェックをして翌年の額を決めるという趣旨です。

最終の4期目の時に整理して4~7月で変えるということですか。

(組合山下課長補佐)

変えられたら変えたいですけど、それこそ各市町村議会の話が出てくるので、無理だとしたらそれも含めた上で2、3、4期目のどこかで全部決めさせて頂きたい。

(

予算が成立しています。

(組合山下課長補佐)

だから、補正を組んでもらわないといけない。

そうですか。

(組合吉村課長)

組合としては定例が2月と8月ですので、2月の段階で当初予算が成立するので、なかなかがおっしゃっているような形での1期目すぐの反映は難しい。だから2期目となればどこかの臨時議会を開いてするなり、8月を待てば三四半期分からの調整しかできないという、これは予算の絡みがございます。

調整する場合は年間を通じて支払いをかけるということになる。例えば、今回の議会で成立したら 1年間払った分をそこで足してもらってその後ろで払うという形ですね。

(組合山下課長補佐)

そのとおりです。

この話は、これを協議している時に変更するのではなく、もともと 10 市町村でやるのだからわかっていた話ではないのですか。やりながら気づいたのですか。

それは質問が出て協議した。確かにそうです。

最初が資格審査の質問に答えて、それから入札説明書の質問を受けて答えて、さらに対面的対話を 受けて、全部でコンタクトが全部で4回あるわけで一般的にこんなに質問はあるのですか。

(EX

対面的対話はしたりしなかったりします。質問も1回というケースもあります。

入札資格審査資格に関する質問も、何回にも渡ってやるものですか。

質問件数 161 は、やる気があればこれぐらいは出るのですが、1回話し合ってもまた疑義が出る場合がありまして、そういう時はもう1回やってくれと話が出てくるのです。

1回目の入札資格でやる質問書はやるかはあるのですが、4で書いてある質問は細かくて重要な話で見積りを作られるときに、もう1回ここをやってくれないかという話はあります。だからきちっとした質問は出てくるのは少ないです。

様式の修正とはどういうことですか。

(組合南主査)

様式 No7-6-1 とか数式を修正した。

(EX

こちらから出したエクセルの集計計算の数式が違っていたため修正した。

様式を準備した側に改善すべき点があったということですか。

(EX 新井)

そのとおりで、同様にマテも修正して送付し直した。

仮に複数者の手が挙がった場合は、様式を直した場合は全ての事業者に伝えるのですか。どの事業 者と協議して直したかは言ってはいけないのですか。

(組合南主査)

この第1回と第2回に関しては、ホームページ上で質問回答については公開しています。複数者でも全者に行き渡るようにという形です。

質問数は 161 ですか。

(組合南主査)

実際にはどちらとも5月7日の実施方針を出した時の質問とも重複している質問はございました。 新たな質問と足して161 間と109 間です。

低入札価格はあるのか。金額が低すぎたらアウトとなるのか。

(組合南主査)

その金額は公表してないものなので、万が一あり得るが、アウトというか、実際、その金額でできるかどうかの調査をさせて頂きます。その場合は別の調査委員会があり、そちらで調査した結果を委員長に報告する形になります。



上限もあるのか。

(組合南主査)

上限はあります。予定価格がありますので。



どちらも公開してないのか。

(組合南主査)

予定価格だけ公開している。



今回は予定価格を公開しているので-1円で入れてくるのだろう。

(組合南主查)

制度上、予定価格-1円なら問題はないです。

複数者が手を挙げた状態で-1円とか、低入ギリギリラインとなると万が一、談合の疑いはあると 思うが、我々としては情報が入らない限りはないものと判断するしかない。



僕たちもその時は任意の事情聴取があるかもしれない。

(組合南主査)

委員の方にもその金額は公表していない。われわれ事務局以外は知らない状態です。



対面的対話での対応で、月報を提示しているが何で付けるのか。

(組合南主香)

これに関して薬剤の量をだいたい把握したいということで実績値として天理市と大和高田市の情報を、まず天理市の情報を出して頂いて、加えて大和高田市の情報を聞いて、具体的な薬品名などが載っているものも提示しました。より安くて良いものが業者としてできたらいいと思います。



は言わないでしょうが、

あそこの NOx の値はいつも一桁くらいになっているのです。炉の出口で 80 とか 90 で、煙突で 1 桁である。僕はそこの監視委員会に入っていて月報を見せられる。そうなのかと承知するしかないのだが、一応計算上は NOx の脱硝効率が 95%くらいになる。市民の委員がたくさんいるのですごいですねとおべんちゃら言って帰って来るのですが、それを口外して既成事実となっている。この月報を見ていると NOx は 140 くらいですが、今度の NOx の要求水準書を見ると 20 くらいである。こんなことできるのですかとは言わないが、どうしたものかといつも市民のいる会議で思っている。 、そんなすごい数字出すことあるのですか。



風の便りで聞きますが 20 というのはギリギリの値です。通常の施設でもそのくらいの値の施設はあります。根元はこれくらいの値 (20) か、100 切るくらいの値かという話までです。



80~20 くらいならあるのですが。



触媒のところにアンモニアなどを入れる。それで反応させてそこまで落とすというのはギリギリあります。ただ、反応しないアンモニアとかの量は多いかもしれない。今回した が 30 くらいの設計値だったのですが、なかなかそこに行かなくて、かなり乱暴にやってアンモニアで白くなるほ

ど残ってしまいました。それ以降の工場はもう少し低い値。ただ 24 時間連続測定器なので特に問題はないと思います。設備的に言うと、全部トータルして一番厳しいような状況にもするだろうし。厳しいというのは、それ以上に低くできるかといえばできない。

(組合南主査)

そこまでは技術的にできるということですか。



できます。ただ薬品の量が多かったり、反応する投量よりもっと吹いていて低く行っているかも、 そういうことがあるかもしれません。

(組合南主査)

それに比例してお金がかかっている。



再加熱もバンバンしている。



触媒の設置している量と大きさもギリギリにしないで、かなり余裕を持たせて触媒を設置してやっていると、そうすると 10 年もしないうちにリサイクルしなくなり、今はリサイクルできないので全部取り替えることになり、これは億単位のお金がかかることになる。そういうために設備を増強するとか余裕の範囲を持たせて、できるだけギリギリまで使うために設備をたくさん持ってということで考えられなくもないです。

公表しているデータは、2年に1回は機器の校正しなければならない。



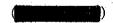
それでそのデータを見ながら、これは煙突のところでかなり白煙防止のために薄めているのではと思って、0₂濃度を見ても値が6台と書いてあるので炉出口とあまり変わらないので不思議だなと思った。市民が大勢いる中そうも言えないし。95%すごいですねと言ったときに表情がかわったように見えた。



薄めているというより、燃焼室と煙突に行く間にガスの再循環をして、炉のところで空気量を少なくしてやるという方法もある。それで排出時はNOx値が低く出る可能性はある。設計条件が決まっていたらですが、全体のフローをよく覚えていないですが。

(組合南主査)

当初の目標基準値自体が低いということか。



そうだと思います。

(組合南主査)

過剰的なそういった設備ということ。



排ガス再循環やって、すごく少ないガスにして、後段の触媒をたくさん積んで、反応する薬剤もかなり吹いて、ギリギリでやっているということでしょう。そういう意味ではあそこには相当お金がかかっていると思います。だから運転経費はそれなりにかかると思います。それがいいのかどうかの話はあるが、地元とも約束だったりするとしょうがない。



今のところ監視委員会でのお金の話とか薬剤の話は一応出ないことになっているので、だからわか

らないです。

お金の話は公共の問題で、監視されている方は設計値をキープしているかどうかである。 それは絶対に運営で出ないというやり方はむずかしい。

の NOx を炉の中であまり作らないような、温度の高いところを作らないような、そういう 2 回流というような炉の出口部分でも 40、50 とか高くても 60 くらいと、学会での話があって、それが 80、90 と出ていて、それが煙突の出口がいつもの通りそれが 4、5、6 になっているのです。レーザー計測と年に 2 回ある手分析もどちらも一桁である。

基本的に手分析の方は環境計量士の判子が必要ですのできちっとしている。

というを比較したときに、の方が根元のNOxが高いです。の方が低いです。の方が低いです。の方が自分のところ構造上発生量が少ないので、小さくてもいいじゃないかと言うことがあります。

5年くらいの前の話で資源循環学会での NOx のことで複数の会社が発表した時に、というですごい開きがあった。 は NOx が低く発表して、しかも温度が上がらない。 の方は高い温度の内容でした。

(休憩)

(EX

ごみ量は予定通りに入って来ているのか。

一定量だと思います。

(EX

脱硝反応塔が付いていて、乾式の無触媒なら排ガスに見合った量を入れるのでそういう運転はしないが、触媒反応塔を付けていて、災害廃棄物も考慮した規模の大きな施設に対応しているものなら普通の定量分のごみ量の時は触媒も余裕があって、さらにアンモニアも吹いているのが両方相まって低い数値が出ているのではと思います。普通の定格で造るとそういう余裕はないのでしょう。

(

もともとの要求水準書は、経緯的にきびしかったのではないでしょうか。

最初からオーバースペックで作られた。それを前例に言ってくる人が出てくると困るのです。

(組合川口局長)

我々も視察であそこに行ったので、あの数値がどうしても出てくるわけです。

あと、してす。

限界までしないといけないのか、むずかしいところです。

(雑談:最近の環境規制について)

(組合南主査)

2番目の議題で、今後のスケジュールです。資料 11 になりますが、本日 12 月 25 日の 15 時からは じめさせて頂いて、その次は、我々事務局の方で 1 月 31 日の 17 時まで事業者の方の提案書の受け付 けをさせて頂きます。その後、我々の方で審査をして修正等があれば、2 月 14 日に修正の方を通知さ せて頂きます。

その修正したもの2月28日までとなり、それを受け付けた状態で内容を再度確認させて頂き、3月6日に基礎審査の結果通知をさせて頂きます。その結果が良ければ事業者の提案書を各委員の方々に郵送しますので内容の確認をお願いいたします。

3月31日の予定としては14時から で提案書の説明を委員みなさまに させて頂く予定で、会場が決まり次第ご連絡いたします。続きまして、その内容を含めて事業者ヒア リングを4月11日または12日午後に で予定しておりますが、会場が決まり次第ご連絡いたします。

4月13日から15日の間に事務局の方で入札書の開札をさせて頂きます。低入札価格を下回っていた場合は、我々事務局の方の調査委員会で事業可能かどうかの判断調査をさせて頂きます。それで何もなければ4月20日の15時から天理市役所の方で総合評価の審査結果を委員みなさまにご報告させて頂く予定になっています。それをもちまして4月27日に落札者の公表をHP上にさせて頂きます。これでみなさまからお力添していただく入札行為に関しては一旦終わりになります。その間ご尽力

4月 20 日の総合評価審査結果をみんな集まって見られるように、公表の文書案もできているということでよいか。

(EX

案はできます。

4月11日の事業者ヒアリングは5時間程度とあるが、こんなに時間は必要なのですか。

(組合南主査)

2時間、2時間を予定しています。

の方をよろしくお願い申し上げます。

例えば、30分説明があって20~30分質疑応答が今までの経験ですが。

(EX

説明は30分くらいしてもらう。質疑の方が1時間から余裕を見て1時間半くらいで午前と午後に分けて行うと全部で拘束時間は5時間くらいです。午後からやるとすると13時から始めて1時間半やって、ダブらないように余裕を持った時間とって、終了時間17時というイメージになります。

(組合南土本)

顔を合わせても別々の事業なので問題はないと思うが、時間の差を開けるとこのような計画をしています。

会議室を借りる時間を13時から17時とした場合、自分がそのうちの13時から15時を使ったとわかったら1者だということがわかってしまうので、9時から17時までと書いておいた方が良いのではないか。

(組合南主査)

お金の問題と相談させて頂きます。



前にそういう経験があって、2者手を挙げていたのに最後の分厚い提案書を作るのにお金がかかると下りてしまったことがあった。相手が下りたということをもう1者に知られてはいけないのに知られて、枠一杯の札を入れることとなった。こっちもあとで調べがあった場合にどうするのかと。その時どうしてわかったのかと業者に問いただしたら、スパイを午前中市役所に待機させ、午前中誰も来なかったのでうちだけとわかったということでした。

(EX

今回は第2回の質問回答を見るとダミー質問を入れていないので、100 間近くの質問が全部自分の質問なので1者だということはわかってしまう状況です。

(組合南主査)

第1回目はダミー質問を入れたのですが、2回目は倍くらいの質問を作らないといけないので無理 という判断になった。

今は控室にもう一グループ名を入れるなど策は練っていますが、 のおっしゃる通り午後しか押さえてなかったら明らかになるので、悩んでいる。

(組合南主査)

1月31日に入札書は持ってきた時に入札額は決まっていて、修正があった場合には2月28日にもう一度持ってきてもらう。

(組合吉村課長)

ヒアリング時点には が懸念されていたところは、入札額には影響しない状況になると思います。



これで今日の議題は終了です。お忙しい中お集り頂きまして、ありがとうございました。

(組合吉村課長)

長時間に渡りご審議頂きありがとうございました。これをもちまして本日の事業者選定委員会を閉会いたします。

(一同)

ありがとうございました。

以上

令和元年12月25日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺 信久

副委員長 蓑田 哲生

第5回委員会議事録

(組合山村次長)

それでは定刻を過ぎましたので、ただ今から山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備 及び運営事業者選定委員会を開会します。本日、進行役を務めさせていただきます、山辺・県北西部 広域環境衛生組合施設建設課の山村でございます。吉村の後任で本事業を担当いたします。よろしく お願いいたします。まず初めに、本組合事務局長である川口よりご挨拶させていただきます。

(組合川口局長)

本日は第5回選定委員会を開催させていただき、都市部では新型コロナウイルスの影響で行動しに くい状況であるにも関わらず、委員の皆様には出席を賜りましてありがとうございます。

まず初めに、報告事項といたしましてお手元に資料を配付しています。これは、奈良県が 3 月 27 日に公表しました浸水想定区域になります。5 頁にマテリアルリサイクル推進施設の建設予定地に接する一級河川高瀬川による浸食ラインを示しており、最大で 43m 程度の浸食が想定されることが公表されました。

現在、入札行為を進めていますが、千年に一度の発生頻度とはいえ、公表された以上、いつ発生するかも分からない状況下で、このまま 60 億円規模の施設を整備し、被害を受けることになると問題となるため、3月4日に 10 市町村の首長会議を行い、3点の提案を行いました。

一点目は、浸食ラインに掛からないように施設配置を計画する。二点目は、浸食を防ぐ工法を検討した上で配置を見直す。三点目は、現在の計画のまま進めて、千年に一度の事象が発生した際に対応する。

この3案を提示したところ、現在のまま進めることは出来ないとなりました。また、一点目と二点目のいずれを採用するにしても検討が必要になることから、現在の入札を中止し、計画を見直すことが決定されました。ということで、エネルギー回収型廃棄物処理施設の事業は現在のまま進めますが、マテリアルリサイクル推進施設については一旦入札を中止することとなりました。

これから新たに要求水準書を見直し、入札行為を初めから再開することから、工期は大きくずれていくことになります。今後、改めて協議をさせていただきますが、選定委員の皆様には引き続き、選定委員をお引き受けいただきたいというのが事務局のお願いでございます。

この後、事業者選定の結果並びに事業者ヒアリングについて説明いたします。何卒よろしくお願い申し上げます。

マテリアルリサイクル推進施設の今後の見通しを話すことは出来ますか。

(組合川口局長)

浸食ラインに掛からない配置が出来るかを検討した結果、なんとか収まりそうであるため、その方 向で進めたいと考えています。

なるべく機能は維持し、規模を小さくするということか。

(組合川口局長)

駐車場など建屋以外を浸食エリアに配置し、建物は浸食エリア外に配置する計画になります。



それであれば、入札後の協議で変更にすることはできないのか。

(組合川口局長)

入札条件が変わることになり、現在は参加していない事業者も、その条件であれば参加したのに、 となることも想定され、いったん中止する判断となりました。

エネルギー回収型廃棄物処理施設への影響はないのか。

(組合川口局長)

別事業で発注しているので、問題ないと考えています。

啓発施設は連動しているのではないか。

(組合川口局長)

その点は影響がゼロではないが、入札行為を中止するまでの条件ではないのでエネルギー回収型廃棄物処理施設については、このまま継続するという結論になりました。



整備時期が遅れることになるが、リミットはあるのか。

(組合川口局長)

各首長も整備時期が遅れることは理解して、やむを得ないとの判断でした。



新たな入札は、いつ頃開始となる予定か。

(EX

今後、実施方針の公表から行うことになるため、現時点では一年程度以上の期間を要することを想 定しており、現在、各種検討を進めています。



実施方針の公表から行うのは分かるが、配置の変更で収まるのであればもう少し期間は短縮できる のではないか。

(EX

ご指摘のとおり、検討を進める中で短縮を図ることは考えています。



それでは本日の本題に戻ります。

(組合山村次長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中全員の出席をいただいており、過半数を満たしていますので、山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱第6条第2項により、本委員会は成立していることをご報告します。

それでは、これ以降の委員会の議事進行については**は**にお願いしますが、その前に資料の確認をします。

(資料確認)

資料の過不足とかありませんか。ないようですのでしょうよろしくお願いします。



資料に沿ってご説明をお願いします。

(EX

資料1をご覧下さい。評価結果の欄に、今回事業者から提案いただいた内容を箇条書きで示しています。このうち、黄色いシェードが掛かっている箇所は、以前の委員会でご指示いただいた、事務局で機械的に評価できる事項となるため、事務局が採点した結果を掲載しています。基本的に、この箇

所については、委員の皆様による採点は不要ですが、事務局の採点に不明な点があればご連絡いただ きたいと思います。

続いて、審査項目で「排ガス規制値の遵守(水銀を除く)」がありますが、その評価結果の欄に事業者から出された8つの提案を記載しています。これに対して、資料3を併せてご覧いただきたいと思います。資料3は事務局で行った採点例となっています。先ほどの8つの項目に対して点数を付けています。ここでの評価方法は、優れた提案に対して、1提案当たり0.5点の配点となるため、優れていると評価したものには0.5点を付けています。

次の「水銀規制値の遵守やその他の重金属、有害物質に対する対策」では5つの提案がされていますが、提案1と2を併せて0.5点と評価しています。これについては個々の提案ではなく、2つを併せることで「評価できる提案」になると判断し、点数を付けています。

次に、例えば、資料3の5頁に審査項目「安定燃焼」がありますが、提案1の1の①から提案1の3の③まで7つの欄があります。提案1の2の①のところ、上から3つ目ですが、ここに0.5点が入っています。この判定欄をご覧になっていただきたいのですが、ここは、「提案1の2の②と提案1の3の②を併せて、総体的に優れた提案である」としています。

このように、各委員の裁量で複数の提案をまとめて採点いただいても結構ですし、個々の提案を評価していただいても結構です。

事務局案では、判定欄に事務局としてこのような理由で判定したことを示しています。個々の提案で点数を付けたものについては不要ですが、複数の提案をまとめて評価した場合などは、この欄に、どの提案を評価しているかがわかるメモを残していただければと思います。

なお、採点根拠の欄に記載している提案は、要旨を示しているものであるため、実際の評価の際は 事業者の提案書そのものを参照いただき、採点していただきたいと思います。

続いて、資料2をご覧下さい。これが各委員に個別に付けていただく集計表になります。こちらに 先ほどの評価に沿った点数を入力いただくと自動的に集計されるようになっています。

今後、委員の皆様に行っていただくのは、資料1と資料2を埋めて事務局に提出いただくことになります。

資料4は事務局の採点結果を資料2に落とし込んだものになります。

景観については、これまでの委員会でも説明しているとおり、各委員の主観で評価いただくことになるので、点数が入っていません。

ここで、「排ガス規制値の遵守(水銀を除く)」に対する評価は0.5 点/1 提案に対して、6 提案を評価したので3.0 点が入力されていますが、この項目に対する配点が2.0 点であるため、集計上は自動的に2.0 点が計算されるようになっています。

続いて、資料番号のない「評価に関する確認事項」について、委員会で確認をお願いします。併せて資料5をご覧下さい。資料5は各委員の集計結果をまとめるものとなります。

確認事項の1つ目は、5名の委員の集計は単純平均集計で良いかということになります。

2つ目は、補正点数ベースでの評価で良いかということ。例えば、配点 2.0 点に対して A 委員の評価が 3.0 点であった場合、 5名の集計の際に 3.0 点を用いるか補正後の 2.0 点を用いるかということです。事務局としては、補正点数で集計することを考えていますが、その点の確認となります。

3つ目は、各委員に全ての項目を採点いただくことでよろしいかという確認になります。各委員の 得意分野だけ評価してもらう考え方もありますが、事務局としては各委員に全ての項目の評価をお願 いしたいと考えています。

説明は以上です。

委員が求められているのは資料2の点数を入れること。そのために資料1を用いて評価を行うこと になります。専門でない事項もあるかと思いますが、その点は事務局の採点案を参考にしていただい て構いません。

今後の予定としては資料6にあるように、4月11日から15日の間に採点を行い、事務局に送ることになります。専門外の箇所について、委員間で確認できる場として、4月11日のヒアリング後に設けたいと考えています。

何かご質問はありますか。

価格点と非価格点の合計で、何点以上であれば合格になるのか。

(EX

本来、複数社の比較で最も高い点数の事業者が合格となりますが、今回は参加者が1社であり、既に基礎審査で、要求水準書の未達や提出書類の不備などがないことを確認しており、現実的には点数に関わらず合格になります。

ただし、価格点で予算をオーバーした場合、また、低入札価格調査の結果、事業実施が不可能と評価された場合は失格となります。

優れた提案を評価することになると思うが、その判断基準が難しい。私は優れている提案が多いと感じるが、詳しい人からするとそうではないというものもある。何か比較できるものは示してもらえないか。

(EX

複数社あれば比較し易いが、今回は1社であるためそれが出来ません。判断基準としては各委員の 知見に基づいて、行っていただくことになります。優秀な提案とは具体性があり、実現可能で、数値 的根拠が示されているものというのが判断基準となります。

(組合川口局長)

既に基礎審査は合格となっています。1社であるため、比較はできません。

全てを読んで、全てを同じように理解することは難しい。今までの経験に基づいて評価いただきたい。

例えば、提案1 2、②で**は、**には、これは バグフィルターの話で、昔は扱いやすいのでテフロンだけだったがガラスファイバーの方が遙かに捕 集効率が高い。これは評価したいと考えています。

(組合川口局長)

専門部分は各委員に評価いただき、それ以外は事務局案を参考にしていただければと考えています。

確認事項については、事務局案でよいと考えている。

次にお願いがある。

資料3で事務局の採点案において"一"と評価している箇所があるが、その理由の分類がいくつかあるので、これを色分けしてもらいたい。例えば、数値の根拠が示されていないということであれば、それはすぐに分かる。評価する際に、事務局案の"一"を一律に確認・評価する必要があるかの判断材料にしたい。事務局案をカテゴリー分けしてもらうと各委員も判断しやすい。

(EX

事務局案としての色分けは可能ですが、各委員で評価の視点が異なるので、カテゴリー分けが難しいと感じています。

それを踏まえて判断は各委員が行うので、事務局判断のカテゴリーを示してもらいたい。事務局案 のとおりに評価するかは別の話です。

要求水準書で示されていることはやって当たり前なのに、それを書いている場合もある。そういう事項は、委員は評価しなくてもいいことになる。そういう事がすぐに判断できるようにしてもらいたい。

(EX

資料3に要求水準書の内容、重複する提案などが分かるように色付けを行うようにします。

重複する提案、どこでもやっている事、関係ない提案、要求水準書のとおりの事項の4つの区分で お願いする。

実際の評価の際は、どうしても事務局案を参考にすることになる。その根拠に納得すればそのままの評価になるし、納得できなければ再評価することになる。

(EX

4月11日に事業者ヒアリングがあるので、それまでに各委員には一旦点数を付けていただきたい。 その過程で事業者に確認したい事項をヒアリングで確認していただきたい。当日の説明を聞いて事前 採点を見直す場合もあります。

色分けした資料3は早急にお送りするようにします。

評価に関する確認事項については事務局案で進めたいと考えていますが、いかがでしょうか。 (一同)

意義なし。

(組合松田係長)

続きまして資料6の今後のスケジュールを説明いたします。先ほどから日程の話は出ていたので委員の皆様に参集いただく日程に関して説明します。

まず、4月 11 日の事業者ヒアリングになります。場所については、資料上は となっていますが、昨今の新型コロナウイルスの関係から広さや換気環境を踏まえ、 のご厚意で に変更させていただきたいと考えています。

新型コロナウイルスの状況がより悪化していくことも想定されます。 は機密性が高いので、 ので、 のない部屋で窓を開けて行う方が、リスクが低いと考えています。

が使えなくなる可能性はないか。

我々の**は**ないかの人を入れない対応を取っている。現在、大丈夫でも今後同じ対応を取る可能性はあるのではないか。

(組合川口局長)

先生方には不便になりますが、役所でも場所は確保しています。



このような状況なので、それでは天理市役所で行うことでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

(組合松田係長)

それでは、会場を天理市役所敷地内の文化センターに変更いたします。

続いて、4月20日の15時から事業者選定委員会と組合管理者への報告があり、天理市役所4階で 開催いたします。

(組合川口局長)

最後に、マテリアルリサイクル推進施設の事業は延びることになりますが、事業者選定委員を引き 続きお受けいただけるという理解でよろしいでしょうか。



皆様よろしいでしょうか。

(一同)

同意

(組合川口局長)

引き続きよろしくお願いいたします。日程については改めてご説明いたします



これで今日の議題は終了です。

(組合山村次長)

長時間にわたりご審議頂きありがとうございました。これをもちまして本日の事業者選定委員会を閉会いたします。

次回は4月 11 日土曜日の 13 時より天理市役所敷地内の天理市文化センターにおいて事業者ヒアリングとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上

令和2年3月31日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺 信久

副委員長 蓑田 哲生

(欅田課長)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第7回 山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ 処理施設整備及び運営事業者選定委員会」を開会いたします。

本日、進行役を務めさせて頂きます、山辺・県北西部広域環境衛生組合施設建設課の欅田でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本組合 事務局長川口よりご挨拶させていただきます。

(川口事務局長)

みなさんおはようございます。本日はご多忙の中、またコロナ禍の中でご出席をいただきましてたいへんありがとうございます。天理市におきましても天理大学の学部寮の中でクラスターが発生いたしまして、対応に追われているところでございます。また台風の方も心配されましたが、なんとか近畿に影響もなく、今日の委員会を迎えられ本当にありがとうございます。

すでに情報を提供させていただいてありますように、エネ、マテ両方とも再入札をすることとなりました。結果に至った経緯は違いますが、それぞれの工程表の遅れている関係でこの委員会の数も増える可能性がございます。委員のみなさまにはご理解の上、ご協力をお願い申し上げましましてはじめの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(欅田課長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中4名で過半数を満たしておりますので、「山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 設置要綱」第6条第2項により本委員会は成立しております事をご報告させていただきます。

それでは、これ以降の委員会の議事進行につきましては、 にお願いしますが、その前に本日の 資料の確認をします。

次第に資料名が記載されておりますが、本日は資料1から資料2-4をご用意しております。資料の 右肩に資料番号が振られておりますのでご確認願います。資料の過不足等はございませんでしょうか。 それでは、お願いします。

本日は、再入札になりましたのでスケジュールが変わるということのご説明及び処理施設の実施方針、 エネルギーの方ですが、公表に向けて本日委員の先生方に了承をとっていただきたい。では資料-1か らになります。まずスケジュールからですが、事務局から説明を願います。

(エックス)

資料-1をご覧ください。先程局長の方からご説明があったようにマテリアルに関しては、スケジュールが確定していない面がございますが、概ねここにあるエネルギー回収型廃棄物処理施設と同様のスケジュールで進めたいと考えております。資料自体は施設の整備スケジュールでございまして、令和3年度9月までに契約を行って10月から令和7年4月までを施設の工事期間と考えております。

今年度に関する発注関係のスケジュールですが、これについては資料2-1の2ページをご覧ください。表が2つありますが下の表の修正後のところをご覧になっていただきたいのですが、これはエネルギー回収施設の実施スケジュール、選定スケジュールとなっています。実施方針等の公表は今月の8日を予定しています。次に④ですが、入札公告を10月30日に予定をしており、⑩事業者からの提案書を令和3年度4月くらいに受け付けをして審査を実施し、落札者の決定及び公表を令和3年の4月中旬頃に行い、その後事業契約の手続きを進め、先程申し上げた本契約、9月いっぱいといったスケジュール

を予定しています。

3ページをご覧ください。これに伴う本委員会の開催スケジュールですが、3ページはエネルギー回収施設のスケジュールとなっておりまして、次回入札公告を行う前に令和2年 10 月の7日または8日くらいに入札公告の資料に関するご了承をいただきたい。それから令和3年の5月中旬に提案書に対する事務評価案を説明させていただきます。令和3年の6月下旬に事業者ヒアリングを行うといった委員会を予定しております。

4ページを見ていただくと、マテリアルリサイクル推進施設についてですが 10 月の7日、8日くらいに実施方針、要求水準書の報告をしたい。報告とは、今のスケジュールですとマテリアルに関しては9月の中旬くらいに実施方針を出し、12 月中旬に入札公告資料の報告を予定している。マテリアルの委員会はできればとエネルギー回収施設の委員会と同時に行いたいと考えていますが、まだマテリアルのスケジュールが確定してないので、決まり次第ご相談させていただきます。できればエネルギー回収施設と同時期にマテリアルの方も委員会を行いたいと考えております。スケジュールに関しては以上です。

ありがとうございます。ざっと見た感じ資料2-1の2ページに修正前と修正後がありまして修正前が実施方針の公表が5月で、修正後が1年経って9月ですので1年4ヶ月遅れることになるのですが、 ⑥の本契約で令和2年7月が令和3年9月ということなので、1年2ヶ月遅れるということで、ひとつピッチを上げて進めるということでよろしいですか。そういうスケジュール感で、さらにエネルギー回収施設とマテリアル施設との進め方をなるべく歩調を合せて進めたいということで、その方が私たちも助かるのでよろしくお願いします。

委員の先生方から何かご注意をいただくことはありませんか。

マテリアル施設の配置を考えているとして、前回終わっていた。河川浸食ラインから外して配置が可能なのか。

(組合)

現在、都市計画変更の最中ですが、河川の家屋倒壊等氾濫想定区域のラインに掛からずに、建物は収まりそうな目処が立っております。

それで都市計画変更に関しては8月30日に予定されておりましたが、意見書は出なかったので公聴会の方は中止ということで、都市計画の変更につきましては令和2年度内に、順調に行けば出される状況にあります。

資料1の整備スケジュールは、3番以降はそれぞれエネルギー回収施設とマテリアル施設が2段表示されていて、両方とも同時期に進めていくとの理解でよいか。

(エックス)

3番以降、青色の矢印がエネルギー回収施設で、緑がマテリアル施設を想定しております。

先程も申し上げたように、マテリアルの選定手続きがエネルギーに対して少し遅れておりますので、できればこのスケジュールで行きたいですが、このように行くかどうかはマテリアルの選定スケジュールが確定次第で、またご連絡させていただきたいと思います。概ねこのスケジュールで行きたいと思っております。



わかりました。

(川口事務局長)

(資料 2-1) 2ページの表にありますようにエネルギー回収施設の入札公告の公表が 10 月 30 日になっておりましたけれど、マテリアルの方は来年1月の公表を予定しています。両委員会をあせて開催させていただきたいと思っていますけど、その辺がズレてくる関係で、別々に委員会を開催させてもらう可能性も出てくると思うのでその辺はよろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、資料2-2実施方針案について説明をお願いします。

(エックス)

それでは、資料 2-1 と合わせまして資料 2-2、2-3、2-4 を適宜ご覧ください。資料 2-1 の方に各資料の訂正箇所とページ番号、修正箇所を示しております。

実施方針の修正事項につきましては、事業開始時期がズレることに合せて事業期間の日程を修正しています。

6ページの事業スケジュールにつきましては、資料 2-1 にも示してありますが、再入札に合せて日程を修正しております。

8ページも先程説明したように選定スケジュールを修正しております。

10、11ページでは応募者等の参加資格要件につきまして、年度が変わることによって参加資格者の登録年度などを修正しております。

1点修正になりますけど、資料 2-1 の 5 項目の P26 リスク分担につきましては、当初修正を想定していましたが、改めて確認したところ修正無しで進めることとなりましたので、5 項目につきましては資料 2-1 上からは削除でお願いします。

最後 27 ページの修正につきましては、実施方針の最終方針の最終ページになります。リスク分担表で瑕疵リスクというものがありましたが、法改正で「瑕疵」でなく「契約不適合」という文言に修正を行っています。

実施方針の修正については以上になります。

ただいま資料2-1、2-2の説明をいただきました。

(エックス)

実施方針の修正は日程の変更の部分のみになっております。なお、資料2-2は実施方針の全文で、 そこに見え消しで前回との違いを示させていただいております。変更箇所は日程の変更に伴うものだけ で、中身の変更は無いと考えてください。

資料2-1の1ページ目で空欄になっている箇所がある。1は事業期間、2、3事業スケジュール、 選定スケジュールはいいですが、その後の4、5、6で4が参加資格要件、5がリスク分担、6が法改 正によるですが、関連修正箇所が空欄になっていますが何も修正しなかったということでいいというこ とですね。

(エックス)

もともとの見方としては4ページがメインの修正で、同様の関連した修正がある場合は、同じ意味で 修正していますという意図です。他のところは該当場所の左側のみで修正が済んでいるという意味です。

参加資格の変わったところというのは。

(エックス)

参加資格も何年から何年までの実績という年度がズレるだけです。

何年から何年までの名簿にあることとか何年から何年に実績があることとかという書き方を変えただけであって、それ以外は変更が無いということですね。

リスク分担というところでは、マテリアルの書いてあったところが別々に動くことになったので、書くことにしたということでいいのですか。

(エックス)

当初そういうことを考えて削除していたのですが、エネ側の排ガス基準の数値をマテ側に表示する設備等もありまして、全く関わりがない事業ではないため、リスクとして残るとしました。

資料2-1上では、修正があるように記載してあったが、修正を行ってないと理解ください。

だから資料 2-1 の 1 ページ目の上の実績、1 、2 、3 、4 、5 、6 とあるけれど 5 のこれ自体表からなくなるということですね(表から削除)。

6つ目の法改正で瑕疵から契約不適合というのは言葉が変わったのですね。

. (223-33)

(実施方針) 3ページのところに見え消しで「令和6年度に焼却炉の耐用年数が超えることから」とあるのですが、資料2−1には、ないことになっています。これは何で消したかわかりますが、消すのだったら消すことにしないと、ないことにするのはおかしいのではないか。

大したことではないのですが、しかし、今回のやり直しがなかったのではなく、経過があった上でのやり直しなので、なかったことにしない方がいいと思う。

(組合)

当初、令和6年2月から稼動する予定だったので耐用年数が6年度からという表記が良かったのですが、今度稼動が7年5月からになりましたので、6年度に終わってしまうのでは、若干まずいと思って今回消したという経緯はあり、 のご指摘の通り、修正箇所のところで一番上に3ページ目で削除したことは記入をさせていただきます。

よろしいですか。

前に聞いたのだけどエネルギー回収率は、基準が変わっているけどなど変更せずにいけるのか。

(組合)

事業年度が変わったのでご指摘のとおり基準は変わりますが、地域計画を既に提出し、発注支援業務で交付金をいただいておりますので、その際の計画に示した数値が適用されます。

平成 30 年度までの基準で 19.0%、今日 のご指摘のとおりで今新しく出すと 20.5%となりますが、最初に出した地域計画のものを適用しますので (19.0%) の効率であります。

前の地域計画が承認されていることが前提なのでそれでいいとの理解か。

(組合)

ご理解のとおりです。

(Car Be to the first to)

建設してから補助金もらえなかったりしては困るだろう。

(組合)

かなり大きいです。90億円くらいもらえる予定です。

役人のスタンスとしては正しいのでしょうけど、書類の流れということでは。世間が見たらどうなんだろうと思います。国土交通省でいう事業決定通知ということで地域計画が出してあるときに認定を受けているのでその年度の基準でいいのですと、 としてはわかりますが。

(川口事務局長)

仰ることは分かりますが、地域計画に基づいたものなので、見直しは5年に1回ごとでしたか、そこに至る場合はその数字も変えないといけない。これも県と調整していただいたところなので、現在の内容でも補助金はもらえます。

W-1-4-2-1-1-

次に行きます。

仕様2-1、2-2が終わりましたので、実施方針案はこれでよろしいでしょうか。それでは案は削除して実施方針として公表していただきたいと思います。お願いします。

(一同)

意義なし

次の議事に移ります。「(3)要求水準書案について」説明をお願いします。

(エックス)

資料2-3要求水準書建設業務編を説明いたします。修正箇所は資料2-1の中段の表にあります。 1箇所目は資料2-3要求水準書本編の4ページになります。用水に関して修正を行っております。 昨年度公告時には井水の利用を要求事項に挙げておりましたが、今回は井水利用を事業者提案に委ねる という形での修正を行っています。用水に関する関連修正は、14、94、132、207ページとなっておりま すので、同様に事業者提案となるように修正を行っています。

続きまして6ページをお願いします。こちらは工期ですので、これまで説明してきたスケジュールになるように工期の修正を行っております。

続きまして8ページになります。ここでは総合仮設工事の内容の修正を行っております。昨年度から 組合が仮設用地を確保することまでは変わらないが、今回はその賃料を事業者負担とすることとして修 正を行っております。

同じく8ページ、用地造成設計・工事計画になります。ここではエネルギー回収施設側で発生した残土をマテリアル事業用地で使用することを当初予定していましたが、今回マテリアル側用地で浸食エリアが出てくることでその残土を全て利用することがむずかしくなることが想定されますので、マテリアル推進施設側で利用することを取りやめ、エネ側の事業者で残土を処分することを要求事項として修正を行っています。関連する修正として49、185ページで同様に修正を行っています。

次に34ページになります。瑕疵担保に関する事項が34~35ページにかけてありますけど、先程説明 したとおり法改正により、「瑕疵」という文言から「契約不適合」という形で修正しております。

続きまして 174 ページになります。温浴施設に関する記述ですが、当初「男女各十名程度が利用できる浴室」となっていましたが、明確に「十名程度が利用できる浴槽」という形で文言を修正しております。 また、新たな要求事項として、洗い場の一部にシャワー室を設けることを追加しています。

続きまして188ページになります。③見学者ルートに関する事項ですが、当初マテリアル推進施設の

啓発施設の担当企業の監修を受ける内容となっておりましたが、今回マテリアル推進施設とエネルギー 回収施設と事業の時期がズレるということで設計期間がズレる関係がありますので、「監修」から「アド バイス」へと修正を行っています。

その他内容に影響しない誤記等の修正は行っていますが主な修正内容は以上になります。

(With the property of the pro

修正箇所についてご説明いただきました。最初の箇所ですが、仮設工事のための仮設用地の賃料が事業者負担となっていますが、何が変わってこうなったのですか。

(川口事務局長)

元々、仮設用地の賃料は天理市が払う形でした。それを事業者が支払う形に変更させていただきました。

これはなぜそのように変更したのですか。

(川口事務局長)

天理市が借りている施設用地以外にも、業者として用地を借りないといけない場合があると考えました。その場合を含めて賃料の支払いは業者にした方が分かりやすいと思い、変更させていただきました。

変わったならば合理的な説明がいるのではないでしょうか。

今回の施設は天理市のものではなく、組合のものです。最初は天理市だけがサービスを提供する仕組みだったため、なぜ天理市だけが負担しなければならないのか、不合理だということで賃料を請求する形にしていました。賃料というのは天理市だけが支払うのではなく、周辺自治体も負担するという説明はできませんか。

(川口事務局長)

当初から天理市ではなく組合が負担することを想定していました。

場所を組合側で確保し、賃料も組合負担としていましたが、現在の仮設用地だけでは足りなかった場合、追加で借りることになり、その分は事業者負担となります。そうであれば、仮設用地の賃料は事業者が払う方が分かりやすいと思い変更しました。

借りる土地の広さや場所にフレキシビリティを持たせたということですね。それでは、仮設用地の賃料については、資料上「参考賃料年間〇〇円」となっていますが、この形で公表するということですか。 (エックス)

見積もり段階では、年間 150 万円で事業者に提示しております。次に実施方針公表段階、入札説明書公表段階があり、最終的には何らかの形で必要な金額を提示したいと思います。

方法としては、要求水準書に金額を載せる場合、要求水準書説明資料として金額を記載した資料を作成する場合、どちらかの方法をとろうと考えております。実施方針公表時の要求水準書(案)の段階では金額を記載しない予定でおります。

値を示さないならば、「参考賃料年間〇〇円」という記載はない方が良いのではないでしょうか。 説明資料として、別紙に金額を記載したものを渡すという形でも良いと思います。

金額を示すことで不都合があるのか。「〇〇円」では事業者から質問が出るはずで、そこで回答するのであれば、最初から参考として標記すればよいのではないか。

事業者が提案する事項は空欄でもよいが、発注者が指定するものは示す必要がある。方法としては、要求水準書に参考で数値を記載するか、要求水準書からはこの一文を削除し、別添の説明書で記載するか。

(エックス)

参考として、150万円という金額も記載するようにいたします。

「借地料は路線価に基づき算定するが、路線価の改定があるため、毎年度本組合が指定する額を支払うこと」という記載がありますが、もう少し簡略的に記載できませんか。

(エックス)

修正します。

その他にお気づきの点はございませんでしょうか。

学習・見学機能計画のところで、「監修」を「アドバイス」に変更するということで発言力が弱くなる印象を受けました。変更の理由を教えていただけますでしょうか。

(エックス)

1つにはマテとエネのスケジュールが合わない場合には、監修の作業に入れない可能性があるということです。また、昨年、実際に事業者から提出された資料を踏まえると、マテよりもエネの提案書の方が良い内容でした。そこで、監修まで受けなくても大丈夫ではないかと判断し、表現を緩めてアドバイスという表記にしました。



修正箇所には入っていないが、192ページの見学・学習機能計画に1クラス45人程度という記載があります。このコロナ時代に受入れ人数は重要なファクターになってきています。この地域の1クラスの上限は45人なのでしょうか。現状は4年生の人数が45人いないと思います。調べられたのでしょうか。

最低1クラス40人という基準があります。その基準に引率者なども含め少し余裕をもって、45人という書き方をしています。実際、1クラス40人学級はそうそうないと思いますが、最大を想定して記載しています。

(エックス)

施設整備をする立場から言うと運用では 40 人しか来なくても、45 人来ても大丈夫なスペースを用意 しておいてほしいと思います。実際の運用では、コロナ等の理由で 20 人以下、40 人以下と受け入れ人 数に制限する対応をしてもらえれば良いと思います。施設としては 45 人受け入れの可能性もあるとい うことで、このままの記載で良いのではないかと考えております。

ありがとうございます。 の自治体では現在のクラス数を調べた上で、これ以上は増えないと判断してバスの駐車場数を設計していたため、本計画はどのなっているのかと思い質問しました。それと同時に現在はコロナの時代ですが、換気をどうするか等を盛り込むことはできないのでしょうか。

(エックス)

建設費と維持管理費を記載する様式を作成するのですが、その中にはコロナ対策費という項目があり、 建設と運営段階でのコロナ対策を明記しております。また、メーカーに見積を行った段階で、コロナ対 策費でどのような対策を考えているかというヒアリングを行っています。今回の実施方針には間に合い ませんが、要求水準書の段階ではコロナ対策費をこちらから明示するか、評価項目内にコロナ対策を追加するという形で、コロナ対策については考えております。

ありがとうございます。

今更ですが ITV とは何でしょうか。

(エックス)

監視カメラのことです。

そういう意味だと思いますが、ITV の説明がどこかに記載されていたら ITV という表記でも良いと思いますが、直近のページには見つけることができませんでした。

(エックス)

ITVは157頁でITVを必要な箇所に設置することと明記しております。

恐らく、設備の監視等に使用するのだろうと想像はつきました。

(組合)

英語ではインダストリアルテレビジョン(工業用テレビ)という意味です。

この業界で当たり前の言葉であれば、問題ないと思います。

その他にどなたか何かございませんでしょうか。

今、資料2-3について、監修からアドバイスというところまで話をしていただきました。あと、資料2-4の運営維持管理業務については何かございませんか。こちらの説明はいただきましたか。

(エックス)

説明はまだですが、内容はこれまで説明しているとおり、運営・維持管理期間の年度を変更しているところと、施設の見学者数の 29 年度実績を 30 年度実績に更新しているところです。内容が大きく変更する箇所はございません。

はい。分かりました。

11 ページに計画年間処理量という記載がありますが、現状のまま変更しないということは、ごみ量は 1 年後ろ倒しにはなっていないということでよろしいでしょうか。これが負担割合に関係する、または 自治体が努力して処理量を減らしたとしても反映されていない等にはならないのでしょうか。

(川口事務局長)

負担金はごみ量で計算しておりますので、各市町村が努力すれば負担金は減るという状況になっております。特に計画年間処理量を変更しないことが影響することはございません。

(エックス)

施設規模等に関してですが新しく年度が変わったため、最新でもう一度やり直すという話もありましたが、アセスでも同じ数字を使っているため、全てやり直しになる可能性がございました。そのため、 昨年度の計画の数字をそのまま今回も使うことにしております。 アセスも含めて、全てがやり直しになるのが大変だから変更しないということですね。

(川口事務局長)

変更しないということが逆に問題ではないのかという指摘だと思いますが、特に問題はないと考えております。



大きくは変わっていないということですね。今年は各地でごみ処理基本計画の策定を行っています。 各自治体では実際に計画策定をはじめると人口が増加していた等の問題が出てきていますので、本計画 でも一部数値が大きく変わっている年度がある等の問題はないのか気になりました。

(エックス)

、稼働開始時期がずれたため、ごみ処理量と規模を確認しました。能力的には $1\sim2t$ 程度しか変わりがありませんでした。元々、今は性能指針になっているため、適正な根拠があれば施設規模は自由にできます。そこで、組合とも協議したところ、 $1\sim2$ t ならば前年度の計画から変更する必要はないだろうということで、変更は行いませんでした。



11 ページの「(3)計画年間処理量」の表現は令和6年度には施設は稼働しないのでおかしい。"本施設"という文言を削除すればよい。

(組合)

修正するようにいたします。



資料2-4要求水準書の27ページ目をちょっと見てもらえますか。排ガス等の要監視基準及び停止 基準等という表がありますけど、煤塵だけ要監視基準で0.005g/m3Nとありますが、硫黄酸化物、塩化水 素では[]と書いてあって数字は入れてないです。これはそちらで決めてということですか。

(エックス)

元々、停止基準値は決まっていますので、停止基準値は数値が入っています。

要監視基準は基本的に事業者の方で、このくらいのレベルにするということで提案していただくことを想定していますので、煤塵だけ、数値が入っているのはおかしいです。



すみません、今頃気がついて。

あと、悪臭のところは"悪臭物資"となっているが"悪臭物質"です。

煤塵の 0.005g/m3N はかなりの量ですが、通常の煤塵の計測で円筒ろ紙でガスを取って引いて円筒ろ紙の重さの変化で見るのですが、計測の限界としては1ぐらい (1ミリ g/m3N) それよりもかなり低いので通常はレーザーで見るのですが、5までオーケーならゆるゆるの状態であるので、ここでこんな高い数字を見せることもないと思いますがいかがですか。[]に修正された方がよい。

(エックス)

修正するようにいたします。



ほかにございませんでしょうか。

それでは、資料2-3と2-4の要求水準書の案「第1編建設業務」「第2編運営維持管理業務」併せてご承認いただきたいと思います。

ありがとうございました。

(エックス)

要求水準書の方ですけど、今ご指摘いただいた中での方からあった文言がくどいということですが、そこは文章を作って事務局に一任していただけるのか、の方にその文章を送っていた。 の了承を得る必要があるでしょうか。

事務局におまかせします。

(エックス)

わかりました。明後日からの公表予定なのでそのようにさせていただきます。



お願いします。



それでは、本日の議題は以上になりますので、事務局に進行をお返しします。

(魯田課長)

ご審議ありがとうございました。次回の選定委員会は、先生方の日程調整を行い決めます。基本的に エネルギー回収型廃棄物処理施設の入札公告等に関して、マテリアルの要求水準書と実施方針等の議題 を両方一緒に審議をお願いすることになるかと思いますが、スケジュールが固まり次第、事務局より連 絡させていただきたいと思います。



Web会議の可能性も検討できないですか。

(組合)

組合側のシステム上の確認も必要ですので、改めて検討します。

(欅田課長)

本日はありがとうございました。

以上

令和2年9月7日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺 信久

副委員長 蓑田 哲生

第8回委員会議事録

(欅田課長)

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第8回 山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ 処理施設整備及び運営事業者選定委員会」を開会いたします。

本日、進行役を務めさせて頂きます、山辺・県北西部広域環境衛生組合施設建設課の欅田でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本組合 事務局長川口よりご挨拶させていただきます。

(川口事務局長)

おはようございます。本日もご多忙の中、当委員会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。組合といたしましては、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設いずれも再入札に向けて事務手続きを行っているところでございます。

進捗状況といたしましては、前回、9月7日の当委員会でエネルギー回収型廃棄物処理施設の実施方針の内容についてご承認をいただきましたので、9月8日に実施方針の公表をいたしました。先日、10月9日には組合の臨時議会を開催して、エネルギー回収型廃棄物処理施設の再入札行為に伴う予算のご承認をいただきましたので、本日、委員会にて入札公告のご承認をいただければ、10月30日に入札公告を行う予定にしております。併せて、マテリアルリサイクル推進施設の実施方針についてもご協議をいただきまして、同日に公表していきたいと考えております。何卒宜しくお願い申し上げます。

(欅田課長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中4名で過半数を満たしておりますので、「山辺・県北西部広域環境衛生組合 新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 設置要綱」第6条第2項により本委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、これ以降の委員会の議事進行につきましては、 にお願いしますが、その前に本日の 資料の確認をします。次第に資料名が記載されておりますが、本日は資料1から資料3-3をご用意しております。あと、追加で事前にご質問いただいた内容の回答を用意いたしました。また、資料2-5 の黒塗り部分ですが、原本が見にくいため、見やすくするために用意してもらっております。資料につきましては以上でございます。資料の過不足等はございませんでしょうか。なお、事前に選定委員からいただいた質問につきましては、今後のスケジュールの後、マテリアルリサイクル推進施設の審議の際に説明をさせていただきます。それでは、 よろしくお願いいたします。

本日は、主にマテリアルリサイクル推進施設事業の実施方針公表に向けての資料確認及びエネルギー 回収型廃棄物処理施設の入札公告の資料確認になりますので、事務局より説明をお願いいたします。

(エックス)

それでは、資料1から説明させていただきます。

資料1は前回の委員会でお示ししたスケジュールと同じものとなっております。青いラインがエネルギー回収型廃棄物処理施設、緑のラインがマテリアルリサイクル推進施設の予定となっております。

スケジュールの確認として、前回と同じ資料を示していただきました。意見等ありますでしょうか。 (一同)

意見なし。

次の議事に移ります。

(エックス)

それでは、資料2-1から資料2-2について説明させていただきます。

資料2-1に実施方針の変更箇所と項目を一覧に示しており、資料2-2は実施方針本編に修正内容が分かるように履歴を示しています。

初めに、5頁の修正内容は事業期間が変更になったことに伴う修正となります。

次に、6頁では、事業の対象となる業務範囲について、もともとマテリアルリサイクル推進施設の 事業者がエネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者向け説明用調度品の監修を行う計画としていましたが、両事業の事業スケジュールが変更となったことで、実施設計の時期がずれることとなり、監修 を行うことができないと想定されるため、可能な限り、統一感を持たせせられるようアドバスという 表現に修正しています。

続いて7頁になります。こちらも事業スケジュールの変更に伴う修正となります。

次に9頁に募集及び選定のスケジュールになります。実施方針の公表を令和2年10月30日を予定し、以降、資料に示すスケジュールで進める予定です。

11 頁の修正は、事業スケジュールがずれたことに伴い、入札参加資格者名簿の登録年度の修正となります。

15 頁では、敷地面積及び用地面積に事業実施区域面積と全区域面積を明示しています。これは、今回、組合施設を整備する用地に隣接して天理市施設を整備するため、全区域約 2. 2ha に対してが組合の事業実施区域面積が約 1. 6ha であることをわかりやすく明示しています。

具体的な範囲が 20~21 頁に示す事業実施場所と事業実施区域の図となります。資料上の上段が前回 公告時、下段が河川浸食ラインを考慮した配置の検討を踏まえた修正後の区域となります。

29 頁の修正は、法改正に伴い、「瑕疵」から「契約不適合」に文言を修正しています。

主な修正点は以上となります。

(川口事務局長)

21 頁に事業区域とありますが、これは何を指しているのですか。組合でやる部分がこれだけで、市でやる部分がこれだけという表現ですか。都市計画区域としては全体を取り入れるのですが、そういう意味ではなく、ただ単純に天理市と組合との割合を分けただけという意味ですか。

(エックス)

ご指摘の通りで都市計画区域としては、全体となります。

今回、事業者の方にも配置を検討していただきます。詳しくは資料2-6の方で配置の検討図を示させていただいておりますが、左側が天理市の検討している区域で、右側が仮に配置をした時の形を示しております。

(川口事務局長)

分かりました。事業者に分かりやすくしたのですね。

民地を使える可能性について記載がありますが、どういうことですか。配置計画は外してやるけれど も、工事期間中及び工事期間後の運営の時にはその区域を使用することが出来るということですか。

(川口事務局長)

移転補償の費用が積算されたので、地権者と交渉を行う予定です。交渉が成立すれば、この区域を計画区域に取り入れたいと思っております。

対象の区域も利用できれば、この区域を利用した配置に変えなければいけないということで要求水準 書の方にはいれてあります。

我々委員の担当は事業者選定の時までなので、事業者選定時に出てくる図面をどう解釈すればいいのですか。提案時は外して計画しておいて、実施設計段階で、交渉が成立していた時には、この区域も含めて計画するということですか。

(川口事務局長)

ご理解のとおりです。交渉結果が早めに地権者から伺えれば両方検討するのではなく、この区域を取り入れた検討をする形になってくると思います。

メーカーから要求水準書等に関する質問が出てくる時には答えがでている可能性があり、そこで回答できるということでしょうか。

(事務局)

ご理解のとおりです。

分かりました。事業者選定時の配置図からはこの区域が外れている場合があるということですか。 (事務局)

ご理解のとおりです。



評価を公平に行うために事業者が配置図を書く段階には、この区域の扱いを明確にする必要がある。 (事務局)

年内には地権者と交渉をする予定で、入札公告が1月8日ですので、それまでには交渉結果が出ている可能性があるということです。



隣地とは天理市事業実施区域の部分ですか。

(事務局)

道路ではなくて、組合事業実施区域の赤枠が南側で一部凹んでいる部分です。

当初であれば河川側によって配置できたのですが、浸食の関係で全て南側によってきてしまいました。 住民に説明していた内容と異なるので、この区域の地権者には移転補償をして、良ければ移転していた だくということで首長の理解をいただきました。これから交渉に入りたいと思っております。

(事務局)

資料2-3の説明の前に要求水準書(案)に関して、事前に委員の方から質問がきておりますので、 その質問に対する回答を本日お配りした資料に示しております。

【修正内容は当日配布資料のとおり】

資料2-3、資料2-4の修正については、該当箇所を資料2-1に示しております。



天理市の持ち込みごみを有料で受け入れることは理解しましたが、他の9町村からのごみはどうする のですか。

(川口事務局長)

他の市町村のごみの持ち込みはありません。天理市のみ一般持ち込みが可能ということでご理解いただければと思います。

他の市町村は、積み替えをするところで各市町村が確認をして受入れるので、検査する場所が違います。この施設の中では、対応がないということになる。

(川口事務局長)

そもそも一般ごみは天理市のみなので他の市町村の一般持ち込みはないですが、天理市の場合は一般 持ち込みが認められていますので、その清算をするのは組合職員ではなく天理市独自でやらなければい けません。

以前、天理市や奈良市に在住していた方が住居を変わることでごみの持ち込みが出来なくなって、何 故できなくなったのかと聞かれた時にはどう答えるのですか。基本的には各市町に積み替え施設があっ て、そこで料金を払う仕組みになっています。積み替え以降は各市町で処理してほしいということです か。

(川口事務局長)

ご理解のとおりです。今のところは積み替え施設でごみの処理をしてもらって、持ち込みは各市町として積み替えて組合に運搬するという形で統一しております。ただし、天理市のみは一般持ち込みを認めるということです。



他の市町のごみの持ち込みを認めない理由としては、各自治体で料金が異なる可能性があるからです。 積み替え施設にごみの持ち込みがあれば、各市町の料金でごみを受け入れてからごみを積み替えるとい うことです。

(川口事務局長)

天理市の場合は今まで一般持ち込みを認めていました。他の市町の一般持ち込みを行うと一般車両が どんどん入ってきてしまうことが問題になります。天理市以外は一般持ち込みは不可という形になって います。



分かりました。ありがとうございます。



資料2-3の 15 頁の表2. 1-3にプラスチック製容器包装とありますが、今年の夏に環境省と経産省がプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一緒にして、プラスチック資源として処理する方向にしてほしいという話が出ていました。そのため、この施設が出来上がったころには、プラスチック量が増えてしまう可能性が高いです。プラスチック量を少し多めに見積もっておいた方が良いのではないか。

(事務局)

これはマテだけではなく、エネの方のプラスチック量にも関係してくる問題です。確かにプラスチック量が変わる可能性はありますが、現時点では方針を示すことが難しいと考えています。今のところは昨年度と同じ扱いで、変更があった場合には設計変更をする必要があると考えております。

(川口事務局長)

まずはごみ処理基本計画を見直さなければいけなくなります。ごみ処理基本計画の見直しをすると入

札行為自体が遅れていく可能性があります。

もちろんそうですが、少し変更の可能性があるので余裕のある設計にしておけないかということです。 (事務局)

ごみ処理基本計画に基づいて容量を決めていきますので、国の方針に基づいて量を増やしておくというのは理解していただけるか分かりません。施設規模はごみ処理基本計画に基づいて、計画しています。 処理量を増やすとなれば、何に基づいて増やすのかと尋ねられると思うので、問題になってくると思います。

今までの計画に基づいて作っていますので、このままの量で良いと思います。環境省と経産省の議論では「プラスチック資源」という言葉で舞い上がっているようですが、「効果的・効率的」という言葉も多用されていました。現在の状況を誰も効率的だとは思っていないため、環境省と経産省の議論は大幅に変わる可能性があると考えています。プラスチック資源として、製品プラスチックとプラスチック製容器包装をまとめて収集した後に手選別を行うのは、まじめに考えれば考えるほど不効率な話です。今までの経緯や環境省が7市で製品プラスチックをプラスチック資源として収集した実証を行っており、その結果から、資源プラスチックとして製品プラスチックとプラスチック製容器包装を収集すると記されています。しかし、効果的・効率的と全ての文につけているので選別現場を知らない人は「全部集める」と言います。選別現場を見たことがある人はどうしたら良いのか疑問に思います。環境省と経産省の議論で「プラスチックをもっと収集する」というのは恐らく破綻するので、市町村は慎重だと思います。破綻したいのであれば、プラスチック量を多めに計画すれば良いと思いますが、プラスチック資源を収集した後にどうするのかが見えなくなると思います。

住民が高齢化していって、容器包装プラスチックと製品プラスチックを分けるというのが難しすぎるということでは一緒に収集しています。うちは「容器包装プラスチックと製品プラスチックを分ける」と強気に言えるほどの考えがないと思います。大きな事業の施設を作ろうとしているのに、きつきつの容量にしてしまうというのはどうなのでしょうか。そもそもプラスチック製容器を集めてきて、外袋は別にして容り協に納めるというシステム自体が非効率的だと思います。

のおっしゃることは経験上も確かです。ペットボトルも当初の計画で設計をかけて、できあがった途端に「もう容量が足りない」という施設があります。確かに多くの施設で当初の予定とは違った容量がでてきていて、ピットが足りない等の話を聞きます。ただし、役所として悩ましいのは会計が入ってきますので、設計にないところの量は増やせないということです。ピットが出来た時にそこまで使わないのか等の始動の話をしながら、危ないようであれば容量を増やしていくということを詳細設計の時にやるしかありません。

(川口事務局長)

ご指摘いただいた内容を含めて、設計段階でできる範囲を組合と協議をしながら、対応できる部分についてはそのような考え方を持たなければとは思います。しかし、根本的に変えていこうと思えば、ごみ処理基本計画を変えなければ会計検査等の対応は難しいと思います。

ただ、施設ができあがった途端に容量が足りないといっている施設を数件知っています。実施設計する時に状況が常に変わっていくと思うので、環境局の意見を取り入れながら容量の増減を考えていかな

ければいけないと思います。

市町村が自主的にどう動くかを考えるのは良いと思いますが、国からの指示はまだ来ないと思います。

最終的にどうするかは決まっていなくて、小委員会ということで会議をしている最中なので、役所としては対応していないところもあります。確かにおっしゃる通り、できあがった時にたらればになるというイメージは折角つくるので良くないと思います。アンテナを張りながら、どこまで融通を利かせられるのか十分考えなくてはなりません。プラスチックの話は「プラスチック資源を始めれば、プラスチック量が大幅に増えるのではないか」という話があったり、「一層のことやめておこう」という話があったり、二通りです。

そういう意味では部分的なので分かりません。確かに施設を運用し始めた途端にヤードやピットの容量が足りなくなったという話は結構あります。

その人件費を誰が払うのかという問題があります。これから税政が急激に落ちていく時に廃棄物資源 循環分野でそんなに予算が使えるのかという世間からの突き上げがあると思います。沢山集めた後にそ れをどうするかというのは予算の話になってきます。現段階での数値を今ここで変更すると会計的な心 配があります。

それもあります。しかし、例えば、ビンや缶はこれからペットボトルに駆逐されて減っていきます。 全体として10年間とか、変動に対応できるという内容が入っていても良いと思います。

こういう施設自体が「能力や受け入れ容量が変わってくるものだということで、可変な形に基本的に 考えるように」というようにできませんか。昔、吹田市のリサイクル破砕工場を建設するときに「どん どん変わっていくだろうから、それに応じて自動ラックやラインをどんどん変えるように」という基本 設計をしました。

そもそも、これから処理するものは運営期間に「変わる」という思想が元々あっても良いのではないかと思います。

ビンや缶の選別ライン等が反映されるように政情が変わった時には、現場のレベルで兼用できるものですか。

(事務局)

基本的には種類毎に別々なラインです。少なくとも最後の圧縮する工程はプラスチックと缶では機械等も全く異なります。前段階の手選別工程ならば曜日毎に分別する種類を変える等の対応はできると思います。ですが、多種を同じラインで処理することを前提とした施設と種類別に処理をするサイクルの施設ではラインが変わってくるため、どちらもできる施設をつくることは難しいと思います。

例えばストックヤードの容量を固定してしまうのではなく、将来の変化に対応できるようにしておく。 などの思想を持たせられないかということです。

今の条件で最適化を図るのではなく、可変を前提とした設計思想があってもいいのではないかという 意見です。

(川口事務局長)

の意見も理解できるが、対応できる施設にするとなると費用面も増加すると考えている。お

そらく、将来的には人口減少等でごみ量も減っていくので、設備の余裕も生まれていくと考えている。 現時点で、変化に対応する施設を建設するのは、複数の市町村の理解を得ていくのは難しいと考えてい る。また、先ほども申し上げましたが会検対応が難しい。

落札事業者が決定してから、設計段階で、組合との協議の中で可能な範囲では、いただいた意見を踏まえた設計思想を対応してもらうのが現実的と考えている。

(事務局)

ごみ質やごみ量の変動に対する評価は昨年度からの評価項目には含まれています。 のご指摘の制度が変わる点については、要求水準書等でも行政のリスクとしており、事業者側のリスクにしないようにせざるを得ない。

資料に反映するとすれば、要求水準書補足資料に、留意することとして記載する方法がある。

プラー括回収については、環境省から年内に方針が示される予定です。本件の入札公告は年明けを予定しており、その時に組合や構成市町で対応方針が出ていれば対応することも可能かも知れない。



環境省の方針が出て直ぐに、市町村が対応を決定することは難しい。

制度設計も確定していない中で、それに対応した施設をつくるように求めることはできないので、施設規模等の数字を変えるのではなく、補足資料に将来の変化にも対応できるようなことを留意してもらうことを記載することとする。

その一文を加えるだけで、今後社会が変わることを理解した上で、検討を進めていることも伝わる。(事務局)

追加文章を事務局で検討し、委員へ確認していただくようにいたします。



その手順でよろしくお願いいたします。

それでは、マテリアルリサイクル推進施設の実施方針公表に向けての資料については、補足資料に一 文追加した上で、承諾するということでよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし。

次の議事に移ります。

「3. エネルギー回収型廃棄物処理施設について」説明をお願いします。

(エックス)

それでは、資料3-1~3-3をご覧ください。

資料3-1が入札公告時に公表する資料のリストになります。この内、昨年度の公表時からの変更と、前回委員会で議論した変更があります。基本的には、事業期間がずれたことによる日付等の変更になります。

前回公告時からの変更については、資料3-2の入札説明書の中の、32 頁、33 頁で運営固定費Ⅳとして新型コロナウイルスの対策費を追加しています。これは、構成市町の意向によって、特出した費用項目として、将来不要になった際には、減額できるような立て付けにしたものです。

34 頁に 2) ②に支払額を見直すことができる旨の記載を追加しています。

入札説明書に関する主な修正は以上です。

続いて、資料3-3は主に前回の委員会での意見を踏まえての、要求水準書の変更箇所となります。 それ以外の変更点では、4番に新型コロナに関する事項を追加したこと、12番に水害対策の内容を見直 しています。12番の修正については、実施方針等に関する質問でメーカーから建設予定地では洪水等が 想定されないため、要求水準書に記載されている内容が必須かを確認されたことをうえ、内容を見直し ています。

資料の説明は以上になります。



駐車場枡のサイズ変更はなぜ必要なのか。

(事務局)

要求水準書の中で、駐車場の設計は駐車場の設計基準に則ることとしているので特に問題ないのですが、表で記載しているサイズが、道路構造令の数値 5.0mが記載されていた。設計基準で、普通車の標準は 6.0mであるので、その内容に修正したものです。



入札説明書で予定価格が削除されているが、これはどういう意味か。

(事務局)

昨年度の予定価格が記載されていたものを削除しており、今年度新たに行ったメーカー見積を踏まえた予定価格を記載して公表する予定です。



それでは、エネルギー回収型廃棄物処理施設の公告は 10 月 30 日ということで、本日の資料は承認でよろしいでしょうか。

(一同)

異議なし

4. その他



資料2-6で、家屋倒壊等氾濫想定区域が示されていますが、このラインにも誤差があると思いますが、配置検討上どのように考えればよいのでしょうか。

(川口事務局長)

県が公表した資料であり、組合から県にも確認したところ、国の公表したデータをもとに設定したもので、実際の各現場がどうなるかは分からないとの回答であった。今の状況では、現場で土質調査を行っても、厳密にどこまでが浸食されるということは示すことができないとのことであった。

あくまでも、国・県から示されたものを踏まえて計画するしかない。

国や県は、このラインが示されても計画を変更する必要はないと言われたが、組合としては、いつ来る か分からない災害に対して、対策を取らない訳にもいかないので、やり直した。

(事務局)

資料2-1の5頁に(参考)として、今後の選定委員会の予定を記載していますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設の3つ目、事業者ヒアリングの日程について、事前に送付した資料では"令和3年6

月下旬"となっておりましたが、正しくは本日お配りした資料の"令和3年7月上旬"ですので、この場で訂正いたします。

それでは、本日の議題は以上になりますので、事務局に進行をお返しします。

(欅田課長)

ご審議ありがとうございました。

次回はマテリアルリサイクル推進施設の入札公告等に関して、審議をお願いいたします。 スケジュールにつきまして、12月7日から18日の間で考えておりますが、現時点でご都合の悪い日時があればお知らせ下さい。

審議事項が少ないようなので、Web 開催も検討されたい。

(事務局)

Web 開催も含め、事務局より後日、スケジュール調整のご連絡をさせていただきたいと思います。 本日はありがとうございました。

以上

令和2年10月16日

山辺・県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺 信久

副委員長 蓑田 哲生

第9回新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 議事録

(欅田課長)

それでは、「第9回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会」 を開会いたします。

本日、進行役を務めさせて頂きます、山辺・県北西部広域環境衛生組合施設建設課の欅田でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本組合事務局長川口よりご挨拶させていただきます。

(川口事務局長)

おはようございます。本日は第9回選定委員会を開催させていただいたところ、公私ご多忙の中、ご参加を賜り、誠にありがとうございます。また、現在のコロナの状況を考慮して、今回はリモート開催となりました。初めてでございますので、不具合がある場合はご了承いただきたいと思います。本日は令和3年1月8日に予定している入札公告の内容と今後のスケジュールについてご協議いただくこととなっておりますのでお願い申し上げます。

(欅田課長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中3名で過半数を満たしておりますので、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱」第6条第2項により本委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、「おようが欠席でございますので、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱」第4条第4項により「お願いいたじます。」「おおような関係を代理していただきます。」「おおようなよろしくお願いいたします。」

よろしくお願いいたします。

(欅田課長)

それでは、これ以降の委員会の議事進行につきましては、**はいまた。**にお願いしますが、その前に本日の資料の確認をします。

次第に資料名が記載されておりますが、本日は資料1から資料3及び参考資料1から3を用意しております。資料の右肩に資料番号が振られておりますのでご確認願います。資料の過不足等はございませんでしょうか。それでは、 お願いします。

おはようございます。 でございます。 が欠席のため、僭越ではございますが私が対応 させていただきます。よろしくお願いいたします。本日は、主にマテリアルリサイクル推進施設事業の 入札公告公表に向けての資料の確認になります。

それでは、「1. 入札公告公表リスト及び主な変更点について」事務局から説明をお願いします。 (エックス)

それでは、資料1をご覧ください。資料1につきましては、マテリアルリサイクル推進施設の入札公告の公表リスト及び主な変更点となっております。公表資料自体は大きく9つに分かれておりまして、1つ目が入札説明書になります。こちらは後程また説明をさせていただきますが、主な変更点といたしましては実施方針と同様にスケジュールの変更とコロナ対策に関する内容を追加しております。2つ目につきましては、要求水準書関連の資料になります。こちらの大きな変更点につきましては、以前、第8回の委員会で報告させていただいております。また、後程、参考資料として添付しておりますので、

そちらにつきましても説明をさせていただきます。その他、落札者決定基準や基本協定書等につきましては、昨年度から日付等の変更を行っております。9番の様式集の様式7に事業計画関係の様式がありますが、コロナ対策費についての様式を追加したことが主な変更点となっております。資料1につきましては、以上になります。

ありがとうございます。資料1につきまして何かありますでしょうか。具体的な内容は、以降の資料 で確認することでよろしいでしょうか。

それでは、次の資料2をお願いいたします。

(エックス)

資料2は入札説明書となります。昨年度からの変更点は、先ほど説明いたしましたように主にスケジュールとコロナ対策費に関する内容を追加したことになります。実施方針に関する前回委員会の時点で変更点を説明した内容につきましては青字標記、今回新たな変更点としてご説明する箇所が赤字標記となっております。

4頁に、事業実施区域は天理市用地を含めると約 2.2ha となるため、この情報を追記しております。 次に5頁の変更点は、事業用地南側に民家がありますが、こちらが移転する可能性がありますので、 その場合の情報を追加しております。

6頁は、前回報告させていただいたとおり、日程が変更となった箇所になります。

8頁に事業のスケジュールを示しており、実施方針公表時点で具体的な日付がなかったものについて、 追加をしております。入札公告を令和3年1月8日に行いまして、表2に示すスケジュールで進め、令 和3年12月上旬に本契約を行う予定です。

9頁以降につきましては、入札参加資格年度の修正や表2のスケジュールに沿った日付の修正を行っています。

22 頁以降は、提出書類に関する事項となり、コロナ対策費に関した内容を追加しております。具体的な内容は、33 頁から追加しております。コロナ対策費を「運営固定費IV」として計上するようにしております。この運営固定費IVについては、疫学的に特別な対策が不要となる時点で減額できるような建付けとしております。

なお、13 頁は予定価格を計上する予定ですが、現在、この予算については組合で検討を行っております。 概ね昨年度の予算から新たにコロナ対策費等の追加分が上昇する程度の変更を検討しておりますが、現時点では確定しておりませんので空欄とさせていただいております。

主な変更点は以上となります。

ありがとうございました。まず、先程のコロナ対策費の具体的な内容を伺いたいです。

(エックス)

コロナ対策費につきましては、メーカーへの事前見積もり依頼の中で計上されている額を参考に予算 を計上する予定です。具体的にはマスクや消毒液等の衛生関係商品や入場者の検温を行うためのカメラ 付き検温器を購入する費用が計上されております。

コロナがなくなれば、費用を減額する話でしたが。

(エックス)

コロナ対策費につきましては、未来永劫必要にはならないであろうということで、入札説明書の中で 「コロナ対策費が不要になった場合にはその額を減額する」という取り扱いをしております。 どこに書いてありますか。

(エックス)

35 頁に記載しております。

分かりました。組合と事業者の協議によって、不要な時は減額するということですね。

新型コロナ対策費としてありますが、感染症対策費という形にしておかないと別の感染症が流行した時には使えないということになりませんか。体温計の購入等にそれほどの費用は必要ないと思いますが、人の配置や非常時用の人員に余裕を持つ等であればかなりの額が必要です。

(エックス)

額については手元に資料がないので詳細な数値はお伝えで出来ませんが、年間数百万円程度の金額が計上されておりました。コロナ以外の感染症対策費につきましては、42 頁または 43 頁にリスクの分担ということで「突発的なものに対しては協議の上で対応できる」となっております。当初はコロナもこれで対応できるという考えもありましたが、組合構成市等での話し合いにおいて「コロナについては明記しておいた方が良いのではないか」という意見が出されたことからコロナを特出しさせていただきました。もし、将来的に未知の感染症が流行した場合にはリスク分担のところで協議をして、必要に応じて追加を行います。

ありがとうございました。

· (

組合も感染症一般ではなく、コロナ対策費として出しておきたいということですか。

(川口事務局長)

他の感染症も含めて考慮するとなれば、また費用が上がってきてしまいます。新たな事案が発生した 時には、協議の上で考えていくという形になると思います。よろしくご理解をお願いいたします。

分かりました。今後は今回の事例を参考にしながら協議をしていくということで、今回はコロナ特定で金額の選定をしているということでよろしいですね。

(事務局)

はい。その通りでございます。

ほかに何かございますか。

コロナ対策費とは、コロナが発生した状況でも啓発施設はちゃんと開館していくというための費用で しょうか。

(エックス)

そこまでは見積もり段階で確認しておりません。基本的には利用者が感染しないような対策費を計上 していると考えられます。実際に起きた時にできる状態かどうかは、その状況に応じて、組合として館 を閉館する等の判断があると思います。その事象が発生した段階で協議していくしかないと考えており ます。 そうですね。コロナ発生後に頑張って開館している施設もありますが、大半の意思決定がしっかりしていない施設は全て閉館にしてしまっています。その場合、そもそも対策費なんていらないのではないかと思いましたので、少し聞いてみました。

(川口事務局長)

開館するということが前提ですが、状況によっては事業者と協議をして、判断をしていきたいと考えております。費用は計上しておりますが、不要となれば減額対象となっておりますので、そこも併せて協議をしたいと考えております。

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

(エックス)

参考資料の要求水準書等に関して、前回からの違い等について説明させていただきます。要求水準書に関しましては、前回の委員会、実施方針からの変更は基本的にはありませんが、運営の要求水準書に関して、3 頁に「(4) 収集業務作業従事者詰所」という表記が残っております。当初の計画では天理市の事務所がここに入るかもしれないということで、この表記がずっと残っていました。現状では天理市とは建屋等は分けて計画することになったため「(4) 収集業務作業従事者詰所」という記載を消させていただいたことが前回からの変更点です。昨年度からの大きな違いの1つとしては河川の危険区域が設定されたため、そこに建屋を建てないようにします。それから、コロナ対策関係について「コロナ対策をしなさい」という表記を加えました。昨年度の建付けではエネルギー回収施設の用地から出てくる残土10,000㎡をマテリアルリサイクル推進施設用地で盛土等に利用するという表記がありましたが、エネの公表段階ではマテリアルリサイクル推進施設のスケジュールが確定しておらず、エネの残土をマテリアルリサイクル推進施設の盛土として利用できるか不明でしたので、エネの入札公告では、この表記を消しております。それに伴いまして、マテリアルリサイクル推進施設でも盛土として残土を利用するという表記を消しました。以上が昨年度からの大きな変更点になります。その他に関しましては細かい点の修正を行っておりますが、基本的には昨年度から変わっておりません。

次に、前回、 より「将来、受け入れ物が変わっても対応できるようにしなさい」とのお話がありました。参考資料3の ゆとして表記を加えさせていただきました。参考資料に関する説明は以上です。

ありがとうございます。大きな変更は残土の処理をしない、参考資料3の最後に⑭でプラスチック資源の関係で追加をしたという形でございます。何かご意見ございますか。

それでは、入札説明書ということで、今回、確定しておりますので、これで1月8日に公表ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では、この資料で公表ということでよろしくお願いいたします。 続きまして、今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

(エックス)

それでは、資料3をご覧ください。エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設のスケジュールを記載しております。こちらのスケジュールはそれぞれの入札説明書の中でも記載し

ております。マテリアルリサイクル推進施設につきましては、先程、説明させていただいたようなスケジュールになっております。こちらを今後のスケジュールとして、参考にしていただければと思います。委員会といたしましては、2 頁の提案書に関する事務局評価案の説明として、エネルギー回収型廃棄物処理施設につきましては、第 10 回として令和 3 年 6 月中旬に説明を予定しております。また、マテリアルリサイクル推進施設につきましては、令和 3 年 8 月下旬を予定しております。その後、事業者ヒアリングといたしまして、エネルギー回収型廃棄物処理施設につきましては、令和 3 年 7 月 1 日から 7 日の間のいずれかを予定しております。マテリアルリサイクル推進施設につきましては、令和 3 年 9 月 6 日から 12 日の間でヒアリングを予定しております。委員の皆様におかれましては、日程調整をよろしくお願いいたします。スケジュールにつきましては以上となります。

はい。ありがとうございます。次回の委員会は来年6月中旬にエネルギー回収型廃棄物処理施設について、事務局から説明をいただく予定となっております。もし、今の段階で不都合がございましたら、お知らせいただければと思います。後日、事務局からスケジュールの連絡調整をしていただきますので、その時に不都合な場合は言っていただいて結構かと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。本日の議題の資料1から資料3は全て終了しました。以上で、本日の委員会 を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(川口事務局長)

ありがとうございました。

(欅田課長)

ご審議ありがとうございました。次回はエネルギー回収型廃棄物処理施設の評価に関する事務局案の 説明になります。今後のスケジュールでお示しいたしました通り、来年の6月中旬を予定しております。 その時はよろしくお願いいたします。事務局より後日、スケジュール調整はさせていただきます。本日 はどうもありがとうございました。

以上

令和2年12月11日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

副委員長 蓑田 哲生

委員 花嶋 温子

第10回新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 議事録

(欅田課長)

それでは、「第 10 回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会」 を開会いたします。

本日、進行役を務めさせて頂きます、山辺・県北西部広域環境衛生組合施設建設課の欅田でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本組合事務局長川口より挨拶をさせていただきます。

(川口事務局長)

おはようございます。本日も公私ご多忙の中、第10回選定委員会に、ご参加を賜り、誠にありがとうございます。エネルギー回収型廃棄物処理施設の入札行為につきましては、事業者決定の段階に入りました。7月4日には事業者ヒアリングを行い、委員の皆様にはその結果に基づいて採点をお願いすることとなります。本日は提案書及び採点説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。(爆田課長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中5名で過半数を満たしておりますので、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱」第6条第2項により本委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。この後の進行はにお願いしますが、その前に本日の資料の確認をいたします。本日は資料①から⑥及び参考資料①から④を用意しております。資料⑤と参考資料①の一部に修正がございます。

(エックス)

技術点評価シート修正リストに示す修正内容となります。誤記等の修正であり評価の根幹に関わる修正ではありませんので、既に送付している資料で採点を進めていただき、評価結果を提出いただけましたら、事務局で該当箇所は修正を行います。送付資料に不備があり申し訳ありませんでした。

(欅田課長)

それではおお願いいたします。

一箇所、「ごみクレーン」が「AI ごみクレーン」となっており、通常のごみクレーンとは異なると言う点は評価の際に留意ください。

その他は、基本的には誤記となりますので、このまま進めたいと思います。次をお願いします。

(事務局)

資料①をご覧下さい。整備対象の施設ごとに整理しています。エネルギー回収型廃棄物処理施設については、現地視察から、質問回答、入札参加資格審査、対面的対話、基礎審査まで行い、1社が合格となっている状況です。

マテリアルリサイクル推進施設は対面的対話まで実施しており、入札参加資格審査は1社が合格となっています。今後6月30日に提案書受付期限となっており、8月4日に基礎審査結果の公表となります。

入札執行状況は以上となります。

両事業1社となっていますが、この状況が外部に漏れると問題になりますので、委員の皆様は口外しないようご留意ください。次をお願いします。

(エックス)

資料②から資料④は入札説明書等の質問回答等の報告になるので、評価の際に参考にしていただいた 方がよいと思われる箇所のみご説明します。

資料②については、特に本日説明する箇所はありません。

資料③の No. 10 で売電先を応募者で提案することも可能かという質問になります。提案は可と回答していますが、最終的な決定は組合になり、現状では、組合としては関電を想定している状況です。続いて、No. 11 の責任分担で、啓発事業については副分担と考えてよいかという質問です。エネの施設で行う全ての事業はエネの事業者が主担当者になり、啓発施設担当が企画・実施するものに協力するもののみ副分担となることを回答しています。

No.94 の計量棟について、要求水準書では、別棟を要求していますが、合棟の提案も可と回答しています。

No. 98 のイベント等について、マテ側の事業は考慮せずにエネ側のみの提案をすることでよいかという質問に対して、お見込みの通りと回答しています。

No. 118 の見学者対応で、見学者の受付、エネ側の施設の開館・閉館作業の分担の確認で、事業者の認識どおりと回答しています。

No. 119 の温浴施設利用者対応に関する休館日の質問ですが、お盆は開館し、年末年始は12月31日から1月3日まで閉館、全炉停止時も閉館とする回答としています。

その他、資料で黄色のシェードを掛けている箇所も評価の際に参考にしていただければと考えています。

資料④も評価の際に知っておいた方が良いと思われる箇所にシェードをしています。

それでは、資料⑤の説明をお願いします。

(エックス)

資料⑤の説明の前に参考資料①を説明させていただきます。

参考資料①は皆様が実際に評価をする表になります。昨年、一度評価をお願いしておりますので要領はご存知かと思いますが簡単に説明させていただきます。評価結果の欄にばらグループの提案内容を表で示しております。提案内容を箇条書きで挙げたものですので、評価をする際には実際の提案書の提案内容を確認いただいて評価することをお願いいたします。

1ページの1番上の様式8-1の実績のところですが黄色いシェードがかけられています。これは客観的に評価が決まるもので、事務局が採点を担当するものです。既に事務局が評価した点数が記載されています。同様に3ページの緑地率、4ページの道路の幅員並びに車両同士の交差、10ページの見学可能場所にシェードがかかっています。これらは委員の皆様の評価対象外のところですが、この評価内容を確認していただき、もしご意見等がございましたら事務局までご連絡いただければと思います。

資料⑤に戻りますが、この資料は事務局案として、事前に評価したものをお示ししております。表の上にあるように「要求水準書要求事項」、「要求と無関係若しくは他項で評価すべき提案」「重複する提案」「具体的効果(数値等)の提示がない提案」「優れているとまでは言えない提案」に色分けをしてございます。

排ガス規制値の遵守の項目をご覧ください。右側の評価結果の欄に関して提案 1_1 ①から提案 2_4 まで 8 個の提案があります。ここの評価基準は優れた提案について 1 つあたり 0.5 加点するものです。 実際に事務局の点数が点数欄のところに入っております。0.5 のものが 6 つありますので、 0.5×6 で 3 点というのがここの実評価の点数ですが、ここは配点が 2 点なので、採点は 2 点となります。

なお、事務局案では評価しない理由も記載していますが、皆様の採点では何を評価したかがわかるようにしていただければ結構です。例えば提案 2_1 、表の真ん中の所ですけれども、運転基準値を設定するという提案があります。ここは点数の欄に 0.5 点を入れていただければ運転基準値を設けることを評価したことがわかりますので評価理由の記載は不要です。

一方、提案 1_1 .①では 2 つの提案項目が入っていますが、ここで例えば評価点 0.5 だけを記載した場合、どちらの提案を評価したかがわかりませんので、この提案を評価するというような記載をしていただくよう、お願いします。

続いて、例えば3ページの様式8-4騒音・振動対策のところですが提案 1_1 と提案 1_2 には合わせて9つの提案があります。判定欄をご覧になっていただくと、「個々の提案は格段に優れているとまでは言えないが各提案を全て行うことにより抑止低減効果があり全体で優れた提案とする」といった評価をしています。

もう一つの例ですが5ページの安定燃焼に関する評価項目ですが提案 [2/4] 2 ②で高性能火格子に関する3つの提案があります。熱しやく減量に関しては様式8-9 最終処分等でも提案があり、そちらで評価し本項では評価対象としないとしています。事務局の考えとしては1つの提案を複数カ所に提案してきた場合について、1 箇所で評価すると考えています。しかし、この考えはあくまでも事務局の考えであり、個々の提案ごとに評価していただいても、複数の提案をまとめて評価してもそこは各委員のお考えで評価していただければと思います。

続いて 10 ページをご覧ください。様式 8-11 の景観は提案書のパースや提案内容を勘案して各委員の主観で評価していただく項目になっています。

続いてその下の様式 8-12 の見学ルートですが、評価基準は(1)下記項目を満たしている場合にそれぞれ0.2 点を加点としています。この(1)見学者コース、動線の評価については事務局採点分となりまして現在0.6 点が入っております。

委員の皆様には(2)特筆すべき提案について、評価していただくことになります。事務局の点数と委員の点数を加えたのがトータルの点数となります。

最後に、各委員の評価点の集計方法ですが、昨年度と同じ方法で行うと考えております。まず委員の皆様には得意分野だけではなくすべての項目を評価していただくというのが一点目です。次に集計は各委員の点数を単純平均して小数点 1 桁で点数付けをさせていただきます。各委員の点数を集計する場合ですが、補正した点数で行います。これは、例えばある項目に対して A 委員は 0.5 点の評価が 6 個あるので 3 点(0.5×6)だが、配点の上限が 2 点なので、2 点と評価した。B 委員は 0 点だった場合に、集計後の評価点は元の 3 点と 0 点の平均で 1.5 点とするか、補正後の 2 点と 0 点の平均で 1 点とするかということです。これについては昨年度と同じように各委員の点数は補正したものを使って全体の集計を行うことを考えております。評価に関する説明は以上です。

資料⑤の様式 8-2 の評価ですが は効果があると評価されているが、これは今 や一般的ではないかと思いますがいかがでしょうか。また、 の採用は評価できると 思います。 どちらでも結果として評価点は変わらないが、評価の中身的には変わると考える。

は、今は大方の施設で実施されていると思います。
採用は、が高いので、組み合わせてコストを抑えて、性能を確保していると思います。

各委員の視点で、事務局案で修正した方がいいとことがあれば、評価を修正していただければと思い

ます。

委員の主観で評価する箇所の確認をしたい。

(エックス)

主観と申し上げたのは 8-11 の景観です。景観は人によって感じ方が違うと思いますので、パースと 提案書を見ていただいて、1 点、2 点、0.5 点など刻み方も含めて、各方の判断にお任せしますというこ とです。

技術提案書 P. 38/56 に記載のパースにあるプラットホームの窓ですが、ここは夜も煌々と明るいのでしょうか。建物の窓の部分についてですが、夜は光が外に漏れると思います。夜間の暗い場所に明るい建物があると非常に恐怖心を感じ、特に建物内に大きな機械が見えたりすると怖いと思います。既存のある施設ではガラス張りになっており、外から建物内の様子が見えます。夜には建物内にある大きな機械が窓ガラス越しに見えて、何の施設なのかを知らないと不安に感じてしまいます。今回の施設は人目につく立地ですので、近隣の方の恐怖心を煽らないためにも光が建物外に漏れない構造が良いのではないでしょうか。変更するためには、評価で点数をつけるよりも、具体的に何を変更したいのかを伝えれば良いですか。

(エックス)

今後の予定として各委員が提案内容を見て評価していただいた後にヒアリングを行います。提案で書かれている内容でよくわからないことなどをヒアリングで確認して、点数を付け直すことになります。 ただいまの質問内容についても、ヒアリングでご確認いただけると思います。

ヒアリング時に確認するようにします。各委員も、ヒアリングまでに確認したい事項を整理しておいていただければと思う。

その他、いかがでしょうか。

要求水準書で前回と今回で変更されている部分があると思うが、今回の評価に関連する部分はあるでしょうか。

(エックス)

基本的に要求水準書はほとんど前回から変わっておりません。以前の委員会で説明をしていますが、大きな変更点として、残土をマテリアルリサイクル施設側で使うことを取りやめにした点、温浴施設の人数を増やし明確にした点、洗い場などの設備の数を追加した部分が前回と変わっております。提案書に関する部分については、前回の要求と変わっている部分はありません。

ありがとうございます。もう1点、新型コロナに関連した対応を要求していますが、そこは何か評価 に含める必要はありますか。

(エックス)

基本的には要求水準書に記載されている内容は評価対象外になります。

例えば、対策しなさいという要求水準に対して、対策をしますという提案をもし事業者が行っても評価しないと言うことになります。ただし、コロナ対策の具体的な提案があって、その提案内容がコロナに対して非常に優れた対応が図られているということであれば評価の対象にしても良いと思います。

(事務局)

資料(5)の6ページ、作業員に対する安全性の項目で新型コロナ対策の事務局評価案を示していますの

で、そちらも参考にしていただければと思います。

資料⑤の2ページの8-3-1の備考欄にボイラ給水ポンプの疑義があるが、この点はヒアリングの時に確認したいと思います。

次に7ページの備考欄のスートブロワに関する内容も、蒸気のマテバランスと整合が取れていないのでヒアリングで確認したいと思います。

(エックス).

スートブロワに関しては事業者に確認しているので、その回答内容を改めて委員へ送付するようにいたします。

事業者はボイラ第二放射室では、 採用し、ボイラ第三放射室以降、エコノマイザまでは、 しています。

蒸気のマテバランスのところには反映されていない気がします。蒸気を取られるという事は発電にも 影響する。

(エックス)

その点は確認しておりません。



お話を伺っていると事業者側でもまだはっきり決まっていない感じですね。

(エックス)

要求水準書はスートブロワを使いなさいというものでしたが、事業者の設計仕様書ではスートブロワを使うとしているが、提案書ではなどを使うとあり、これはおかしいのではないかという質問をしたところ、先ほどの説明内容の回答と事業者側の仕様書を修正しますという回答が来ております。

先ほと の指摘のあった蒸気のマテバランスでミスがあるかもしれないが、そこの確認はできていないという状況です。

提案書で多少の疑義があっても、今後のやり取りの中で煮詰まっていくのであれば評価できると考えます。ヒアリング時での、協議をお願いしたい。

次の資料の説明をお願いします。

(事務局)

資料⑥をご覧下さい。今後のスケジュールになります。

エネルギー回収型廃棄物処理施設については、7月4日に事業者ヒアリングと第 11 回事業者選定委員会を開催いたします。場所は奈良県文化会館になります。その後、選定委員最終評価、入札書開札を経て、総合評価審査結果を7月 13 日に から管理者へ答申していただき、7月 16 日に落札者の公表となります。

次に、マテリアルリサイクル推進施設については、6月30日が事業提案書の受付期限となります。 その後、基礎審査等を経て、8月4日に事業提案書を各委員へ送付いたします。

第12回事業者選定委員会は8月23日から9月3日の期間で開催調整させていただきたいと考えています。

9月12日に事業者ヒアリングと第13回事業者選定委員会を開催いたします。その後、選定委員最終

評価、入札書開札を経て、総合評価審査結果を**1**22 日に落札者の公表を予定しています。

8月の委員会の日程をここで決めたいと思いますが、26日の木曜日の午前中はいかがですか。 (一同)

異議なし。

マテリアルリサイクル推進施設の資料の送付先は、 の時期に当たるので、時期が近づいたら 調整してもらいたい。

(事務局)

送付前に各委員に確認するようにいたします。

本日の議事は以上になります。どうもありがとございました。

以上

令和3年6月21日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺 信久

副委員長 蓑田 哲生

第12回新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会 議事録

(欅田課長)

それでは、「第12回山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会」 を開会いたします。

本日、進行役を務めさせて頂きます、山辺・県北西部広域環境衛生組合施設建設課の欅田でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本組合事務局長川口よりご挨拶させていただきます。

(川口事務局長)

おはようございます。本日も公私ご多忙の中、第 12 回選定委員会にご参加を賜り、誠にありがとうございます。エネルギー回収型廃棄物処理施設の入札行為につきましては、事業者決定の段階に入りました。エネルギー回収型廃棄物処理施設に続きまして、マテリアルリサイクル推進施設の事業者選定のために 9 月 12 日にヒアリングを実施し、委員の皆様にはその結果に基づいて採点をお願いすることとなります。本日は採点についての説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日もリモートでの会議となっております。聞きにくい点、疑問や質問等がございましたら、 遠慮なく発言をいただければと思います。

(欅田課長)

本日の委員会を開催するにあたり、現在の出席委員数は5名中5名で過半数を満たしておりますので、「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会設置要綱」第6条第2項により本委員会は成立しておりますことをご報告させていただきます。この後の進行は最近にお願いしますが、その前に本日の資料の確認をいたします。本日は資料①から⑥及び参考資料①から④を用意しております。

本日は、マテリアルリサイクル推進施設の技術点の評価に向けての資料の確認になります。 それでは、「1. 入札執行状況報告」について事務局から説明をお願いします。

(組合)

それでは、資料①をご覧ください。資料左側に今まで行いました内容を記載しております。前回、第10回委員会でスケジュールを説明しておりますが、今回は、変更点が1件ございます。6番の基礎審査結果についてです。前回は「令和3年6月30日提案書受付期限、令和3年8月4日基礎審査結果」という予定を記載いたしました。今回は「令和3年8月4日に基礎審査を実施し、1社合格」という結果を記載しております。その他の説明は前回と同様のため、割愛させていただきます。

ありがとうございます。それでは、次に「2. 質問回答等」についての説明をお願いします。 (エックス)

資料②~④につきまして、説明させていただきます。資料②から資料④は入札説明書等の質問回答等の報告になるので、評価の際に参考にしていただいた方がよいと思われる箇所のみご説明します。資料②については、特に本日説明する箇所はありません。

それでは、資料③について、説明させていただきます。資料③のNo.29 は、今回の造成地には天理市の調整池も含まれるのかという質問です。本施設と隣接している天理市の清掃車事務所の造成工事等に関しては、一括で敷地全体の工事を実施すると回答しています。

No.31 は、民家の移転は決定事項なのかという質問です。入札説明書の段階では、民家の移転は確定事

項ではないとしていましたが、基礎審査の対面的対話で民家の移転を前提として施設計画を作成するようにと回答しています。

No.38 は、「日本一イケてる施設」でないと判断された場合、費用は組合負担にしてもらえるのかという質問です。「日本一イケてる施設」とは、あくまでキャッチフレーズではあるが、相当の対応をお願いしたいと回答しています。

No.47 は、リチウムイオンバッテリー等による火災が増えているが、収集・運搬車両や荷下ろしの方法を教えてほしいという質問です。収集・運搬車両については、ダンプトラックを使用しており、荷下ろし方法については、荷台を傾斜させて実施していると回答しています。また、貯留中の対策については提案によるものとしていますが、これに対して、事業者からの技術提案書(様式 8-6-1)では、運転中の検知器作動時にライン停止が予想されるため、という提案がされています。

No.50 は、スプレー缶の搬出方法についての質問です。スプレー缶やアルミ缶と同様の処理を考えていると回答しています。

No.51 は、スプレー缶を金属プレスで圧縮した場合の火災リスクについての質問です。穴の開いていないスプレー缶を人力で事前に穴を開けてプレス機に投入するか、場合によっては穴あけ機を導入し、プレス機で圧縮した時に起こる事故・火災等を未然に防ぐ処置を行うと回答しています。これに対して、事業者からの技術提案書(様式 8-7)では、 により安全に処理するという提案がされています。

№58 は、搬入物の混載はないのかという質問です。荷箱を品目ごとに区切り、積込・荷下ろしが可能な状態で搬入する予定と回答しています。

No.61 は、現在の直接持込車両の持込頻度では、計量機前に渋滞が発生し、一般道が渋滞するのではないかという質問です。直接持込車両の台数はエネルギー回収型廃棄物処理施設への搬入台数も含むため、参考値となっていること、また直接搬入は予約制を検討しているため、一般道が渋滞する程の直接搬入車両がくることはないと回答しています。事業者からの技術提案書(様式 8-5-1)では、入口から計量棟までに を確保するという提案がされています。資料③については以上です。

続きまして、資料④をご覧ください。

No.1 は、隣地民家は移転する方向で計画を行うという確認事項です。移転を前提として計画を行い、「日本一イケてる施設」を考慮した景観にも配慮することと回答しています。ただし、移転がされない場合の代替案も計画することとしています。

No.13 は、管理棟のコンセプトおよびレイアウトについての確認事項です。「日本一イケてる施設」の キャッチフレーズに見合うよう考慮してほしいと回答しています。

No.14 は、管理棟の外部仕上げについての確認事項です。管理棟の外観については、行政の施設と思われない斬新かつシンプルな意匠を提案してほしいと回答しています。資料④については以上です。

ありがとうございます。ただいまの説明について意見、質問等はありますか。適宜、技術提案書も確認しながら、内容を理解できるように進めていきたいと思いますが、技術提案書についての説明はありますか。

(エックス)

技術提案書については、特に説明はありません。

エネルギー回収型廃棄物処理施設では、組合の求めている要求にオーダーメイドな内容が提案書で提出されたが、マテリアルリサイクル推進施設では、他事例等も踏まえた内容で提案書が記載されているというように感じていますが、その理解でよろしいですか。特にプラスチックについては、今後の動向が読めないということもあってか、明確な提案ができていないと思いますが、どのように考えていますか。

(エックス)

提案書で求める内容については、エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設で大きな差はないと考えています。この事業者の要求に対する提案書の内容が一般的な提案が多かったということだと思います。

ただ、粗大・不燃等の処理施設やリサイクル施設については技術革新があまりないため、処理に関する技術的な提案は一般的になってしまう面があるとは感じております。 はいます はどのように考えていますか。意見等がありましたら、教えてください。

新しい技術が殆どないため、比較するのは難しいと思います。提案書ではプラスチックが入ってきた場合は、圧縮力を高めて量を処理できるようにするという記述がありました。問題は、製品プラスチックが多くなった場合にヤードを共有できるのかということと、製品プラスチックが多くなった場合に圧縮して量を処理することができるのかということだと思います。

リチウムイオンバッテリーの処理については、技術提案書に記載はありますか。

(エックス)

技術提案書(様式 6-1)では、バッテリーの処理に関する技術的な提案はなく、事前に手作業で取り除くとしています。実際に火災が発生した場合には、運転中の検知器作動時にライン停止が予想されるため、破砕機の処理能力を 2 倍に上乗せするという、火災が起こることを前提とした提案になっております。

火災は発生するけれども、大きな障害とは考えずに処理を続けるということですか。

(エックス)

火災が起きた場合にはもちろん処理を停止させますが、停止することで処理が遅くなる可能性がある ため、処理能力を2倍にして対応するということです。

66 頁 1) ③に「コンベアの幅を 600 mmから 800 mmにする」とあります。リチウムイオンバッテリーはプラスチックに混入しており、なおかつ重さがあるため下層に沈むことが想定されます。コンベアの幅を広くすることで、ごみの層を薄くして、異物混入やリチウムイオンバッテリーを見つけやすくするということだと思います。

(エックス)

火災については、例えば、検知器による検知などです。

コンベヤの幅を広くするという提案に対して、事務局の評価としては「コンベアの幅を広くして、ご みの層を薄くすることは効果があると思う一方、作業員が両側につく場合は別として、片側1人で作業 をする場合には、身を乗り出してごみを取らなければならないため、作業効率が落ちるのではないか。」 という懸念も感じています。 確かに作業人数が少ない場合には、遠くのごみまで確認することができないと思います。他の方々は ご質問ありませんか。

構成市町村が収集した容器包装プラスチックに関しては、記載されている処理容量があれば受け入れるということで良いでしょうか。

(エックス)

能力的には2倍以上確保ということで、容器包装プラスチックの量の増大に関しては、対応できていると考えています。会計検査などの関係で、2倍の能力にしたという場合に過大だと捉えられてしまうのではと懸念はしています。

処理能力については、会計検査で問題になるような内容なのでしょうか。

(エックス)

もし、会計検査で過大な施設だと問題視された場合に適切な回答を用意しておく必要があると考えています。例えば、「災害時のごみの量や質を考慮しているから」といったことなどが考えられます。

なお、破砕機は処理能力に関係ない能力で決まる部分があります。例えば、1日に大型粗大ごみ1台を破砕しようとした場合には、非常に大きな能力のある破砕機を用意しなければいけません。大型粗大ごみ1台であれば、1日に1t しか処理しないけれども、処理能力としては50tクラスの破砕機を導入しなければいけないということもあります。処理能力が2倍の過大な施設をつくったというよりも、目的のものを処理するために必然的に処理能力を2倍にしなければいけなかったということも考えられるので、単純に2倍だから良いということでもありません。

それでは、次に「3. 技術提案書評価説明」についての説明をお願いします。

(エックス)

資料⑤について、説明をさせていただきます。資料⑤が事務局評価案ですが、委員の皆様には参考資料①を使って採点をお願いいたします。

まず、参考資料①をご覧ください。所々、黄色に塗った箇所は事務局が採点を担当する箇所です。 備考欄の記載について説明させていただきます。

まず、実績についてですが、 者の提案書では紙、小型家電、有害に対応しているということでした。しかし、カタログや仕様書など を確認したところ、紙、小型家電、有害に対応しているという記述がみられませんでしたので、対応し ていれば 0.3 点の評価のところを 0.2 点しか評価していません。

次に、騒音・振動対策のところですが、破砕機室には防音材を貼るように要求していますが、防音材は貼らない計画となっています。これに対して基礎審査で要求水準未達ではないかと指摘したところ、 事業者は防音材を貼るとメンテナンスなどが必要になるため、

技術提案書は のままで修正はありませんでした。実際の施設は でやってもらいますが、 技術提案書は のままで修正はありませんでしたので、提案書の評価としては、あくまで に対する評価で良いと思います。

次に車両動線のところですが、事業者からは で一切上と記載している箇所は 一切上の誤りです。申し訳ございません。修正をお願いいたします。 黄色に塗った箇所以外は委員の皆様に評価していただく箇所となりますが、こちらについては資料⑥ をご覧ください。 評価については、事業者の個々の提案に対しての評価又はある程度まとめての評価のどちらでも良いと考えております。例えば、温暖化対策では7つの個別提案が出ております。ここでは、事務局は3つの提案をまとめて評価しています。本来は個々の提案に対して、良いものには点数をつけるというものですが、個々の提案は加点するまでには至らないが、全部やってもらえれば加点しましょうという考えです。しかし、あくまでも事務局がとった方法なので、どのように評価するかは、委員の皆様にお任せしたいと思います。

基本的には、優れた提案1つに対して、0.5点を加算するという評価方法ですが、例えば「その他の自由提案」などは優れた提案1つに対して、1点を加算するという評価方法になっていまので注意していただければと思います。

その他景観については、パースと技術提案書の提案内容を各委員の主観に基づいて、0.0~3.0点で採点するという方法になっております。また、 啓発施設についても、各委員の主観に基づいて、0.0~1.5点で採点するという方法になっております。啓発施設に関する事務局評価では、判定欄は全てまとめて対象として 0.75点と評価しています。

評価する際に、判定欄に何を評価しているかを簡単に表記していただければと思います。

各項目の評価点については、各委員の単純平均をとって、小数点 1 桁の数値を点数とします。なお、 事務局の採点は一切考慮せず、全て委員の採点で評価いたします。評価については、以上です。

たありがとうございます。ただいまの説明についてご意見・ご質問はございますか。

3つ質問があります。1つ目は、太陽光パネルは管理棟の上に配置するということですか。2つ目は、 を悪臭対策として評価しても良いのでしょうか。3つ目は、組合としてテレワークの 推奨はされていますか。

太陽光パネルのメンテのために人が行き来できる場所なのでしょうか。図面には太陽光パネルの記載がないので、懸念しています。ヒアリングで確認するしかないのでしょうか。

(エックス)

太陽光パネルはパースを見ると、工場棟の屋根に設置するという提案のようです。

太陽光パネルを設置する場所に人が行けるかについては、受注後の設計協議の中で詰めていくことでも良いと思います。なお事務局評価では、太陽光パネルは他の提案とまとめて評価するとしましたが、太陽光パネルの設置自体は要求水準となっているため、採点しないという考えもあります。

スプレー缶については、悪臭対策でした。の提案がされています。事務局としては、 は悪臭対策とは関係がないということで評価していません。しかし、スプレー缶からガス が漏れれば悪臭に繋がるので、は悪いない。 は悪臭対策であると考えて加点するという考えもある と思います。なお、 は安全対策に関連するということで、安全対策で加点するのとい う考えもあるかと思います。

3つ目の質問については、組合から回答をお願いいたします。

(組合)

テレワークについては、現在組合として推奨しているという状況ではありません。啓発施設に関する要求水準で、「天理市が運営している各施設を参考として」と記載していますが、その中のテレワークセンターを参考として事業者が提案してきた内容となります。組合としては、必ず、テレワークセンターを設置するかは、今後の検討課題だと考えております。

ありがとうございました。他に質問などございますか。

採点の基準はどのように定めれば良いですか。要求水準を満たしていれば良いとするのが通常の採点 方法だと思うのですが、「日本一イケてる施設」というキャッチフレーズを加味すると厳しく採点する べきなのかとも思いました。目指すべき施設の基準について、組合に回答をお願いします。

(組合)

組合としては、「日本一イケてる施設」を求めていますが、技術提案書には特徴のある提案は少なかったと思います。委員の判断で採点をしていただければ良いと考えています。

(エックス)

要求水準書未達の場合は、失格になります。要求水準書を守ることは必然なので、要求水準書通りの提案は評価対象としないというのが、一般的な考え方だと思います。採点基準は各委員の主観に基づいて採点していただければ良いと考えております。



他に質問などございますか。

それでは、次に「4. 今後のスケジュール」についての説明をお願いします。

(組合)

それでは、資料⑥について、説明をさせていただきます。本日、8月26日(木)午前9時ということで、第12回事業者選定委員会を実施しております。

本日以降のスケジュールについては、9月12日(日)に事業者ヒアリングと第13回事業者選定委員会を実施いたします。備考欄には開催場所を記載しておりまして、奈良県文化会館で開催いたします。

9月13日~15日の期間に事業者ヒアリングの結果を基に選定委員会最終評価として、評価シートなどの採点を実施していただき、メールで組合に送付していただきます。

- 9月13日(月)には、事業者から提出されている入札の開札を事務局で実施いたします。
- 9月17日(金)には、委員の皆様からいただいた評価を基に総合評価審査結果を天理市役所管理者へ答申を行っていただきます。答申については、**国際**と**の**から事前に実施日の了承をいただいております。
- 9月22日(水)には、答申結果などを受けた結果から落札者の決定を行い、公表する計画となっております。以上です。

ありがとうございます。次回は9月12日(日)13時30分に奈良県文化会館にご参集願います。それでは、本日の議題は以上になりますので、事務局に進行をお返しします。

(欅田課長)

ご審議ありがとうございました。 次回はマテリアルリサイクル推進施設の「事業者ヒアリング」になります。 今後のスケジュールでお示ししたとおり、9月 12日の日曜日に奈良県文化会館(小ホール)にて 14 時開始を予定しておりますので、各委員様につきましては、13時30分に現地の1階会議室にご参集をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

以上

令和3年8月26日

山辺·県北西部広域環境衛生組合

新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会

委員長 渡辺 信久

副委員長 蓑田 哲生